

午前十時 零分 開会

○議長（首藤 正君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第四号により行います。

日程第一により、昨日に引き続き一般質問を行います。

○九番（堀本博行君） 二日目のトップということで、元気いっぱい、さわやかに質問をしてみたいと思っております。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

昨日も丁々発止のやり取りがなされておりましたけれども、きょうもしっかりと市民生活に根ざしたやり取りを展開をしてみたいと思っております。きょうも、私以外は論客ぞろいでございますので、執行部の方々も大変でございましょうけれども、よろしく願いをしたいと思えます。

最初に、きのうも消防本部の十一月十八日の火災の件でかなり議論がなされておりましたけれども、また私も自分なりにいろいろ勉強させていただきまして質問をしてみたいと思っておりますが、特にきのうも出ましたけれども、機構改革の中でさまざまな部署の変更とか体制の変更とか、そういったものが、きのうは「平成八年」というふうにおっしゃっていましたが、機構改革の中でさまざまな、いわゆる行革のような形で人員の削減とかいうふうなものが出てきております。この機構改革、いわゆる二交代制から三交代制に変更になってから、さまざまと私も消防の友人が何人かおりますから、そういう中からいろいろな不満みたいなものも出てきたような気がいたします。その中で特に今回の事故については、一人一人の命という、非常に大変な出来事だと思っておりますし、二、三日、私の先輩とコンピューターでやり取りをさせていただいておるのですけれども、この事故のことをメールでお話をしたときに、東京の消防庁の方でいろいろ調査をしていただきまして、消防士の方々の殉職をされた人数が、この十年間で十八名殉職されているというふうなこともお聞きしました。全国的にこの十年間で十八名の方が殉職をされている。その中で消防士本人が一人亡くなって、二人重症、一人軽傷という、四人の方が事故に遭われているということについては、これは大変な問題ですよというふうなこともおっしゃってありました。

体制そのものというのは、平成十二年でしたか、地方分権の流れの中で各地方自治体でいろいろやってもいいですよというふうな流れになっておりますから、その町、市のいわゆる消防区域の中の体制を好きなように、好きなようにといたしますか、その事情に応じて変更しても構いませんよというふうな流れになっておるということはわかるのでありますけれども、きのうも出ていましたけれども、消防車が第一出動するときに、今は別府市は三人体制ということでありまして、この三人体制というのはどう

なのかなというふうな形でいろいろ調査をさせていただきましたけれども、特に大分市なんかは、ちょっと聞いてみたのですが、大分市なんかは消防車が出動するとき一台に大体四人乗っていきます、出発します。臼杵市は、四名のときと五名のときがあります。佐伯市は、常時二台出動して各車に四名ずつ乗車をして、そのほかに別便で一台二人乗って出発します。こういうふうなことを言っていました。現場に出ます。中津市は、基本的に四名です。宇佐市は、三名から四名、三名のときもあれば四名のときもありますというふうなことであります。ほとんどが四名体制の中で火災現場に向かうというふうなことでありますが、この別府市もいわゆる機構改革の中で三名体制になったのでしょうけれども、この三名体制の中で、以前は四名で、その前は五名でというふうなことでありまして、基本的にいわゆる水にかかわるポンプ車も一台に乗る原則というのが、これは五人になっておりますというふうなこともお聞きをいたしました。この三人体制というふうなことで大丈夫なのかな。ましてやきのうの答弁を聞きながら、一人調子の悪い、例えばいろんな課があって、その出勤した状態で何か人数のやり繰りをするみたいな、そういう非常に心もとない答弁を消防署長がされてありまして、そういうふうな日が変わりメニューみたいな、そんな体制で大丈夫なのかなというふうに思います。

三人体制できのうも盛んに出ていました指揮系統の話に向けられると、それなりに答弁をしておりましたけれども、現場の皆さんの話を聞くと、三人体制で指揮系統なんかできませんよ、できるわけがないではないですかというふうなお話も聞きました。三人体制ということになると、一台の中でやる分担といいますか、そういうものについては放水とか給水とか機関員とかいうふうなことを言っていましたけれども、もう自分のことで精いっぱいですよ。だから、例えば消防隊員に対する目配りだの気配りだのということは、もう一切できませんと。先般の田の湯の火災のときも、この三人体制はどうなのですかというふうなお話をさせていただきましたけれども、その辺は、もう見直す。きのうも出ましたけれども、体制の見直しというのをしっかりやらないと、これは今後の消防隊員の士気にかかわってくると思います。

また、百四十三人の署員の中で、今回の事故で私も何人かの家族とお話をしましたけれども、全部が全部自分の我が身に振りかえて、いわゆる時と場合によれば自分のかわいい息子だったかもしれない、自分の亭主だったかもしれない、そういうふうなことを考えると、非常に家族の中でいろんな思いをしながら話もされておるといいますし、非常に複雑な思い、心境というようなものがよく手に取るようにわかるわけですけれども、実際、ある家庭に行ったときにこういう話をしていました。隊員の子供さんが、今、小学生なのですけれども、何でこんな事故が起こったのとお父さんに聞いたらしいのです。そうすると、その男の子――草牧さんも野球少年だったというこ

とを聞きましたけれども――今の消防の体制というのは、監督も入れて九人で野球をしているようなものだ。だからサイン出す人がおらんのだと。うまい話をするなど思っておったのですけれども、サイン出す人がおらんで、監督も一緒になって野球をしておるものだから、サインを出す人がおらんから、もう目いっぱいやっている、こういう状態に似ているのだよというふうな話をしておりましたけれども、実際に手いっぱいの中でやっているということが、よくわかったわけでありまして。その中で、先ほども申しましたけれども、今後の消防に対する、これは九州、全国的にも消防士が四人死傷している、これは大分県下はもちろんですけれども、聞くところによると、消防の方にもかなり問い合わせが来ているというふうに言っておりましたけれども、これは全国的にも、九州管内でもそうですし、別府のこの事故に対する対応、どんな対応をするのかということ、やっぱりきちっと見ていると思いますよ、こういう大変な事故を起こして。また一つは、隊員の中にもいわゆる消防の執行部、執行部というか幹部の消防長以下がどんな対応をするのか見ていると思いますよ。そういう意味では、今回の体制の見直しといったものをしっかりとやっていかないと、何もしないでこのままずるつもりなのかなという気もしますし、その辺はいかがですか。

○消防長（木村善行君） お答えいたします。

私どもは、この教訓を今後十分生かしていかなければいけないということで、肝に銘じておるところでございますけれども、職場の中では職員にも今後の体制あるいは対応については、お話をさせていただいておるところでございます。我々が改善するということですか、反省することは多々あるかと思っております。特に消防力、消防体制というものにつきましては、一つ一つ点検をしながら進めていくということが大事だろうというふうに思っております。その中で改善するものを見出し、短期・中期・長期でできるだけ一つ一つ解決していきたいというふうに思っております。

○九番（堀本博行君） 体制的には、別府の百四十三名という体制は、いわゆる充足率から見れば、ほかの自治体に比べてまあまあ整っている方だというふうに――頭数からいえば――感じられます。ところが、体制そのものをしっかりやっぱり見直していかないとまずいのではないかというふうな気がいたしますし、特に消防の若いころからつき合っている友達もおりますが、二十歳のころ、一緒に酒を飲みながら自分の消防に対する情熱といったものを、私なんかもよく聞かされました。あの情熱を今の若い消防士たちが、やっぱり情熱を持って市民の生命と財産を守るのだという、本当に意気軒昂にやっていた友人もおりますが、そういう気持ちをそぐような体制だけではぜひ改めていただきたいと思っておりますし、特にいわゆる戦争の戦友ではないのですけれども、消防隊員たちの横のつながりというのは、大変強いものがあります。炎の中をかいくぐって、命をかけてやっぱり任務に当たるわけですから、非常に結びつきとい

うものもありますし、そういうものがあるがゆえに今回の草牧君の事故については非常にショックを受けているという、こういうふうな思いも感じるわけであります。そういう意味ではやっぱりもう一回、特に現場の隊員たちの意見をしっかりと聞きながら、士気を鼓舞するというふうな体制を敷かないと、非常に厳しいものが今後あるのではないかというふうに思っております。この辺で終わりたいと思います。ぜひ体制づくりを、しっかりやっていただきたいと思っております。

次に行きます。市立図書館の件について、お伺いをしたいと思っております。

市立図書館も、前々からいろんな問題点が指摘をされておりますが、例えば駐車場の問題とか場所の問題、司書の問題とか、さまざまな問題がずっと前から指摘をされておりますが、なかなか図書館、いろいろ、特に私もPTAを長くやっておりましたし、そのお母さん方からいろんなお話を聞きます。市立図書館というのは、あんなのでいいのかなみたいなお話も最近また聞くようになりましてし、将来的にどういうふうに位置づけをしているのかなというふうに思っておりますが、その点からちょっとお答えください。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

これまで文化施設の建設につきまして、いろいろと論議をされてきたところでございますが、昨年七月に企画調整課の指導のもとで、関係課課長十四名で構成された別府市文化施設建設調査委員会を発足させて、ことしの九月、第二回の委員会を開いたところでございます。現在、市内に点在している文化施設や社会教育施設などの現状を把握しながら、将来的な複合文化施設の建設を視野に入れて、現在研究をしておりますところでございます。市民のため、また観光客増加につながる文化施設のあり方等を検討し、早く一定の方向性を出していかなければと認識をしておりますところでございます。

○九番（堀本博行君） よろしくお願ひしますと言うしかないのですけれども、特に市立の図書館というよりも、地域の皆さん方の近くにおる人たちが利用するという程度のものでおるのが事実でありますし、特に駐車場がないとか寄りつきが悪いとか、私なんかも行ってみたいなと思うけれども、あそこの近くまで行くと車のとめ場がないということで、ついつい足が遠のいてしまうのですけれども、その辺の位置づけをはっきりさせていただいて、早急な対応をお願いしたいと思っております。

それで次に、中学校の制服と防寒着のことについて、ちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

防寒着と制服のことをちょっと言おうと思ったら、きょうの新聞で大分で、「高過ぎる中学の制服」という、こういう項目が大分で論議をされておったようでありますが、特に学生服というのは、まあ学生服にしても女子のセーラー服にしても、特に前

も申しましたけれども、修学旅行なんかに行くとガクランというのは、もうちょっと古いのですよね。ああ、ガクラン着ておると奥様方は言われていましたけれども、それくらいそういうふうなものもありますし、特にきょうの朝、ちょっと女房と、この学生服の記事がありましたので、学生服とは何ぼぐらいするのかと話し聞いたら、これはまたピンからキリまであるわとかいう話になって、安いのはどのくらいかと、「一九八」と。お、それは安いではないかといったら、「一九八」というから「千九百八十円」かと思ったら、「一万九千八百円」。そんなにするのかという。上下で高いのだったら三万とか五万とかいうふうなことも言っていました。だから、そんな高いのか。おれなんか、背広だって三万もすればいいのが背広の上下あるしなというぐらいに、やっぱり学生服って高いよなと思いました。防寒着についても、うちの中学校で先々月ですか、やっていましたけれども、これまた高いのだ。防寒着何ぼか。九千八百円とか一万円とかいう。私なんかでもその辺のどこか、「はるやま」とか何とかいうところで一万ぐらいのコートしか着ておらんのに、子供に、「みんな買ってあったか」といったら、「いや、買わん買わん、あんな高いの」とかいうふうに言っていました。そういう市民感覚からずれているなという感じがしました。今、どういふ……、例えば部活にしても、家が大変だから部活にも入らんのよと。部活に入れば入るなり、例えば部活に入ったらおそろいのウインドブレーカーが要るとか、ああいうウインドブレーカーだ何だかんだといっても一万、二万するのですよ。そういうふうに親に気を遣って部活に入らんという子がたくさんいますよ。そういう市民感覚のずれというのかな、一万円するようなコートを着て、「それは強制ではないですよ、好きな人だけ買ってください」とは言うけれども、何でこう……、例えば防寒着とかジャンパーとかオーバーとかいうのは、普通着る、子供たちはいっぱい持っておるのだ、家に。何であれを着たらいかんのか、家にある防寒着でいいではないか、寒ければ。さっち同じものを型を枠の中に入れようとして、着るならこれを着てくださいみたいな。何でそんなことするのか。下に学生服でセーラー服を着ているのだからいいではないかというふうに私は思います。そういうふうなところでフリーにやっぱりきっちり、普通の家で着ているようなオーバーを着ていっては何でいかんのかなというふうな気がします。その辺をぜひしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

防寒着は自由にならないのですかという御質問でございますが、市内の中学校の実情を調査してみますと、防寒着の着用につきましては、生徒会などと話し合っただけで学校が決めています。その結果につきましては、これまでどおり保護者の方に学校長とPTA会長との連名で文書などでお知らせをしたり、懇談会等の席でその趣旨や採用までの経過につきまして説明したりしながら、保護者の方々に十分学校側の考え、趣旨

等が理解されるよう説明していくことが大切であると考えています。

○九番（堀本博行君）　そういうふう言えば、そういうふうな答えが返ってくるでしょうけれども、ぜひやっぱり、どういうのかわからんけれども、市民感覚からぜひずれるようなことのないように進めていただきたいと思いますし、制服なんかにしても特に女子のセーラー服は着込めないという、そういうふうなことも前々から言われておりますし、ぜひ検討、これもまだ学校現場にお任せしますというふうな教育委員会の姿勢なのでしょうけれども、そのバックアップをしっかりとっていただきたいと思います。

それでは、次に行きます。朝見川の河川敷、しつこいようではありますが、これも先般の河川敷の件で質問をしました。課長が、積極的に県の土木事務所の方に向け合っていて、おり口といいますか、階段の設置の約束を取りつけてきていただきましたけれども、よく私が比較をする春木川それから境川、朝見川という立派な河川が三本あるわけですけれども、春木川というのはもう、見に行ったというか調査に行ったのですが、十号線からちらちら見ておって、あの河口といいますか、ああ、いいなと思っておって、それで見に行ったら、おりたら、すごくいいですね。すごく改修されておって、どこまで上がっておるのかと思って、どんどん歩いていけるし、階段があるし、すごい改良がされている。どこまで行くのかなと思ったら、十号線の旧国道の海岸の、いわゆる河口からずうっと上がって、旧国道の上あたりまで、それからまた、ちょっと自然になった、それから上がまたきれいになっておるといふ、この朝見川と春木川の差は何なのかという、そういうふうに思いました。ああいうふうにする……、これ、デジカメで全部撮ってきました。すばらしい、どこからでもおりられるような階段があって、ずっと水に親しめるといふか、上がっておいたら、河口には魚がおるし、上がっておいたらシラサギみたいなものがぱあっと飛んできて、おまけにアヒルまでおりました。があがあ、があがあ、アヒルまでおって、川と何かなじんでいるなという感じがしました。（発言する者あり）マガモだそうです、アヒルではなくて。失礼。朝見川もぜひああいうふうにしていただきたいと思いますけれども、課長、御意見を。

○土木課長（亀岡丈人君）　お答えいたします。

議員御質問の春木川や境川みたいに朝見川ができないかということでございますが、この春木川や境川、この両河川は、県の施行によります砂防河川環境整備事業ということで河川改修をやっておりまして、芝張りや散策路のできるような施設整備ということで、河川公園として自然に接する憩いの場ということで整備をしております。朝見川につきましては、これは災害復旧工法、いわゆる治水対策を優先して整備をしております。河床が急勾配な上、三面のコンクリート張りで、緑が少なく自然形態が

ない、殺伐とした味気ない河川ということになっております。どうしても朝見川につきましては治水対策、当時の災害復旧で治水対策を優先して施行したということで県にお聞きしております。朝見川が、春木川や境川のようにならないかということで、これも県の方に、河川管理者であります県に、この件もあわせて九月の要望もごさいます。九月の件につきましては、一応要望を入れておりますが、この件につきましても、県の方に要望していきたいと思っております。

○九番（堀本博行君） 春木川なんかに行ったら、いろんな人がおりて水際で遊んでいたりとかしゃべっておったりとか、そういうふうな形のものがあるのですが、朝見川の場合は、今、はっきり言って南部の代表的な川でありますけれども、おりるところもなければ、はっきり言って無用の長物みたいな、朝見川と触れるところがない。大体川に魚がおらんという、ちょっと河口におるのはおりますけれども、あれからずっとね。何とかこう、特に南部の方は高齢者が多いですから、そういう意味では憩いのスペースなんかにあの辺をしてくれると非常にいいなというふうに思っております。

次に行きます。これは、市営住宅のシャワーの件についてでありますけれども、最近できている――決算委員会のときにもちょっと触れさせていただきましたが――特に浜脇の高層住宅以後できた住宅は、しっかりと設備がされておるわけでありますけれども、特にことしの――今はもう寒くなりましたが、ことしの夏はすごく暑かった中で、ちょっと外に出て帰ってくると汗びっしょりという、こういう酷暑でありました。その中で市営住宅の方々から、何人かから要望というか、私なんかはシャワーが、ふるがついているから当然シャワーがあるものと思っておりました。認識不足でありましたけれども、このシャワーの設置というのは、各自治体によっては年次ごとに計画を立ててシャワーの設置を年次計画でやっているところも何市かあるわけでありますけれども、今、市営住宅の家賃も前と違って、応益応能方式ということで、例えば浜脇の高層の一番安い人と、荘園の光の園住宅なんかがありますが、あそこの一番高いの人の家賃が、余り変わらないような状態というふうなこともあるわけありますから、ぜひこのシャワーの設置というのは、これは必要不可欠なものではないかと思えます。昔はシャワーなんかぜいたく品だったというふうな部分もあるのでしょうけれども、年次計画でこういう形のものができるといいなと思っておりますが、いかがですか。

○建築住宅課参事（宗野 隆君） お答えいたします。

生活様式の変化で、現在では確かにシャワーは欠かせない設備の一つであろうと思えます。入居者の方々には大変御不便をおかけしておりますが、これらの既存住宅にシャワー設備を設置する場合、今から申し上げます三点ほどの工事が必要となってま

いります。

まず第一点目ですが、ほとんどの住宅が四から五階建ての中層のために、その給水方法は、屋上に設置した高架水槽からの落差を利用した方式となっております。シャワー設置には、最低でも七メートルから十メートルの落差が必要となります。ところが現状では、各住宅の最上階部分の確保でこの条件を満足しておりません。必要な水圧が確保できておりませんので、このことに対する改善工事が発生いたします。また二点目としまして、浴室内の壁防水が、現在、腰の高さまでしか施工されておられないので、シャワー使用時にそれより上部に水やお湯がかかることによる下の階への漏水事故の発生も予想されます。したがって、壁防水の改修工事が必要となってまいります。また三点目といたしまして、給湯器や配管等を含めましたところの本来のシャワー設備設置工事が必要となってまいります。

以上、三点の工事に必要な費用を考えますと、この件につきましては今後、住宅の建てかえの中で標準の仕様として対応してまいりたいと思いますので、御理解のほどをお願いいたします。

○九番（堀本博行君） できない理由があるのはわかっていますが、建てかえというのと、これまたいつのことかわかりませんので、しっかりやっぱり検討していただきたいと思いますし、シャワーがないというのは非常に、さっき参事もおっしゃっていましたがけれども、気持ち悪いものです。ぜひ設置に向けて努力をしていただきたいと思います。

次に行きます。リバースモーゲージの制度についてちょっと触れていきたいと思いますが、これは、「物知り伊豆課長」にリバースモーゲージの説明をしていただきたいと思います。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

「リバース」は、逆とか後ろとかバックとか、そういうふうな意味で、また、「モーゲージ」につきましては抵当ということで、この制度は一九六〇年代にアメリカで始まりました。国内では厚生労働省が、平成十四年十一月十三日にリバースモーゲージ制度の要綱案を発表したもので、内容につきましては、六十五歳以上の単身者や高齢夫婦世帯で、住みなれた家にいながら住宅や土地を担保に、社会福祉協議会などが窓口となりまして、生活資金として銀行から融資を受ける、そのような制度でございます。いわゆる逆住宅ローンというような感じでございます。

○九番（堀本博行君） 特に今、家とか財産とか持っている人の中で年金が少ない、生活資金が少ないという方々に対して、自分の家・土地を担保に銀行などから死ぬまで毎月の年金のような形でいわゆる逆担保というふうな形のものでやっていく制度なのですけれども、これは特に都心の方で、東京都なんかの場合は各区でもうかなりこ

ういう制度を立ち上げておりますけれども、別府なんかも特に年金の少ない方で土地とか家とかは持っているのだけれども、年金が少なくて生活が苦しいというふうな形のもの相談もよく受けます。そういうときに、例えばこういう制度が確立されておれば、別に社協なんかで今やっているところもありますし、あっせんという形でやっているところもあります。そういう制度をしっかりと立ち上げて市民に知らせていくと、かなり利用する人もいるのではないかというふうに思うわけですが、制度の導入に向けてやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

今、議員さんの質問の中で都市部というふうなお話がありました。地域差もございいますが、別府市といたしましては、すでに実施をしています都市部の区や市の状況、県内外の市町村の動向などを見きわめて今後検討してまいりたい、このように考えております。

○九番（堀本博行君） しっかりと検討していただきたいと思います。

最後になります。音楽療法について質問をさせていただきます。

これも以前、質問をさせていただいた経緯がありますが、特にミュージックセラピーというふうな形のものでありますけれども、この療法というのは、さまざまな療法があります。音楽療法とか、特に別府の温泉療法とか乗馬療法とか、いろんな形のもの療法があります。特に医者に行くより温泉に行くとか、音楽療法を受けるとか、薬飲むよりそっちの方を受けるとい、セラピーを受けるといふふうなものでありますけれども、これも特に大分市がかなり先進地というふうな形で音楽療法の養成講座を立ち上げておりますが、特に本物の音楽療法士というふうなことについては、非常にハードルが高くてなかなかできないのでありますけれども、音楽療法ボランティアとか、音楽療法の別の名前をつけて各施設で、各自治体が独自で一年間の養成講座を立ち上げて、そういう人たちを募って、各施設にいわゆる出向させて音楽療法をやるというふうな形でありますけれども、課長はなかなか、音楽療法という顔ではないので心配しておりますが、そういう例えば課の中で何人かを選抜して中心メンバーとして勉強させて、立ち上げに向けてやっていただきたいというふうに思うわけですが、いかがですか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

この音楽療法につきましては、さきの九月定例会で堀本議員より通告がございまして、そのときは何もお答えできなかったのですが、その後、大分市、先ほどおっしゃいました大分市の件等を研究してまいりました。実際に大分市は、音楽療法実践指導者講習会というのを、ボランティア的なものを構築するためにその講習会を委託し、やっているようでございます。

私のところの現在の保健医療課では、急速な高齢化に伴い痴呆や寝たきりなどによる要介護や要支援状態になる人々が増加していることから、疾病予防、健康の保持・増進を目的とした健康づくりを推進しているところでございます。具体的には、肥満予防教室として「若き日の体型を目指す教室」を実施しておりますが、この効果が顕著で、非常にニーズも高く、本年度、日本肥満学会や全国地域保健師学会で発表し、大きな評価を受けました。この事業につきましては、今後も継続して実施してまいりたいと考えております。また、中央保健所と共催で実施しています温泉と運動プログラムでは、温泉を活用して個人の運動習慣を確立しようとするものであり、別府市独自の温泉・温水を活用した健康づくりを推進しているところでございます。

今後は、健康教育や健康診査あるいは保健指導などの事業の中で、音楽療法も含め実施したい事業や健診項目がありますので、近い将来に向かって取り組んでいかなければならない、このように考えております。

○九番（堀本博行君） するのかせんのか、わからんような答弁をせんでくださいよ。特に音楽療法については、全国的な流れの中で今取り組みをされています。だから、ぜひ……。特に大きな雇用の確保にはなりませんけれども、少なからずそういうふうな面に対する貢献もできておりますし、ちょっと本気になって課長は勉強してみてください。全国的な流れの中でしっかりと効果も出ておりますし、今、課長がおっしゃったような、いろんな取り組みをやっていることはよくわかります。その中の一つとしてしっかりと音楽療法も位置づけてやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） 先ほども御答弁いたしましたけれども、さらに研究したいと思っております。

○九番（堀本博行君） しっかりした取り組みを、また私もしっかりさらに勉強して応用したい、このように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（首藤 正君） 休憩します。（発言する者あり）

午前十時四十四分 休憩

午前十時四十五分 再開

○議長（首藤 正君） 再開いたします。

○二十六番（内田有彦君） 申しわけありません。質問の順序に従って質問していきたいと思っております。

初めに、美術館についてであります。

これについては、市長の三期目の公約の中に、美術館については複合施設の中で美術館をつくりたい、そういうような考えがあるようですけれども、これについて当然、教育委員会のその辺の話はでき、この美術館の所管は、本来はやはり教育委員会であ

りますけれども、この点については、複合施設として美術館を建てるというようなことの想定をまずしておるのですか、お聞きをします。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

美術館の建設につきましても、企画課主導のもとの関係課課長十四名で構成された別府市文化施設建設調査委員会で、現在、複合施設も視野に入れながら研究をしているところでございます。

○二十六番（内田有彦君） 研究をしておるといったって、ここに市長の公約として、複合施設として温泉プール跡地の再開発をしたい、このとおりに書いておるのですけれども、研究段階というのはどういうことなのですか。これは、やはり教育委員会が主体となりながら、市全体の大きな施策の一環ですから、当然市長の意思というものが強く反映するのは、これはわかりますけれども、まだ検討段階ということは、では、この市長の公約と、あなたの今言ったこととは矛盾をするのですけれども、その辺はどうなのですか。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

先ほど、「研究、検討」と申し上げましたが、これも早急に担当の課と協議して、結論を早急に出したい、私はこのように認識をいたしております。

○二十六番（内田有彦君） 答弁にならん答弁というのですね、そういうのを。あなたの言う「研究」というのは、言うならば、じゃあ来年つくるのか再来年つくるのかという、そういう年次計画についての検討というならわかるけれども、これはあなた、では市長の意に沿わぬということも含めてということになるのですよ、「検討」ということは。ここにちゃんと公約で書かれておるわけだから。

それはそこで、やはり教育委員会が主導としながら、美術館なんというのは、これは本当にその年の文化の大きなバロメーターなのです。いわば、それぞれの首長のセンスの問題なのです。その辺を教育委員会としては、きちっとしたものを持って、はっきりとその検討委員会なり、あるいは市行政なり、教育長が中心となって美術館とか、あるいは博物館とか、そういうものの目的、性格等をあなた方がきちっとしたものを持ってないから、今言ったような答弁になるということですから、これは今後さらに言いなりになるとかいうことではなくして、やはり教育行政といいますか、これは文化にかかわる問題ですから、その辺は、きちっと言うことは言うという格好で、ぜひ美術館構想を早急に練り上げてほしいと思っております。これについては、私の後に質問する議員の方も、この美術館建設についての、これは観光浮揚対策の一環として建てかえということで御質問を予定しておりますけれども、まさに私もそのとおりでありまして、これは中村前市長時代から美術館・博物館問題については事業計画等々を出しながら、井上市政になってもいまだにこのことはそのままの状態になって

いる。私も、この議場の中で美術館については、もう何回も実は言ってきましたけれども、遅々として進まない。

どうやら来年の選挙があるのかどうか知らんけれども、何となく美術館についてもつくるというようなことは、実は出ております。まずこの美術館というものと、それから図書館とか交流センターとか、そういう複合施設に美術館とか博物館が、そういうものの中に入るのかというのは、これは非常に私は疑問視しております。美術館、博物館というのは、これは一つの複合であっても、やっぱり一つのきちっとした独立した、本当に文化として市内の人たち、そしてすばらしい美術館になれば、当然その美術館を目当てに市外からお客さん、観光客も含めてお客さんが見に来、そして別府というものの美術と申しますか、文化の度合いというものが、その美術館によって大きく評価をされるのですよ。私もいろんな都市に行きますけれども、その都市の美術館のいいところは、そのまち全体がとてもやっぱり文化度が高いということが、これはもう立証しておりますし、わざわざ美術館を見に来るといふ人もたくさんおるわけです。

別府市の現状はどういうかという、もう私が何回も言いましたけれども、現在のあの上人ヶ浜、昔のホテルを買収し、それを依然として使っている。そのうちの三分の二は、ほとんど使えない。三分の一をどうやら創意工夫をしながら、今、市美術館として実は持っているわけでありまして。これは、早急にやはり本当に別府市にあるすばらしい美術品、これを広く世の中に出して、それこそ市民の皆さんに見ていただくと同時に、観光ルートの一環として、やはり現状の場所でもいいし、あるいはほかにもいいところがあれば、私は、美術館は美術館としてきちっとした一複合施設ではなくして一權威を持ったものをぜひ建てる必要があると思っておりますけれども、そういう方向で今後教育委員会、そしてまた、それは市長も、私は美術館は複合施設にはなじまないと思うのですけれども、これはその人の考えですから、センスの問題等もあると思っておりますけれども、ぜひそうした方が美術館としては価値がある。と同時に別府は温泉もあるわけですから、温泉博物館等も私はいいと思っております。そういうものを独立した、やはり建物にすべきだというふうに思っております。これについては、回答は求めません。

そこで問題は、きょう県議会がっておりますかね、県議会の中でも、県が美術品を購入しましたがね、あれの問題が、一対のものを一億と。予算は別にして、これは議会軽視あるいは市民に対する予算の執行のやり方が法を逸しているのではないかということが、きょう、論議が多分されておると思っておりますけれども、この別府市にある所蔵品ですね。収蔵品というものは、これは私が何回も言いましたけれども、この程度の都市で今のようなこういうすばらしい収蔵品を持っておる市というのは、まず全国

で例がなかるうということは、専門家が言われております。問題は、前々回ですか、ちょっと言いましたけれども、せっかくすばらしい所蔵品が、別府市には全部で美術品それから文化財、民俗資料、いろいろ含めて約三千四百点あるのですよね。そのうちに特に美術品と称する、しかも文化勲章等を受賞したすばらしい作品が約百点あるわけです。しかしながら、美術館に行ったらわかりますけれども、その作品そのものが修復あるいは修理というのですか、それをしなくては価値観が下がってしまって、せっかくどこに行ってもないというようなすばらしい絵画そのものが、これ以上放置しておいたら難しいのではなかるうかというような状況になっております。で、議会でも指摘をしました。このことについて教育委員会としては、どういう措置をとられておるのか、お聞きをします。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

議員さんがおっしゃるとおりすばらしい絵画類、その他美術品が収蔵されております。その中で、その収蔵につきまして、平成十二年にその価値の把握に努めております。また、十三年度には、全美術所蔵品の現状把握のため、専門機関に所蔵品の総合調査をいたしております。また、今年度は、特に傷みのひどいものを他の専門機関に修復調査を依頼したところでございます。この結果をもとにしまして、我々としては、年次的に早期に修復をやっていきたい、このように考えておるところであります。

○二十六番（内田有彦君） 今、課長から答弁がありましたけれども、平成十二年度と、おとしですね。おとしには、美術品の価値についてその把握に努めてきた。平成十二年度、二年前です。これは、どういうことを具体的にはしたのですか。そして、十三年度には全美術品の現状把握のために、専門機関に所蔵品の調査を依頼したということですね、翌年。今年度、つまり平成十四年度には、さらにまた修復調査を委託したというようなことを言っておるのですけれども、平成十二年度の価値について把握をしたというのは、どういう把握を、あなた方は専門家でも何でもないので、どういう把握をしたのですか。それと、十三年度と十四年度の二回に分けて総合調査をし、そしてどういうところが傷んでいるのか、どうしたらいいのかとか、そんなことを恐らく機関に委託をしたのですけれども、その委託をした機関は、どこどこに委託をしたのですか。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

まず、十二年度に実施いたしました美術品の把握でございますが、所蔵している美術品の中で全く把握ができてない部分もあったようでございます。そういうことも全部整理を、専門家と一緒に整理をしたというように聞き及んでおります。

それと十三年度の調査でございますが、総合的なそれぞれの美術品を個別に調査をいたしております。十四年度につきましては、先ほど申し上げましたが、特に傷みの

ひどいのを調査いたしております。

それで、業者の名前でございますが、十三年度は有限会社美術保存修復会、今年度におきましては、株式会社絵画保存研究所に依頼をいたしております。

○二十六番（内田有彦君） よく聞こえなかったのですけれどもね。つまり十二年度にはその価値あるいは把握というのは、まだそこまで把握するような状態までに至らん、そういう美術収蔵品があったので、それについても、だれか知らぬけれども、だれかに加勢してもらいながら、これこれ、これについては専門家に見てもらわなければならないというふうにあなたは……、まあ、あなたが当時おらんかったのでしょ、そういう言い方をしましたけれども、この辺から大体教育委員会というのですか、美術に対する認識というのですか価値というのですか、そんなものがほとんどわかってない。これは、専門家に言わせたらびっくりしますよ。こういうような収蔵品のすべてを見てない。そのまま収蔵庫に放り込んでおるなんていうのはあり得ん。しかし、それをまず十二年度にして、十三年度には、美術……、頼んだところがはっきりせんのけれども、美術……何、どこへ頼んだのですか、さっき言ったのは。どういう団体なのですか。どういう方々が、それに來られたのですか。また、十四年度には別のところに頼んでおるわけですね。これはまたどういう方々がどういうところへ頼んだのか。なぜ、では十三年度に一遍に頼まんかったのか。どうして二回に分けて頼んだのか。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

まず、去年は有限会社美術保存修復会という有限会社でございます。それは、すべての品物を点検していただいております。それで、特に今年度は、その中でひどいものについてどのくらいで上がるものか。去年も一応値段的には出していたのですけれども、相当な高価に修復費がなっていますので、特にひどいものをやる場合に、本年度、どの程度でできるかというような、いかに金額的にも低額でできる方法はないかというような方法を調査していただいたところでございます。

○二十六番（内田有彦君） 課長、あなたばかりが一生懸命答弁しておるけれども、これは、主なのはやはり教育長、それからやはりそれを全件を掌握する市長、私はそう思うのですけれどもね。要するに美術品に対する価値観の問題ですよ。これは、私がちょっと聞いたところ、調べたところによりますと、平成十三年度には美術何とか会とかいうけれども、これを調べたのは、かなりやっぱり権威のある、私が聞いたところによると、早稲田のそういう美術担当の専門グループにあなた方は依頼したのでしょうか。そこでずっと調べて、そして、これはもう大変だというような内容。予算まで大体どれくらいの見積もりができるかまで、あなたたちは聞いておるのでしょうか。そして翌年、今度は有限会社修復会というのですか、これはどういうような方が、ど

ういう専門的な人が調べて、そして、あなたが今言っておるのは、安いところにしよう。これは、美術品の修復なんというのは、もちろん値段の安い高いというのは、それはあるかもしれぬけれども、修復そのものは、それは、やっぱり相当な権威ある専門家に頼んでこそ初めて、今ある別府市のすばらしい、全国でも余り例がないような、こういう文化勲章を受賞した一流の品物があるわけですから、それが生きるのです。ですから、金の問題は別と、そこまでは言わなくても、お金よりも、やはりせっかくあるあれだけのもの、あれだけの品物を当時の、では、今の値段でいうならば、あなた方はどれだけの価値があると、そういうことを実際把握しておるのかどうなのか。それに対して、今修復しなければ、これは一年一年おくれれば、さらに修復費が三割から五割上がってくるというわけですよ。これは、もう十二年にわかっておって、また十四年にやっと調査。いつそういうことをするのか知らんけれども、これは十五年にすることになるのかも知らんけれども、こんなことがわかっておって、どんどんした場合には、あなた方は、市民のそういう素晴らしい財産、そして観光資源に大きくなるようなものを、仮にあなた方は、そのままだめにした場合には行政の責任はどうとるのですか。多くの美術愛好家、美術に造詣の深い方、別府市の美協の人たちは、大変このことを心配しておるのですよ、何をしておるのかと。なるだけ金をかけまい、金をかけまいとしておる。やっぱりいい品物は金をかけて、きちっとすばらしいものにする。これが、あなた方に求められたことではないのですか。これで、もしもこれが、結局「あんなものがなあ」というようになったときは、だれが一体責任をとるのですか。あなたたちは、そのためにちゃんと仕事をしておるのではないのですか。そのことをどんなことがあろうときちっとやっぱり市長に言って、「金がない、金がない」と恐らく言われて、「ああ、そうです」か、ということになっておるから、ある予算でやろうとするから、私はこんなことになると思うのです。価値のあるものには、どんどん予算をかけて、さらに付加価値を上げながら、それが市民の文化の、そしてまた県外の人たちの、別府市にはこういう宝があるということを見せるというのが、あなたたちのプロのする仕事ではないのですか。

見ておると、もう自分が退職間際だとか、もうすぐかわるとか、だから、後に次ぐ、後に次ぐとか。あなたたちのやり方を見ておると、そういうことしか見えぬのです。本当に美術品として価値あるものというのが全くわかってないと思うのですけれども、第一、私が一番不思議に思ったのは、何で十三年度やったものを、さらに十四年度また違うところでやる、それはどういうことなのか。結局十三年に専門家が来てきちっと全部調査をして、こんなこと、こんなことが傷んでおると、恐らく報告を出しておるはずですよ。それに対して、では幾らかかるのか、そのこともあなたたちは把握しておるわけ。それにもってきて、ここよりもまだいいところがあった、だから、ま

た十四年度にそこに委託をした。そうすると、その結果、三十八点の修復を今せんと、これは困るという、そういう指摘がされたというあなたは報告をしておりますけれども、その十三年と十四年度というのは、十三年度にしたときよりも、さらに十四年度が権威があつてと、そういう意味でされたのですか。あるいは、予算の都合があつて、十四年度したところが安くしてくれるだろうと、そういうことでこの問題をしたのですか。そんなことだったら、これは大変な認識の違い、あるいは美術品に対するあなたの方の考え方の違い。

おたくのすぐ上にある何か、そんなものを当てるなどが、中身が違うのですから。恐らく重文になるかというような、そういうすばらしい品物がたくさん中に入っておるのですから、そこら辺はあなた方はもう少しきちっと予算、もちろん予算は大切ですが、予算にかかることによって、さらにすばらしいものができるということでしょう。幾ら美術館をつくっても、中に入れるものがなかったら、これは何もならぬ。大分市。大分の芸館、大分市の美術館なんかはみんなそうではないですか。すばらしい器をつくったけれども、それにかかる、莫大な予算がかかっておるのですよ、美術品が。では、別府市の美術品をそのままよそが購入し、あるいは別府市が購入する場合、どれだけのお金がかかると思つておるのですか。その辺を、あなたたちは考えてこのことをやっておるのか、私は大変疑問といひますか、あなた方は場当たりのというか、とにかくその場を過ごせばいいという、そういう姿勢しか見られん。そのことが私は、市長が複合施設だ、そういうようなとうとう結びついてきたのではないかと思つてしょうがない。これは、とにかく早急に、すぐでもやはり、三十八点ではなくして、相当あるはずですよ。とにかく今やらんとだめになるというのが三十八点だと思ひます。すべてこのことは、総力を挙げて予算をかけるということと、美術館はやっぱり独立ということ、当然あなた方はする義務があると思ひます。

これは、もう時間がありませんから、この程度でいいながら、三月議会にはどういふふうにしたのか、再度このことを教育長とともに市長にもはっきりしたことを聞きたいと思ひます。

それと、一つ。別府市には立派な美協というのがあるのですね、美術協会。この美術協会というのは、一時はいろいろと混乱があつたようですけれども、一昨年から、きちつとした別府市美術協会といつて、それぞれ各部門をしながら自主自立。つまり、行政にいろいろ頼まんでも、自分たちでやっつていこうという、一生懸命努力をしております。この方たちは、非常に美術館に関心を持ちながら、市と一緒にやりたいという希望を大変持つておるけれども、どうも市の方が、少し温かい手を伸ばしてくれないという、その辺の不満を持つております。私は、美協というものは、自主自立だから放つておけばいい、そんなものではないと思ひますよ。こういう団体が育つてこそ

初めて、あなたたちの手助けになってくるわけです。この人たちは専門家ばかりですから、そういう人たちとも連携をとりながら、そういう人たちの活動の場をどんどんやっばり市の方が与えていくという。今、美協は、市美展は別府と一緒にやりませけれども、五美展とかいろんな個展というのは、それぞれ自分たちで場所を探して一生懸命苦労してやっておるのですよ。そんなのは、やはり行政もちゃんと話をしたりとか、あるいはここの下のレセプションホールなんかで、あんなところでやれば、それはすばらしい人が来ますし、大変私はいいと思いますので、美協に対する行政の積極的なやっばりアプローチというのですか、それを今やる必要があると思いますから、その点についても今から美協と、遅くない。美協も手をつけて待っておる。その辺は十分にやってほしい。

あと、これについてのいろんなことについては、三月議会に改めてお聞きをします。次に……

○議長（首藤 正君） 二十六番議員さん、市長が答弁を求めていますので。

○市長（井上信幸君） 美術会館につきましては、るるお話がございましたが、多少理解が食い違うのではないかな、このように思っております。私がいつも唱えているのは、職員には、コスト意識を持ちなさいよ、発想の転換を図りなさいよ、いろいろな目的には死に金は使わないように、生きた金は幾らでも使いなさい、このように指示をしております。もう一つ、美術館につきましては、複合施設というふうにお考えで、私も言っておりますが、今、あなたのおっしゃるとおり、美術館を中心とした、今のところ、美術館でも展示場もない。あるいは何か個展を開くためのそういう場所もない。そういうものも含めた、そしてまたでき得れば温泉博物館的なものも併合して、にぎわいのあるものをつくりましょうよというようなことを一応私なりに考えているわけでございます。その辺も含めてひとつ御理解をいただきたいと思えます。

もう一つ。複合施設というのは、御案内のように現在の福社会館、あそこは福社会館の体をなしていませんので、福社会館を福祉団体を中心としたあらゆる団体を含めたそういう複合施設もひとつ視野に入れたらどうかな。こういうものもひとつ企画委員会の中で考えてほしいということで今、推移をしているわけでございますから、この辺も一度御理解をいただきたい、このように思います。

○二十六番（内田有彦君） 市長が今、美術館は美術館として、あとは複合施設は図書館も含めてと、そういうものだということですから、私は、それなら結構。そうすると、これでは非常に誤解を受けますね、市長のこの公約では。それはきちっと。今、市長が、教育長、言ったのだから、そのことはきちっとしてほしい。

それから、むだな金をかけると言うけれども、美術品の修復ほど、これは全くむだはないのですよ。これは、一流の人にしてもらおうと二流の人にしてもらおうと、そ

れは二流の人にしてみれば安くなるわ。だけれども、それだけの価値観しかないわけですよ。一流の人にしてみれば初めて本体が生きるのですよ。これが生き金。これを予算で図るのではなくして、やはり修復をする、一流の人に頼む。これがやっぱり一番効果的な予算の使い方。そういうことですから、両方の見積もりをとったり、そんなことのないように。だれがするのか、そのことを明らかにして、そしてやってください。

次に行きます。市場運営ですけれども、今、公設市場、別府の場合は地方卸売公設市場になっていますね。当然中央と違いますから、そのやり方は違うのですけれども、何のために別府市が一生懸命かかって、当時、私は水産部門の議会代表の委員長になって、大変当時の経済観光部長と苦労して、水産の会社二社を入れたという経緯があります。青果は、当時は伊達さんという議員さんだったと思いますけれども、現在あそこで、ではどういうことが起こっておるかということ、もともと何で卸売地方の市場を開いたのかということ、これは、今までそれぞれの個人の会社が、そこでそれぞれの会社を開き、そこに売り買いをしていたのを、やっぱり価格の安定と品物を一つのところに置けばどんどんようけ入ってくるということで、これは市民の特に台所の安定供給をさせる。しかもなるだけ安く市民には入る。生産者には、当然価格安定をした収入が入ると、そういうやっぱり二つの目的を持って、巨額の市費を投じてあそこに地方公設卸売市場をつくったのが、これが目的なのです。

ところが、約一年になると関係者の話には言われているのですけれども、現状では特に青果の部門、水産の部門はそうはないようですけれども、水産は当然二社の卸売会社がありますから、青果の場合は一社しかない。当初入ったときから一社になると、競争の原理というのが働かないのではないかといういろんな論議がありましたけれども、とにかくつくらせることが先決と、あれをつくらせたのです。ところが、この青果の部門で、今現場ではどういうことが起こっておるかということ、青果については、指し値がかなり出てくる。あるいは二度目をするという状態がままあるというわけですね。これは、本来の目的は、一遍市場に入れば、そこでそれぞれが、買受人が入札をして、そして品物を全部はかす。はけぬ場合もあるから、はけぬ場合にはよそに持っていくとか、それが基本だと思うのです。ただし、基本以外に市長が認める場合については指し値、あるいは、そのまま別府の市場に持っていきながら、それはそのままよその市場に移動していくということも場合によってはできるというただし書き事項があるわけです。

ところが、現状では、青果については、そのただし書き事項の方がかなり多い。仕方ないからその人たちは、それ以上安く売ってくれぬかと、そのまま置いてあります。二日前ですけれども、一つのものが別府では七十円、全部それは終わったと。仕方な

いから品物が、それではとても合わぬから、それでは生産者にも合わぬし、自分たちも合わぬかったので大分に行ったら、大分は五十五円だったと。そういうような品物が、近々そういうことが起こっている。これは、やはり零細の小さい野菜を売っている人、果物を売っている人、当然市民もそういうところへ行って買うわけですから、当然それは大手スーパーに行けば安くあるわけですけれども、やはりすぐ近くであると、スーパーに行くよりも、少し高くてもという、そういう関係もあるのでしょうかけれども、大分よりも別府の方が高いというのを買受人の人から、何人からも聞くのです。まず大分に行って見てください、別府に行って見てください、価格を。そう言われております。これは、やはり本来のあり方からすると、その辺は行政として、あそこにはそのために専門の職員が行っておるし、下の生産会社は別ですけれども、あの市場というのは売り買いによって、それによって市の収入が図られておる。それにマイナスするのは市からの繰り入れ。つまり市民の台所、観光、ホテル・旅館のそういう人たちの台所としての安定供給の場であるべき市場が、そういうような状態になりつつあるということなのです。これは、行政の方としてよく調べて、そして適正な指導、生産者も価格は守らんといかんし、当然卸売の人たちのそういうような他と比べて高い品物を買わされるということは、ぜひそのことは再調査をして、私はしてほしいと思っております。

先ほど、あなた方の話によると、それぞれ新聞に、毎日の大分とか、あるいは別府の公設とか、中津とか豊高とか、そんなのが出ておりますわね。あれをもって大体価格が安定しておるなんといったら、大間違いですよ。そんなものではないのです。野菜なんというのは、何十種類とあるのですよ、何百種類とあるものもある。だから、あなた方は、机に着いて、市場から話を聞いて、今は別府と大分はそんなに変わらんとか、そんなことを考えておったら大間違いと思います。担当の課長なり一遍。七時から競りが始まるのだから、大分の市場を見、別府の市場を見、そして青果に行って、どうしてこうなるのですかということをよく聞きなさい。でなくては、今、買受人の人たちは、とてもそのことで不満を持っております。私は、いや、そんなことはないと言っていると云ったら、とても腹が立っております。余りにも現状を知らな過ぎるといふことなので、これは三月にもう一遍、美術館と同じに回してやりますから、その間よくあなた方が目で見て、今の流通のその辺のやむを得んということと、できるではないかということをよく判断をしてやってください。それで、私は、回答は要りません。

次に、一連の訴訟問題ということで、私はその題を挙げました。というのも、とにかく井上市長になって特に訴訟問題が多い。十三年度になって五件訴訟問題が発展しておるのですね。市民から聞かれるのですよ。「訴訟はいいけれども、金はだれが払

うのか」、「それはだれが払うのかといったって、払うのは、それは市だろう」と言ったら、「それなら、私たちの税金から払うのか」、「それはそうだ」と言ったら、「そんなばかなことがあるか。これは、原因をつくった人たちが払ってもらわなければ、そんなものに市民は金を払うような税金なんかは払いはせん」、そう言うのです。私は、「だから、いや、これは実は、市から訴えたことはないのだ。ほとんどが訴えられておる人だ」と。この前あったように、一つは日田サテライト。これは、この前いろいろ論議がありました。これは訴えられた。これは日田から訴えられた。「訴えられた以上、これは受けて立たんとどうしようもならん、そういうことなのです」と言ったら、「しかし、受けて立ったって立たんでも、それはお金が要るのではないですか」と。当然お金が要る。「当然これはお金が要ります」と。「では、そのお金はだれが払うのか」と言うから、「それは、さっき言ったとおり市が払うのだろう」。「それなら、もともと相手から訴訟を起こされるというそういう原因をつくった責任があるのではないか。何にもないのに相手が訴えることなんかあり得ん。どうして井上市長になってこんなことばかり起こるのか」というのが、市民の今、かなりの人の意見なのですよ。

これを私がずっと見ると、まずサテライト。これはもう結審を、もう控訴しないということですから、これについては、訴訟費用が現在七十三万五千円かかっておるのですね。これは、もうこれ以上は要らんのか。まずそれを聞きたい。

その次、オンブズマンから、これは市長の交際費あるいは食糧費の問題で、これは勝訴をして、これはもう恐らく上告を相手がするか知らんけれども、この金が全部で二百二十万五千円かかっておるのですね、お金が。

それから、その次に、これは堀田温泉の例の件です。これについて書類審査を終わって、いよいよ来年には公判に入るのですか。そういうことになるのですけれども、これも現在七十三万五千円。七十三万五千円というのがずっとあるのですけれども、これは着手金なんか、あるいはどうなのか、その辺をちょっとお聞きをしたいのです。そういうことになっておる。

それから次に、オンブズマンからピーコン問題について二件の訴訟を打たれておる。一つは補助金返還請求等の問題、それからもう一つは、これは行政と市長個人についてという格好で、つまり和解金について返還請求と同じようなことが、この市関係では二件、オンブズマンから訴訟を起こされておるのですね。これは起こされるということは、それだけのことがやっぱりあるから裁判所が受け付けるのだらうと思いますから、起こされておる。これについても全部七十三万五千円、七十三万五千円、七十三万五千円と、七十三万五千円というのが、今のところ四つあるのです。これは、もうこれで払わんでいいのか。あるいは、またどんどんこんなお金を払わんといかんの

か。それをお聞きしたいと思うのですけれども、順を追いますと、初め、もう結審をして、市のサテライト。これはもう七十三万五千円で終わりかと。あと、弁護士ですね。弁護士は内田健先生らしいのですけれども、払わんでいいのか。それから、その次のやつは、もう結審をしておるようのですけれども、堀田の件、それからオンブズマンの二件の件。これは、これ以上もうお金を払わんでいいのか、あるいはさらにどんどんやっぱりそういう金が出ていくのかどうなのか。それを聞きたいのです。

○総務課長（藤野 博君） お答えをいたします。

議員さん御指摘の市報サテライトの費用の件でございます。一応上告をしないということで、これは弁護士の費用としまして七十三万五千円を着手金として払っております。今後は、報償金として七十三万五千円が予定をされております。

次に、市長交際費の件でございます。これは現在、第二審に入っておりますので、一審の分、二審の分の着手金まで入っておる金額でございます。

あとの堀田温泉、ピーコンの分につきましては、まだ一審が結審しておりませんので、現在は着手金の金額七十三万五千円を計上させていただいております。

○二十六番（内田有彦君） そうすると、これは総額で、一審の日田の場合は、また七十三万五千円払わんと、百四十七万結局払って、それでもう日田の場合は終わりということですね。

それと、あと堀田温泉については……（発言する者あり）、そうすると、それに加えて――今、隣からの話だけれども――プラスまだ払わんといかんという要因がさらに残っておるということで理解していいのですか。日田に対する訴訟費用の請求もあるということなのですか。そうすると、それも含めて払うということになると、今の答弁ではおかしいのではないですか。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

市報掲載事件の日田市への裁判費用でございますが、これは弁護士費用を除いておりますので、印紙代等ということで、これについてはさほどの金額にはならないというふうに思っております。

それから、各市裁判の実情について、我々は今、別府市の特殊事情というような意味合いでちょっととらえたわけでございますけれども、この各市の実情について、詳細にはとらえておりませんけれども、全国市長会の資料によれば、平成十三年三月三十一日現在でございますけれども、全国で訴訟事件を抱えている都市は、六百九十三市のうち三百九十一市が抱えております。これは率にしまして五六・四％となっておりますけれども、事件総数が二千六十七件ということで、該当市一市当たりでは五・三件というふうになっております。各市人口それから都市規模の問題もございまして、このような状況の中で最も多い裁判事例を抱えているのが、百七十七

件を抱えている市もあるというような状況でございます。このような状況を考えますと、本市に限らず多くの市においては、訴訟そのものが現在増加をいたしております、各市それぞれ実情はあると思えますけれども、最近の傾向としてやはり行政裁判が多くなっているというのが実情でございますので、その点も御理解いただきたいと思います。

○二十六番（内田有彦君） もう時間がありませんからね。だから、さっき言った、藤野さんの言ったことは、あと七十三万五千円で済んだと言うけれども、部長の言うことによると、さらにそれよりふえる要素がある、そういうことなのですね。そうすると、要するにこれは相手から今、私権が強くなっておるから、それは仕方ないのだというような言い方だけれども、幾ら私権が強くなろうと、やっぱりそれなりのことがあるのですから、これは行政として相手側と話し合いをやっぱり十分にしていこうという姿勢があれば、こんなむだ金は、私は出す必要は全くないと思うのです。これは本当に私は言って、むだ金と思えます。このことが、やはり市長そのものの姿勢というのですか、住民に対する市長そのものの対応の仕方、行政そのものの対応の仕方に関係があるからこういうことになったのだと私は思っております。

時間がないので、ちょっと消防の件について行きたいと思えます。

消防長、二交代制から三交代制に変わりましたね。なぜこれを変えたのですか。簡潔に。

○消防本部庶務課長（吉本皓行君） お答えさせていただきます。

まず、二交代制と三交代制の主な理由でございます。まず第一点目といたしましては、職員の勤務体制でございます。これは、二部制と三部制はどういう違いがあるのか、その辺のところをちょっと説明させていただきたいと思えます。（「それはわかっておる」と呼ぶ者あり）その辺のところをちょっと説明、理解ができないかと思えますので。

まず、二部制の勤務体制につきましては、基本的には二週間の業務の中に五日の当務という勤務体制であります。また、三部制につきましては、三週間で七当務というローテーションが、二週間と三週間のローテーションが違います。まず、二週間で二部制につきましては、まず主要の、現在、本署は百二十名体制であります。ということは、一中隊が六十人、六十人の二つの編成になりますので、その中で二十四時間の一当務で隔日勤務というような格好になっています。それから、三部制でありますと、百二十名の三中隊ですから、一個中隊が四十名の体制になります。その四十名が、三週間のローテーションで勤務することになります。

それから、二部制と三部制のまず比較をしてみますと、二部制の方は六十名体制でありますけれども、六十名がすべて当務するかというと、当然やっぱりその中で週休

者というのがございます。その中で十七、八名程度が週休、休みになります。ということは、六十名体制が、実質は四十二名から四十二、三名の体制になります。片方、三部制におきましては、四十名という形で人員が固定されるというような状況があります。それから、週休者、休みの方が多いものですから、どうしても指揮・命令を出す中隊長、小隊長等も当然休日になってまいります。としますと、当然指揮・命令権者が当日いないというふうな状況も出てまいります。三部制につきましては、大体の勤務が固定されますので、人員の固定ということになっています。そういった意味合いが主な理由になろうかと考えています。

○二十六番（内田有彦君） あなたは課長かね、吉本課長、あなたはそう言っているけれども、これは基本的にもう違っておるのですよ。というのは、二部制の場合は、これは六十人、百二十人体制だから、これは六十人あるわけだ、いつも。三部制の場合は、これは四十人しかおらんわけ。となれば、二十人ずつ減ってくるわけだね。もちろん週休の関係もあるけれども。そうすると、効率からいけば二部制の方がいいに決まっておるのです。人間が多いから「さあ」というとき行かれる。

もともと消防行政とは何かということなのです。私は、予算の関係で三部制にしたとしか思えん。というのは、本来三部制にするならば、これは人間をふやさなければ、あと。そして初めて三部制というものが、同じ編成にずっとよって、今回の事故のようなことにはならん。三部制にしたために、その都度その都度休みとかいろいろあるから組みかえて出していかんといかん。そこに私は一番基本があると思うのです。これはやっぱり人を入れない。そして時間外とかそんなのを節約をしようという、いわば行革というか、財政改革とか、そういう延長線上に私はそれが置かれておったとしか思えん。だからこういうことになる。

それこそきのうも、みんな議員が言ったように、一人の命は地球よりも重たいとか何とか、あなたたちはそういうことを言っておるけれども、これは早く言ったら、何千万か知らんけれども、時間外の重さと人間の命とかえられるのか。これは必然的にいつか必ず起こるのです。だから、消防行政というのは、もともと何のためにあるのか。「万が一」とは言わんけれども、今からつけ火とかいろいろ多いから、「百が一」か「五百が一」か知らんけれども、それに備えて万全を期す。それが最低のラインだ。現状これを見たら、最低のラインにもならん。だから、そのときになって今回の草牧さんみたいな、本来業務ではない人を、当然その日の本来業務に組み当ててやった帰結が、こういう結果になるのですよ。これは、私も含めて議員は、あなた方の答弁には非常に疑問を持っておる。何か隠し事がありはせんか、事実と反したことがありますはせんか。あなた方がいいかげんな答弁をしておると、これは徹底的にやはり議会としては、もちろん二度と起こさないということも含めて、個人、家族の気持ちも

含めて、消防署員の下部までがやる気を起こすという、この際状態をつくるような、正確なことを明らかにせんと、これをこのまま、実は議会さえ終わればいいわというような考え方であったら、これは大変なことになりますよ。当然委員会等々ありますけれども、これは場合によっては、これに対する特別委員会ぐらい私は開くぐらいの必要があるというふうに、そういう自覚をしておりますから、この件については、十分にやってください。

○議長（首藤 正君） 休憩いたします。

午前十一時四十五分 休憩

午後 零時五十九分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

○二十番（佐藤岩男君） だんだん緊迫して、選挙が近づくと一足ごとに緊迫するのですね。どうも口角泡を飛ばして、怒鳴り散らすようなごあいさつが多いようでございます。私は生来内気な人間で、（笑声）ろくすっぽ物も言えない。だから私は、きょう、市長さんに今の別府のこの不況をどのように救うのか、市長さんのお考えがあると思う。市民は、リーダーである市長に対して、やはり夢を与えてほしい。

私は一昨日、吉弘の老人会に招かれ、そこで話を四十分間だけしてくれというわけですね。今までは忘年会といいますが、カラオケを歌い、そして踊りを踊って、そして皆さん自慢ののどやそういうものを御披露しておったわけです。今度は、老人会長さんと役員の方がお見えになりまして、「四十分間だけ先生の話を知りたい」、こういうわけですね。「テーマは何ですか」と言ったら、「もう言わんでもわかっておるでしょう」と、にたっと笑うわけですね。それほどやはり市民の方々は、今、立ちすくんでおるといのか、どうしていいのかわからない、どこから手をつけていいかわからないという不況に立ち入っているのではないかな、私はこのように思うのです。ですから、この人たちを救う、それは、もう夢を与えてくれるしかないのです。きょう、頑張りなさい、あした、頑張りなさい。そうすれば、きっとこういう幸せなものが来ますよ。別府は必ず生まれ変わります。そういう市長の旗振りと申しますか、そういうものを市民はみんな待っているのだと思います。

たくさんの傍聴席の方々が、お寒い中をこうしてお見えになっていることも、やはり市長さんを初め執行部の方々の、これから別府をどのように牛耳っていかうとするのか。鼻先を曲げようとしているのか。そのかじ取りを見守りたい。だから、みんな詰めかけておるわけです。ひとつ市長、まず夢から話していただきたいと思います。

○市長（井上信幸君） 二十番議員さんの久々の御登場で、すばらしいお声を聞かせていただくことを大変うれしく思います。また先ほどは、建設的な意見をということでしたので、私なりの夢というか希望といえますか、これを吐露させてい

ただくことによって御理解をいただきたいと。

言い損なうと悪いものですから、ちょっとメモしたのを読ませていただきます。

現職としての夢のある公約をとということではありますが、現職だからこそ行政内部がよく見えて、現実的にならないとそれが悪い部分だと言われます。ただ、議員御指摘の夢のある政策をとということですので、若干触れさせていただきます。

すべての思いを申し上げるのには少し時間的に無理がありますので、例えばの話で、また現実的にならないかもわかりませんが、時々御理解また誤解を生むこともあるかと思いますが、そのときはお許しいただきたいと思います。

例えば財政的な裏づけがあれば、教育環境の全面整備をしていく、まず。昨日も、議会で述べられましたけれども、まだまだリニューアルしなければならない学校、整備が行き届かない学校、こういうところがございます。また、市営住宅にしてもそうでございます。こういうところを早く、財政的な基盤ができないまでも早くしたい、こういうことも一つの視野に入るかと思えます。

そして、学校周辺住民の方のために小・中学校のグラウンドを全部芝生にしたい。その効果は、児童・生徒のためならず周辺の方が、グラウンドの砂煙等で迷惑をこうむっている部分の解消にもなる。また、高齢者のグラウンドゴルフの利用など大きな利点がある、このように思えます。ただ、費用的な問題、芝生の種類等解決すべき問題があります。また、財政的な問題で行財政改革によりその一層の推進を図っていかねばならない。また、芝生の管理等には、学校管理の問題もありますが、校区の住民の方や児童・生徒、教職員の協力を得られるかどうかにも検討する必要があるかと思えます。

また次に、三世代の男女が交流できる交流センターの建設とか、JRの御理解があれば亀川の周辺整備、亀川駅ですね、特に。別府の特産品の市民の手による開発等々、どうしても現実を直視しながらの行政運営になろうかと思えます。

また、そのほかでは、夢のお話になりますが、これも財政的に基盤がきちっとならなければできないことでもあります。今、年二回花火大会をやっています。これをもっと拡大して日本じゅうの方々が、「別府の花火大会はすごいぞ」と。いわば音と光の一大ページェントとしてこの花火大会をつくり上げていきたい。今やっているような花火、クリスマス花火ファンタジアは、割合脚光を浴びていますが、どこもここもやっている花火大会でございます。熱海あたりは、年十回花火を打ち上げているのです。ですから、やはり日本じゅうが注目するようなものにしなければならない、これが別府観光の一つのもとだと思えます。

次に、私は、やはりこれも皆さんの御理解をいただかなければなりません、世界一のアーティストを招聘したい。そして、やはりピーコンで連続で一週間ぐらい公演

をしていただく。これに黙っておいても日本じゅうから観客がぼっと来るような、そういうやはりイベントをやるべきだと。それによってお客様が泊まっていたら、お金を落とさせていただきます。

もう一つは、日本一の別府温泉を活用してない部分がありますね。今はほとんどホテル・旅館、その他でもう大きな活用はないわけですから、どこかそれを一つのベースにさせていただくような企業が出てくれればいいな。そして、日本一の温泉会館——例えばですね——そういう温泉会館の中で、来たお客様が本当に憩えるまち、いやしのできるまち、いやしの場としてのそういう活用、どこか大きな企業が来てくれんかなと、このように思っておるわけでありませう。

またもう一つは、昨年来、私は、中国をターゲットにして種まきをしてまいりました。御案内のとおり世界人口の二分の一を有するこのアジア地域、二十一世紀は恐らくアジアが世界の担い手になるだろう、このように言われております。そこで、九州各観光都市と連携をしながら、中国を中心としたお客様の観光戦略を駆使していただき、特に中国が全面海外旅行解禁になるであろう、そういうことをひとつ目標にして、これから外国人観光客を三百万人ぐらい来ていただくような施策をする。また、国内のお客様を五百万人以上を一つの目標として、そうすると別府観光の一つの大きな戦略ができ上がり、経済も活性化していくし、各市民の方々もある意味では御満足いただけるようになるのではないかな、こういうことになろうかと思ひます。

ところが、現在の業界、状態では、多少施設設備に問題があるのかな。そこで今、来年度から海岸整備を着手していただくように国から百六十二億もいただきました。十年後には、「東洋のナポリ」よりももっといい海岸線ができるのではないかな、このように思っておりますが、ところが、そのためには地元の旅館業界も立ち上がっていただいて、お互い協力し合って、やっぱり五つ星のホテルを何とかそこにつくり上げていただく。でないと、せっかく大切な外国人観光客が来ても、五つ星というホテルが、一つは別府にはないということが大きな欠点になろうかと。ですから、旅館業界が皆立ち上がっていただきまして、協力し合っていただいて、そういうものを建設する方向に向けていく。また、その中に一つ目玉であります免税店ですね。何とかおいでいただくような国の施策もしていただく。

それともう一つは、この公約にも私は挙げておりますけれども、残念だったというのが、高速道を建設するとき、湯布院と別府の間にもう一つおけるインターだけでもいいからつくってほしかったな。なぜならば、奥別府観光が一つの大きな要素であります。あの間におけるだけのインターだけでもつくっていただければ、奥別府観光に随分プラスになったかな。これも今後の課題として国や県や、また道路公団等に要請を申し上げながら、必ずこれは可能かと思われませうので、どんどんこういう面で

そういうターゲットを絞りながら、観光戦略、観光立市として経済の浮揚化に努めてまいりたい、このような夢を持っております。

その他いろいろありますけれども、現実的にならないと、「あいつはほらを吹く」と、こう言われますので、やはりまだ私もそういう面では、よく自分で自分の立場を考えながら、今後行動させていただきたい。

お気に召すかどうかわかりませんが、私なりのこういう夢を語らせていただきました。ありがとうございました。

○二十番（佐藤岩男君） 私が、なぜ「夢」と申し上げたかと申しますと、市長さんは、たくさん、どなたからでもいい、やはり衆知を集めて大勢を期す、前の議事堂にございましたね。あの建額と同じように、市民みんなからいろんなアイデアを一つずついただいて、それを精査して、そして執行部の皆さん方が裏打ちする。そして、あしたから、別府観光がもっとふえたのだということに私はつなげていってけるとありがたい、このように思っています。

それで、これは全くの私の夢物語と申しますか、私の考えていることを述べさせていただきます、そして、幾分なりとも御参考に願えればありがたい。

と申しますのも、別府観光がそもそも始まったのはどこからか。これは、私どもがいつも「チンテクラ」となっておるのだな、石垣の方から見ますと。「ラクテンチ」が「チンテクラ」と、こう見えるのですわ。それで、あのラクテンチが一番なのです。そのラクテンチは、今、九州乳業さんの方で御経営なさっているのだけれども、私はある人を通じまして、このラクテンチを別府市が買ってくれんかなという話を、私どもがしたとを考えてください。そうしましたら、別府市がラクテンチを買ったら、まず何をすべきか、私はそれを考えたわけですね。あそこは、市長さんもほかの方もわかりと思えますけれども、ラクテンチ、向かって右側、駐車場の端のところに金鉱、銀山の掘った跡があります。大きな石を放り込んでありますから、中に入れません。あの石を出して、鉱床の全部あれが見えるわけですからね、鯛生金山の別府版をあそこにつくりなさいと言いたいのです。全部泥を出す。これは、物の本にも書いてありますが、いわゆる高げたはいて、そしてみのを着て、ふんどし一本で手掘りで掘っていたのが、ラクテンチの金山なのです。その実績は、きちっと数字まで出ているのですよ。金もあり銀も出ました。この別府というのは、ありがたいことに、市内どこも大変な地下資源が埋蔵されている、このように言っているのです。

（「金も出た、銀も出た、お湯も出た」と呼ぶ者あり）

それで、いいことをあっちで太鼓たたいてくれるから、ちょうど私も乗りやすいのですが、（笑声）一応この温泉に恵まれた別府市なのだけれども、ほかのところとはちょっと違うよという温泉、別府ならではの温泉というものを味わってほしい。

おらが村でも掘ったら温泉が出たですよ。おれんちのまちにも温泉が出たですよ。杵築市にも大分市にも温泉は出ているのです。しかし、そんなところとちょっと違うのが、別府の泉質なのです。どんどんマグマに近づくまで掘り進めば必ず出てくることは間違いありません。しかし、地下水がそんなに豊富にあるわけがないから、一応上に揚げたら、循環式その他でもって温泉をつくるために水道水を当てておるとというのが現状なのです。

そうしましたら、日向市で七人の方が亡くなっております。鹿島やほかのところも全国で三カ所ほかに死人が出ております。それは何かと云ったら、レジオネラ菌ですね。このレジオネラ菌は、いわゆる温泉の持つ成分によってできるスケール、それを培養のもととしているわけですね。レジオネラ菌の御飯は、湯あかなのですよ。ですから、それのないように常に整備をしておかなくてはならない。このうちから私は建設部長さんに、「市内のそういう温泉給配湯管あたりは計っておりますか。どの程度のスケールがたまっておるかわかっていますか、ということをお聞きしてきておるわけです。きょうは、ちょっと本題と違いますので、そこをどうということも私は言いませんけれども、必ずそれは常に役人がつかんでおいていただきたい度合いなのです。数字なのです。むだ遣いせんで済むのですよ。あれ、詰まってしまった丸尾温泉というのがあるのですよ。あそこは一番スケールが多いところなのです。あそこは、ほかのところと違って十倍も二十倍も早い、スケールのできるのが。しまいには詰まってほんと破裂するようなことです。そういうことでは要らぬ金も使わないといけませんよ。そういうむだ遣いをせんようにしましょうよと、私は言っているわけですね。

そして、別府に欲しいのは、どこの温泉場にしてもそこにお医者がおって、温泉療法士がおるといえることではない。ラクテンチのゾウやライオンを皆さんに飼いなさいと私は言わない。あそこは、そういうものにかかわって温泉治療村というものをつくったらどうですかと私は提言したい。別府八湯、全部あそこでもって、「これは柴石のお湯です」、「これは堀田のお湯です」、「これはどこのお湯です」というものをあそこに出してみる。そして、そこで、「あなたの骨折は三週間たてばいえるでしょう」、「あなたのこれは四週間かかりますよ」という医者、温泉療法士がそこにおって、適切な指導をするということになれば、ああ、別府ならではだなど。私は、そういう評判を必ず呼ぶと思っております。

このことについては、先様が決して高い値段を吹っかけておるわけでもない。別府市が買ってくれるのなら、別府市さんと協議して、別府市の出せる範囲内のもので私もテーブルに着きたい、このように言っているわけです。あれは、別府観光の発祥の地なのです。ここの灯を落とさせたらいけない。もうあのケーブルカーも取

りやめるのだと。これは戦争中、軍が、鉄がないからといって撤去したこともあります。しかし、別府市さんはそんなことをさせないわけなのです。あそこが観光のシンボルなのだ。手を合わせて拝まなければいけないような、先祖の方々があそこにお客さんを運んでくれたから別府観光が生まれたわけなのですね。私は、そういうふうにあそこに温泉治療村をつくり、そして国東半島、五つは見えるでしょう。あの手の上は仏の里なのです。あそこには三十三カ寺、立派なお寺がございますよ。如来様もおれば菩薩さんもあります。温泉でいえた体で、あるいは一日、二日割いてあちらまで行ってみませんかというような、案内板もでかいのをつくるのですよ。それで、こういう立派なお寺さんがあるのですと。パネルもたくさん張ってあげる。そうすると、皆さんが国東半島にも足を延ばし、臼杵にも、石仏にも行ってくれるでしょう。それは、あくまでも別府を起点としてという前提が、私にはあるわけです。

ですから、このラクテンチが、別府の観光名所の一つとして復活する、させるのだという意気込みで私は取り組んでもらいたいなと思っている。ちょっと考えて、みんな、歯車をもとに戻してもらいたい。オリアナがあそこに来ましたね。オリアナ号、スクリューとった。前進、その他のエンジン部分をとってしまった。ただの建造物があそこにあっただけですよ。しかし、あれが、今そのままあってごらんなさい。航行できる船としてあっておいてごらんなさい。うちの旅館に来るお客さんが減るだろう。そんなちんけな考えを持つから、あれを生かすことができなかった。公海上まであれで行きさえすれば、中でカジノをしようが何しようが関係ないのでしょ。これは、日本の法規が、法律が及ぶところではないのです。石原さんが提唱する前に別府市がその恩恵に預かっているはずなのです。鉄は熱いときに打たなければだめなのですよ。だから、幾つかのこういうものを私がお見せしますので、できるだけやっていただければありがたいな、こう思っています。

そして、ちょっと温泉のことで触れついででございますけれども、別府からレジオネラ菌なんかは出ないよということだけはしてちょうだい。テルマスあたりが、やはりタワーの上と申しますか、屋根の上に循環式をつけているわけですからね。この水は、別府はたくさんお湯があるのだ。二、三日したら放流するのです。それをしないと、もったいないからと、一カ月もその上も、そんなことしておったら、レジオネラ菌が必ずねらってくるだろうと、私は今警告しております。

それから、竹瓦の砂湯ですね。あれもやはり砂は一年に一遍ではなくて、やはり年に二回、三回かえてみたらどうですか。そして観光客が、清潔だな、そういう感じを持つように。私なんかは、子供のときに砂湯に入ったことがあります。満潮のときになりますと、十五センチから二十センチぐらい潮がずうっと来るのですよ。それが竹瓦温泉の砂湯だったのですよ。今は、そんなことない。満潮になったからといって、

少しは下の方であるかもしれないけれども、表面まで潮が浮いてくるといったことはない。だから、病原菌はあそこですくう、私はそのように言いたい。

そして、温泉のついででございますが、上人ヶ浜に現在、五人から六人寝られる砂湯がございますね。あそこから北の方に向かっていきますと、一遍上人が上陸したという瀬があります。あそこが八百五十メートルあるのです。うちの若い者と一緒に私は計ってみたのですよ。あの八百五十メートルに瀬戸内海にある白砂をだんと厚く置くわけです。潮をもって逃げられんように潮どめを二カ所か三カ所つくればいい。あそこには松が残っています、青い松。青松、白砂。こういうものを私はあそこの立地環境から、必ず成功する砂湯ができるのではないかと。八百五十メートル、あれを全部砂浜にして砂湯にするのですよ。ちょっと豪華ではなかるうかと思えますね。それで、開店当初は、「サービスです。どうぞただで入浴してください」。二カ月、三カ月間、大々的に宣伝して、ただで入浴させたらどうですか。そうすれば、ああ、別府温泉は今までと違う、変わったぞ。あの砂湯に入ってみる、本当の温泉だよ。別府ならではの温泉というのは、そういうものしかないのです。これは、杵築市ではできない。大分市ではできない。別府ならではのその資源を活用するのは、そして、その温泉の力をアピールするのは、この場所しかないと思っている。昔、今の亀川国立病院が海軍病院であった当時、今、美術館で使っているところ、あの付近が療養所だったのですね、高級将校の。だから、浜辺には二本か三本鉾口が残っているはずで、温泉の。そういうのをもう一遍つき直せば、立派にあそこを全部給湯できるのですよ。金がかからない、そして金をかけんで、しかもお客さんが来て別府市が潤うといったら理想です。それは夢のまた夢というもので、私は一歩手前の夢のところとめていただきたいと思う。お金を使いなさいと私は言いたい。お金はあるのです。今、不景気だ。別府市民は、みんな青色吐息です。うちはもうかってしようがないというようなところはないと思えます。しかし、市役所だけは間違いなくもうかっておるのですね。税金が、去年よりことしの方が安くなったとか、おととしよりはずっと安くなったが、そうあればいいのですけれども、上がっても下がるといことがないのが税金です。だったら、金は自然に残らなければできん。そうではない。税金を残して、ためたぞ。それは市民に対する裏切り行為なのですよ。お金は使いなさい。使うためにあるのです。あしたのためにもっと使いなさいと、私は言いたい。

温泉の治療効果というものは、もう皆さんの方が、私が説くよりも特に篤と御存じのはずです。ですから、もうこれ以上は申しませんが、あそこに今あります美術館です。この美術館をあのまま放っておくわけにいかない。市長さんは、今度、パンフレットの中で私は見ました。美術館などいわゆる文化施設をつくるべく、もう会議を起こしているということですね。前向きに美術館を移転させようというふうにお考え

になっているというふうに私は思うわけです。それはいいのです。しかし、何ほいい建物をつくっても、あそこの建物がいいから行こうという人は余りない。外がよくなれば、中身をグレードアップしなければだめなのですよ、中身をね。どのようなグレードアップかと申しましたら、先ほどどなたか申ししておりました大分市立美術館、それで県の芸術会館、こんなところは、大変な蔵書を持っていますね、絵画を納めております。私が一番すごいな、うらやましいなと思ったのは何かとといいますと、入館料を取って入ってくれる人の数なのです。別府の場合は、六千人とかその前後なのです。芸館は六万五千人から来ておるのです。大分市でさえ十五万人ほど来ておるわけです。もう数字が違うのです。というのは、さっきも申しおりましたが、いわゆる納めている収蔵品が、それだけ幅があって奥行きがあるということなのです。

ちなみに、大分県が誇る芸術家・田能村竹田。これが、二十点あるのが県立芸術会館です。大分市美術館も、二十三点ほど竹田を持っているわけですね。福田平八郎に至っては、芸館の方は二十五点なのです。大分市はやっぱり十二点がある。高山辰雄の場合は、三十九点が大分市、そして芸館も二十五点。高橋草平は、これは十四点、帆足杏雨が十一と十七点というふうに、大変中身が濃い。だから来るわけなのです。私は、それを並べたのはなぜかといったら、建物は建つ。しかし、その中の収蔵品をグレードアップしなさい。そうしたら、この三者が共通のチケットを出す。そういうことはできないのかな。そうすれば、きょうは別府泊まりにしよう。あしたは朝早くから一番に大分の芸館と大分美術館に行こうという、一泊あるいは二泊のそういう美術館めぐりができるのではないかな。これがいわゆる一つの観光資源なのです。そういうものにしなければいけない。

その美術館の建てかえということになりましたら、私が長年温めてきたのが、昔は京大物理学研究所と申しまして、ピーコンの北側にあります。あそこは、別府市が買って建物を建てて、そして京大に、ここで休火山の鶴見山の振動その他の地震の予知をしていただけないだろうかということで、あの建物・土地は全部別府市のだったのです。それを差し上げてつくったわけなのです。だから、今度あそこに、今は微震は毎日あると思うのです、重量が、戦車とかそんなのを運んでいくのですから、だだだだ……、それはもうグラフに出ているはず。だから、あなたのところは本来的におさまるところにおさまってくれんか。鶴見山の真下に別府市が土地を広く買ってあげて同じものを建ててあげたらいいではないですか。あのロジック風の建物を、あれを改造して別府市の美術館とするならば、ちょっとほかに類のないものが私はでき上がると思いますよ。

そして今のこの収蔵品の話ですが、私の方に、「別府市は買ってもらえんかな」。ハゴロモ缶詰の会長さん、それから堀部晃三さん。もう出どころははっきりしている。

このお二人のところから話が来たのですね。それはまた市の方に取り次ぎましようというふうに言ってお別れしておるのですが、横山大観が三十三点あるのです。そして、広重のあの五十三次ですね、ああいうものも全部収蔵されているのです。全部で百何点あるのです。それで、これらを別府市の美術館長とかいるんな方が、正しい評価をして、これなら別府市がおさめられる。今が一番買い時なのですよ。何でもそうです。最高だったのはバブルのときです。家でも屋敷でももう四分の一、三分の一でしょう。今一番お金を持っている人が買える。別府市は、税金があるのだから買った方がいいのですよ。収納して、それが観光資源になるならば、私はいいと思うのですね。

今、私が申し上げたことでございますけれども、では今度、資金がないではないか。資金は今のままでは足らんよ。市長さんは、百億ぐらいお金が余っているのだというようなことをお話ししておったのを、私は一度聞いたことがある。だけれども、この美術品を購入するためのお金ではない。だけれども、これにはPFI方式というのがあるのです。そして、これは民間活力の民間資金を使って、民間の活力ですね。それを建設当時から公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力並びに技術能力を活用して行くと、新しい方法ができているのだ。すでにこれは全国で四十カ所やっているのですね。大分県も、このうち平松知事さんが、婦人のそれをこの資金を使って建てましたね。あれです。これは、二十五年あるいは三十年後にその地方自治体に戻ってくるのです、それだけの施設のそれが。入館料あるいはそういうもので採算がとれるように計算してくれるわけです。私が聞くところによりますと、これは私の専門外でございますけれども、日本には無利子の金がたくさんあるそうです。どこにあるか知りません。ですけれども、こう言ったら、市長さんらはおわかりと思います。無利子の金がたくさんある。この無利子のお金を引っ張ってきて、別府の経済再生のために、観光浮揚のためにお使いになったらどうだろうか、このように私はお聞きしたいわけです。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

温泉の関係でございます。竹瓦温泉の砂湯ということでございますが、竹瓦温泉の砂湯につきましては、砂の入れかえについては、去る十一月十一日から十七日の一週間、休業いたしまして、男女の浴槽すべての砂を入れかえたところでございます。また、今後につきましては、年一回砂の入れかえ等予定いたしたいというふうに考えております。そのほか、いろいろな衛生管理面でございますが、定期的に砂洗い等適切な維持管理をいたしたいというふうに考えております。

北浜温泉の件でございますが、これは健康浴は循環式でございます。そのほかは違います。これにつきましても、レジオネラ菌の発生のもとということで衛生管理面ということで議員さんも言われました。これにつきましては、具体的には毎日の業務、

マニュアルに沿ってろ過装置の運転・調整とか、次亜塩素酸の注入、浴槽内の砂の除去、浴槽内の補給水の管理とか残留塩素の測定とか、そういうようなのをいろいろ考えておりますので、そういった衛生管理面については、十分やっております。

検査結果につきましては、北浜温泉の健康浴につきましては、レジオネラ菌の検査をいたしまして、その結果は不検出でございます。そういうことで、以上でございます。

○二十番（佐藤岩男君） 観光部長にお伺いしたいのですが、温泉の分析表ですね。分析表が、各公共温泉には張ってあります。ですけれども、これがもう曇ってしまっ見えぬのもありますね。いつも新しく書いたときのままではない。やはりもっと懇切丁寧にわかりやすく、治療にはこういうのが向いていますよ、こういうのがいいのですよ、というふうに説明をしてもらおうとありがたい。明治維新のときの井上聞多ですかね、あの方が艱難辛苦の場、あそこでもって入湯して治った。この史実は、皆さんもお認めになると思います。別府温泉だから、やはりあそこに泊まって、二十何カ所切られておった刀傷が治って、そして外務大臣まで復帰したわけですね。そういう史実があるのですから、別府の湯は、とにかく切り傷にも効きますよ、皮癬・疥癬だけではありませんよということを、その温泉の特徴をやはり書いてわかりやすくしてあげる。だから、マグネシウムが何ぼ、ナトリウムが何ぼ、そんなこと書いたってわからぬのですわ。だから、そうではなくて、ここの湯は、何と何に効くのですよと、わかりやすく書いてくれた方が、私は旅の人も喜ぶのではないかと思う。そうすれば、「この次来たら、ばあさん、おまえ、ひざが痛い痛いと言うから、あっちの湯に今度はつかるか」というようなことができるのではなからうか、そのように思うわけですね。どうぞ。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

別府市には、泉質が十一種類中十種類ありますが、泉質は、温泉水の化学的性質を示すもので、温泉水には地中に含まれておる数多くの成分が含まれております。各市営温泉にも、議員さんが言われますように温泉分析表、これはおおむね十年ということで掲示いたしております。特徴等、そういったのも十分私の方も把握しているところでございますが、今言われましたように、炭酸水素塩泉とか塩化物泉、これにつきましては、いろいろ切り傷、やけど、慢性皮膚病とか、そういったものなどいろいろ効く、効能とかいうようなのも掲げておるところもあります。ここら辺につきましては十分ではないかと思っておりますけれども、今後そういったのも特徴を生かした部分を掲示いたしたいというふうに考えております。

○市長（井上信幸君） 部長が答弁するのが当たり前ですが、時間の関係もございませぬので、簡単に説明をさせていただきます。

先ほど来、いろんいうんちくのあるすばらしい観光行政について、大変建設的な意見をいただきました。本当にありがたく拝聴いたしました。これをすべて観光行政にでき得れば大変いいことですが、先ほども言ったように財政的基盤がございませう。金を残すとか残さんとかではなくて、やはり効率よく計画的に使わなければならないという義務がございませう。

そこで、先ほどの要点だけを少し答弁させていただきますが、ラクテンチをひとつ、発祥の地だから何とかせんか、温泉治療村をつくり、そこで温泉療養をひとつ広げていかんか、こういう一つの大きな特色がございませう。まさに先ほど私も、ある企業を呼んで日本一の温泉会館をとというのは、これだったのです。これは、どこか大企業が来ていただいてやっていただくといいがなというふうにも思っておりますが、この点につきましても、今後視野に入れて検討をさせていただきたいと思ひます。

またオリアナ号の例も述べられましたが、まさしく当時はそのとおりでございまして、視野がもう少しグローバルに考えていただくならば、あのオリアナ号、あのまま修学旅行生でも泊めていただければな、そうしたらああいうふうにならなくて済んだのではないかな。ところが、修学旅行生も泊めてはならないということで、内部を改装したために、とうとう八十億の大きな金額をかけて別府に係留したけれども、もうにっちもさっちもいかないということで、中国の秦皇島に身売りをしたと。これは、私が就任してすぐだったのですが、そういうふうなことでございませう。

また、竹瓦の砂湯につきましてもは、レジオネラ菌問題がありますので、十分にこれは気をつけていかなければならない。これは御指摘、ありがとうございました。

また、上人ヶ浜から一遍上人の地先まで八百五十メートルある。そこに白砂を持ってきて大砂湯をつくれ。これはまたえらい構想ですけれども、本当にやればできんことないのですが、それは一つの構想として今後考えるべきだと思ひます。

それから美術館の問題でございませうが、まさしく所蔵品が一つの大きな魅力になるうかと思ひます。そこで、所蔵品についても今後、議会の皆さん方が、「いいぞ。しゃんとやれ。それは大変いいから買っていいではないか」と、こういうふうな御指摘、また市民の方々が、「それはいいことだ」というお声が多分にあるならば、その方向づけをさせていただける。そのために行財政改革をやり、逐一基金をためてきたわけがございませう。

また、余談でございませうが、大分県下、この場で御披露いたしますけれども、別府市民の借金率が県下で一番低いのです。このこともあわせて、ここで御披露いたします。また、借金すればできぬことはないのです。ところが、先ほど言ったように、無利子の金があるから、おまえ、引っ張ってこい。これも一つの研究かと思ひます。

それから美術館の問題で、先ほど京大物理学研究所、そのの上ですね、ビーコンの

前の。これは、私も当初ねらったのです。就任して翌年だったと思います。担当部長に、行って交渉してくれんかと。交渉したところが、もうすでに四億の予算であそこを全面リニューアルし、庭園も全部リニューアルして、テニスコートもつくるようです。これは、もう予算がついていたわけです。かつて、御指摘のように、あれは別府の市有財産でございました。あの土地も五十六年か七年に売られているわけですね。それを買い戻す、何とかそれを買い戻して、あそこを美術館にしたらどうかという構想を打ち立てたのですけれども、時すでに遅く、京大物理学研究所、京大がもとでございましてから、京大の方が文部省から予算をいただいてあそこを四億でリニューアルする、このようになっていました。非常に残念でございます。これは、私もあそこは美術館にしたいな、金もかからんですばらしいものができる、このように思ったわけでございます。この辺もひとつ御理解をいただきたいと思っております。

いずれにしても、これから後、民間企業方式でPFIの方式、これもひとつやっぱり視野に入れながら、別府市の経済の活性化と観光立市の一つの大きな目標達成のために、皆さんとともに立ち上がり頑張らせていただく、このように思いますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

○二十番（佐藤岩男君） 前向きな市長さんの御答弁で、私も安心したわけですが、議会の中は、あなたのみならず友達だった、みんなあなたの同志だった。何かのはずみで、どこかでちょっと狂ってきただけなのです。しかし、みんな戻る可能性はある。仲よしになれる、私はそう思う。やはり仲よしになるきっかけをあなたがつくって、こういうような金がない、議会がどうだということではなく、本当にこれは実現しようや、力貸してくれんかな。そういうことであれば、それは昔の仲間ですよ。みんな、あなたに協力を惜しまないと思っております。あなたが市長である限りは、あなたが采配を振るえばいい。やはりまだ四カ月あるのです。精いっぱいあなたがこの任期中に頑張って、方向づけだけはせめてしておきたい。食い逃げするのではないよということでああなたが頑張るならば、私は、大向こうをうならせることができるのではないかと、このように思う次第でございます。ひとつ御検討をお願いいたします。ありがとうございました。

○六番（池田康雄君） それでは、昨日来、多くの議員の皆さん方が触れておられます十一月十八日に南立石で真昼に起きました火災事故を中心に検証していきながら、私は、それをベースにして消防行政、とりわけ井上市政下における消防行政に問題点はなかったのかという観点で質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず私は、この事件・事故がありまして、三度現場を訪れました。一度は、調査隊が合流したと言われるお寺の東側の交差点から、本部隊長がたどったと思われる道を

私も歩きながら、時には駆け足をしながら、このあたりである御婦人に道を尋ねたのだな、このあたりで後藤アパートというのをこういう形で点検したのだろうかというように、外回りを中心に見させていただいて、その後、二度ほど、大家さんのお許しをいただきながら火災現場の部屋に立っているいろと考えるしてみました。真っ黒にただれて家財が散在しているそういう現場に立ちまして、どうして訓練を積んだ消防士四名が重軽傷を負うようになったのか。確かにそういう中であっては不可抗力といえますか、避けがたい大きな要素もあったに違いないというふうに思いますし、ひょっとしたらもっと簡単なところにも幾つかの原因があったのかなというふうにも思ったりします。

まず最初に、事故があった翌日の各社新聞の記事を中心に幾つかの質問をしていきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

十九日のある新聞には、こうあります。「消防本部によると、重傷者は、河野真也さんと首藤忠良さん、玄関外側で消火作業中の岩尾京一さんは軽傷だった」と、こう書いてあります。また、その部分を別の新聞では、「市消防本部の調べでは、草牧さんと重傷の二人が室内に入った直後、強烈な炎と熱風が襲うフラッシュオーバーと呼ばれる現象に遭ったと見られる。一人は、玄関前の踊り場にいた」と、こう書いています。つまり、この記事の部分で私は何が言いたいかというと、岩尾京一さんは、玄関外側にいた、玄関前の踊り場にいた。だから軽傷だった、軽傷で済んだというふうな記事になっております。ところが、去る四日の総務文教委員会の調査会の席で、この軽傷で済んだ岩尾さんは、室内で他の隊員の援護注水のさなかに停水を受けーポンプの水がとまったということですねー身をかがめていたときにフラッシュオーバーのような現象に出会い、そのホースを持ったまま脱出した、と私たちに説明をしました。現時点でこの問題については、どう整理されているのですか。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

当日、十一月十八日、傷病を受けました職員の症状について新聞発表をさせていただいたわけです。その段階で活動状況ということで、まとまってはおりませんでしたけれども、先着した本署消防隊の河野消防士、草牧消防士と、後着した首藤司令補、いずれも呼吸器着が、建物内に侵入の際、フラッシュオーバーが起こり、火傷、熱傷を受けたものであるというものは書面に直しまして、一応事故の概要ですよということでお流しした記憶は残っております。

それで、ちょっとその後の、玄関にいたとか、あるいは外にいたとか、中にいたとか、そういうものの対応は、今のところ記憶がないので、大変申しわけないのですけれども、こういう記事については、出させていただいております。

それから、総務文教委員会でお示しした内容について、ホースを持って出たという

御説明を申し上げましたが、その後、ちょっと本人に再度確認をとったところ、相手の出てきたものを助けて、放水したものからいくと、あなたは放水を、ホースを持ってきてないよというような、証言の若干の食い違いが出たもので、本人は、ああ、そうかなということで、ちょっと余り記憶がないので、外にいた者の証言をとらえて、きのうの発表では、そのままホースを置いて出た、という形の表現に変更させていただきました。

○六番（池田康雄君） よくわかりませんが、また後で整理します。次に行きます。

次の問題点ですが、ある新聞です。「市消防本部の調べでは、草牧さんと重傷の二人が室内に入った直後、強烈な炎と熱風が襲うフラッシュオーバーと呼ばれる現象に遭ったと見られる」と、こう書いてあります。また、別の新聞では、「草牧消防士らが、調査のため一たん玄関のドアを開けた。室内には熱と可燃性ガスが充満、フラッシュオーバーの発生が予想されたためドアを閉め、放水態勢を整えてから重傷を負った三人が部屋に入った。しかし、五分後、放水中にフラッシュオーバーが発生」と、こう書いている。要するに新聞では、ある新聞は、「入室直後」と書いている。ある新聞では、「五分後」と、こう書いています。少なくとも、ある時点で消防本部なのか消防署長なのか、どなたかが、ともあれそういうようなニュアンスの発表をしたのだと思いますが、ところが、あなた方は、さきの調査会で、「フラッシュオーバーの発生は、室内侵入後約十分程度」と私たちに説明をしています。この点については、現時点ではどう整理されているのですか。

○消防署長（首藤正喜君） 調査会でお答えしたとおり、十分程度ということで記録をとっております。

○六番（池田康雄君） わかりました。それも後で聞きます。

続いて、やはり十九日付のある新聞ではこう書いています。「しかし五分後、放水中にフラッシュオーバーが発生、部屋全体が一瞬にして炎に包まれ、真っ黒い煙が一斉に立ち込めた。草牧消防士は、浴室の窓から顔を出して助けを求め、河野消防士は、自力でベランダに避難、首藤司令補は室内にいた」、こう書いています。別の新聞では、「炎は外から見えず、黒い煙が吹き出た。草牧さんが、玄関横の浴室の窓から救助を求めたことから事故に気がついたという」、こう書いています。つまりこの部分の記事は、一つは、フラッシュオーバー直後に、草牧君が浴室の窓から顔を出したと読み取れるような表現になっています。今一つは、草牧君が浴室の窓から顔を出したその場面を見て事故を悟ったというように書かれていると思いますが、現時点での本部の判断はどうなっておりますか。

○消防署長（首藤正喜君） 私の指揮の場所から見た判断では、ほとんどその報告が、中隊長からの報告と私の現認した状況が、ほぼ同じような時間であったと記憶いたし

ております。

それから、もう一点ですね。草牧消防士と気がついたということではなくして、いわば呼吸器の面対をつけた消防士が顔を出したということで、結果的には草牧君であったということで「草牧消防士」というお名前を使わせていただいております。

○六番（池田康雄君） 消防長、あなたたちは、調査会で私たち議員に誤った報告をしているのではありませんか。

○消防長（木村善行君） お答えいたします。

先ほど、署長の方から説明がございましたけれども、新聞報道につきましては、火災がございました当日の三時半に記者会見をさせていただいております。私どもは、「記者会見」という言葉はどうか分かりませんが、要するに火災の現状というもの、それから一応負傷者の状況というものをお伝えするという意味で、その時点でわかる範囲の説明をさせていただいたところでございます。

○六番（池田康雄君） このペースでいったら三、四時間かかりそうな雰囲気ですが、しっかりと押さえていきたいことがありますので、多少三月議会に持ち越す部分も出てくるかと思いますが、いいですか、よく聞いてください。

私はどういう尋ね方をしたかということ、十九日の新聞と調査会との発言を照らし合わせて、調査会からも数字、立っていますから、現時点でのあなた方の判断を求めているのです。今の消防長の言いわけは、新聞発表の時点が、十八日の午後、いわゆる直後の問題ですから、若干事実と食い違っている部分があるかもしれないということだと思っておりますが、それは当然だと僕も理解するから、新聞発表ではこういうふうになっています、ところが、調査会ではこうなっています。そして、それからまた日にちがたっておるわけですから、現時点ではどうなっているのですかと、こうお聞きしたのですが、間違いはないですね、そのように進めてきたと思うのですが、それでは、私なりにちょっと整理をしてみたいと思います。

十二時四十八分に第一報が入って、調査隊が本署タンク車、朝日タンク車が速やかに出動して、五分後、六分後にお寺の南側の交差点に着いて、それから事態が出発するわけがありますが、私は、本来ならもっと態勢を整えて、入り口できちっと態勢を整えて救助活動をしたかったのではないかと思います、隊員たちは。しかし、ところが、「中に子供がいるらしい」、「いるようだ」というふうに聞かされれば、きっと多くの消防署員たちは、自分たちの危険など二の次にして火の中に飛び込むのだと思うのです。今回も同じような状況、つまり黒煙の中に四人の隊員が入って、「子供がいるかもしれない」というその人命検索というのですか、人命救助というのですか、そういう方向で速やかに活動したのだと思うのです。この事故を私なりに調べるにつけ、今回、消火・救助活動に当たった署員たち及び駆けつけた非番の署員たちの行動

には、実に頭の下がる思いを私はしております。現場に駆けつけた署員たちは、目いっぱい消火・救助活動をした。私は、そのことに対してみじんも疑いを持ってはいません。それを前提に、少しあの状況を振り返ってみたいと思うのです。

現場に最初に駆けつけた隊長がドアを開けたら、熱が感じられ、黒煙も充満していた。フラッシュオーバーが予感され、一たんドアを閉めたものの、「子供が中にいるらしい」という情報が入って、後続の応援隊が来るのをただ待っているわけにもいかない状況ができてきた。そこで、ドアを開けて注水を始めた、水がやってきたから。幸い少し煙の状態もおさまった。その部分を調査会の資料ではこう書いていますね。「玄関を開け放水したところ、室内は異常な熱気、黒煙等の吹き出し等がなかったため」と、こう書いてある。ともかく子供救出のためにどうにか室内進入ができそうだと判断して、とりあえず消火・救助を兼ねて岩尾、草牧両名が先行した。調査会では署長が、「その二、三分おくれで」と、こう言いましたが、僕は、ひょっとしたらそれは一、二分おくれではなかったかと思っておる。それが、一分が大きいとか小さいとかいうのは別にしまして、ともかく後続隊で二名で入って行くわけではありますが、残念ながら恐れていたフラッシュオーバーが、その数分後に起こってしまったのではないですか。

あなた方からいただいた資料、私が調べた調査でも一致するのは何かというと、草牧消防士と岩尾司令補が、装備ができたということで指令を受けて、入り口を、ややおさまりかけた黒煙の中に足を踏み入れたのは、たぶん十二時六、七分ごろだったというふうに思うのです。そうして、その三分、四分、もしくは四分、五分後にフラッシュオーバーが起きたというのが正しいのであって、先ほど確認したら、やはり現時点でも調査会で言ったことに変わりがないというから、署長さんは約十分後だということ譲らないようではありますが、これもまたもう少し進めていけばわかることではありますが、岩尾、草牧君が進入したのが十二時六、七分、その三、四分、四、五分後にフラッシュオーバーは起きている。どうしてそう言えるのか。

あなたたちは、同様の調査会の席上、突然、放水中の水が停止したのは、いろいろと調べるのだが、どうしてもわからなかったというふうにして私たちに説明をしましたが、草牧君たちが突入して三、四分後もしくは四、五分後に、ものすごい黒煙と炎が入り口付近を襲ったのではないのですか。十二時十一、二分ごろ、十二時十一分プラスマイナス一分ぐらいの幅のときに、ものすごい黒煙と炎が吹きつけたのではないのですか。だから、そこで給水停止、あるいは一たん避難。用語的には「退避」というのですか「避難」というのですか、その辺はわかりませんが、とにかく、だからその直後、その入り口付近にいた数名の隊員は、二階にまで避難をしているではありませんか。そして、時を同じくしてその十二時十二、三分ごろ、西側の窓から今度は火

を吹き始めているのではないですか。それでは、この十二時十二、三分に西側の窓から、恐らく火点と思われる部屋から吹き出した炎は何なのですか。これは何なのですか。フラッシュオーバーの直後、岩尾さんだけは幸い自力脱出した。やっと入り口に逃げたものの、入り口にはだれもいなかった。そうです、ちょうど退避を、避難をしておる時間ですから。それが十二時十二分プラスマイナス一分ぐらいの幅の時間ではないのですか。十二時十二、三分頃、西側のベランダに面した部屋から吹き出した炎が、到着して間がない署長や消防長が立っている場所から見えません。それは当たり前です、建物の裏側ですから。だけれども、見えなかったからということでは、責任者であればそれでいいのかなというような思いが私はしております。

また、先ほども確認しましたが、草牧君という認識はできなくても、ある消防士が浴槽の窓からのぞいた。その時点が恐らく十二時十八分ごろだと思われませんが、それをもって初めて事故認識をしたということについての確認をいたしました。定かな確認はとれませんでした。どうしても調査会と同じだというふうにいえば、そういうふうになっている、それは、署長個人の認識なのか、消防長も同じなのか、消防本部共通の統一見解なのか定かではありませんが、私は、事故の認識という点からすると、その十二時十七、八分に事故を認識するのは遅過ぎる。そこで事故を認識したと言い張るのには、無理があると思いますよ。なぜならば、黒煙が噴出し、火が吹き始め、十二時十二分には自力で脱出してきた岩尾さんが、入り口付近に座り込んでいる。当然一、二分後に退避の後、やはり気になる二人がホースを持って駆け上がってきて、その岩尾さんに接している。一方では、西側の窓から火が吹き始めている。そこは、階段の入り口付近から認知できませんけれども、ともあれ、一たん避難命令を出したような状況の中で岩尾さんしか出てきていない。あと三人が入ったまんま。これが、事故の認識の出発ではなくて、いつなのですか。とすると、この事故認識の出発は、十二時十二、三分、少なくとも十三、四分ぐらいには事故の認識ができたのが当然ではなかったかというふうに思うのですが、今、私が振り返ったことの中で、いや、それはたぶん自分たちが調査した事実とは違う。少なくとも消防本部のこの見解とは違う。それは誤りだ、少なくとも誤りに近いと思われる部分がもしあれば、指摘してください。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

第一点目に、岩尾司令補が使いました空気呼吸器、これの空気の残量から推定いたしますと、十分程度中にいたという形のもので出てきたわけです。これによって、進入時が定かではありませんけれども、内部で本人自体が活動している時間帯は十分程度であったと、こういうふうに我々は確認したところであります。

それから、先ほど、黒煙が出たと。確かに黒煙が出ております。その際は、一本は

中に入っております、一本は外から玄関口につけての援護注水を行っていたということでございます。黒煙がすごくなり、若干煙の色が変わった段階で危険を感じて、二階と三階の途中階にありますベランダまで、半分の階層だけ避難をしたと。そして、やや炎が吹き上げて、態勢を整えて上に上がって消火をして、出てくる者の援護を行ったというような形で私は調査をしております。

○六番（池田康雄君） 私の言う幾つかの出来事が、今の段階では一つも否定されなかったというふうに認識をいたしますが、十二時十一、二分ごろに吹き出した黒煙と炎と風圧というのですか、それはやっぱりかなりのものようですね。入り口のドアのガラスはぶち抜くわ、前の向かい側の玄関のガラスはぶち抜くわ、その前側の家の奥にある入り口のガラス戸のガラスもぶち抜くぐらいの風圧がっているようであります。ともあれ、私は、今回の事件がなければこういう現場に立ち入ることもないぐらい消防には無知な私が、プロフェッショナルのあなた方の言っていることに間違いがある、誤った報告をしているのではないかと、こういうふうにまで言っておるわけですから、あなたたちは、もし私の間違いがあれば、今この場を逃すと、私の言うことが正しくて、あなた方の間違いがそのままになっていきますよ。だから、その辺、お互いそれぞれ根拠を持ちながら話し合っているときだと思えますけれども、何か私が言い過ぎたりおかしいことがあったら、どんどん訂正を求めてください。

それでは、どうして今回のような惨事になったのか。確かに今回の場合には予知できなかった局面もいろいろにあったらうと私も思っておりますが、すべてを避けがたい事故であったと済ましてよいと私は考えておりません。今回の事故の遠因に、消防行政としての問題点はなかったのか。

次に、そういう視点から幾つかの質問をしてみたいと思いますが、まず平成十四年度、つまりことしから、わずか一名の指揮隊という部署。しかし、わずか一名ではありますが、延々と別府消防署の歴史の中に一つの部署としてあった指揮隊という隊が、なくなっていますね。この指揮隊というのは、どういう仕事をする部署で、どうしてそれを廃止したのか、簡潔に説明してください。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

指揮隊が編成されて長い年来たわけですが、昨今の職員の高齢化により、お休みをとる者があるとか、あるいは病気休暇等のいわば代替要員として、きのうですか御説明申し上げましたように、足らない隊員のところや、隊員として補充されるような傾向が続きまして、指揮隊を配置しても、実際に指揮隊が組めないというような状況下で、今年四月一日に、どうせならば一名の隊員を各出張所長として配置して、出張所内におけるいわば平常時における業務の統率というのでしょうか、そういうものをした方が、よりメリットが大きいのではないかという趣旨のもとで廃止し、出張所長制

度を設けて配置した、このような現状でございます。

○六番（池田康雄君） 私の聞いている範囲での指揮隊一名の業務は、いわゆる消防長や消防署長などを現場に運転手として連れていった後、即座に指揮調査隊という役割を担うようになっていて、そうして、その指揮調査隊員がいろいろと消火・救助活動に必要なデータを収集して、速やかに消防・消火活動、救助活動に役立ててもらうべく、資料を提供する重要な役割を担っておったのだというふうに聞いております。なぜ私が、この火災の後、この問題を真っ先に取り上げるかといいますと、実は現場のアパートの入り口付近に立って、もう焼けてしまっておるわけですから、部屋全体が丸見えなのです。家財道具が散乱した、そういう真っ黒になっている狭い空間を見ながら、先ほどもちょっと言いましたけれども、訓練を積んだ署員たちが被災したのはなぜなのかな、どうしてなのだろうなど。右に三歩行けばベランダがある。後ろに五歩行けば入り口がある。そのぐらいの空間の中で、どうして被災をしてしまったのかなと、こう思っている中で、黒い煙の中あるいは火の海の中にあって、もしもこの部屋の間取りもわからないまま消火・救助活動をしていたとすれば、きっと自分の中に凶面がないわけですから、襲ってくるパニックもあるでしょう。そういう中で身動きがとれなかったのかな。そうすると、黒い煙の中に入っていく、火の中に入っていく。部屋がどうなっているのか。そういう間取りなども、さっき言った指揮隊が現場に到着したら、指揮調査隊という、わずか一人が運転手からそういう重要な役割に変身するのだと、そういうふうなことを聞いたことがありましたので、こういう調査隊みたいな人がおって機能して、少なくとも部屋の、突入する前に、アパートですから、そして燃えたのは三階ですから、二階に行けば同じ間取りの部屋がある、一階に行けば同じ間取りの部屋があるわけですね。何かその辺のやっぱり役割を担う人を削って、本当にそういうものにかわる人が現場の中におけるような体制などをつくって運営をしていたのかというふうに思ったわけでありませぬ。

今回の火災の場合、消火・救助活動中にこの部屋の間取りは、だれか入手できたのでしょうか。もしできたのであれば、それはいつの時点で、どういう部署の方だったのでしょうか。

○消防署長（首藤正喜君） 残念ながら、鎮火まで間取りは入手できておりませぬ。

○六番（池田康雄君） 私は、間取りが調査できていないことを、こういうことから直観しました。草牧君の救出場面で調査会の席上でこういう説明があったのです。草牧君の救出は、首藤司令補を助け出した隊員が、まだもう一人草牧君がいると、再度室内に進入した。首藤司令補を助けた人が、もう一回折り返し入ったわけですね。もちろん、そこに下から駆け上がってきたもう一人の方と二人で入っていく。そうして、どこにいるのかと捜していたら、浴室の窓から非番の隊員の声が聞こえたので、浴室

に行って救出したと、こういう説明があったのです。消防長や消防署長は、その浴室の窓からどのくらい直線でなるのでしょうか、十メートル、十二、三メートルの距離に立って見ておられた。私の時間では、そのある隊員が浴室の窓に顔を出すまで約十分間程度はあったであろうと思うのであります。そこで、もし、少なくとも消防署長や消防長あたりが、いろいろなところから間取りを入手しておけば、草牧君とは限らない、ある消防士が助けを求めたそのふる場が、入り口から三步入って、三步左に入ったら、ある場所が浴室だった—ですね。入り口から三步入って三步左へ行ったら、もうその浴室なのです。それは、しかし間取りがあつて初めてわかること。しかし間取りさえあれば、私は、もっと早い救出も可能だったのではないかな。そうして、そういう間取りなどを調査するのが、この指揮隊という人の一つの役割であつた。そのたった一名を何らかの理由で削ってしまった。惜しまれてなりません。しかし、私は、この指揮隊を廃止していなかったら今回の事故が起こらなかつたなどと言っているではありません。ただ、この指揮隊という部署を組織図、機構図の中から抹消してしまっていることには、やはり今回の事件を振り返って思うときに、強い疑問を感じております。消防救助活動には欠かせない部署なのではないか。今から高層ビル等の火災も多くある。一戸建ちの間取りですと、その家ごとに違うでしょうが、アパート形式のものであれば、比較的上と下とは準じたような間取りになっているケースが多いとき、やはりある階で何かがあつたときに、その上下の階からやっぱりそういう間取りを速やかに消火・救助する方たちに伝えるというような、そういう役割を担う方をやはり削ってしまうということは、今回、大きな遠因になっていたのではないかというふうに言いたいと思うわけでありませう。

次に、では、どうしてこのような必要と思われる部署を廃止するなどというようなことがなされてしまうのか。その問題について考えてみたいと思いますが、現在、別府市の消防職員の条例による定数は何名ですか。

○消防本部庶務課長（吉本皓行君） お答えいたします。

別府市の消防職員の定数条例は、百五十一名でございます。

○六番（池田康雄君） 私の調べたところでは、すでに平成二年から職員数百五十名というぐあいに条例定数を割ったところで、消防署が運営されているようです。この定数百五十一を中心に、井上市政下における消防行政を少し見てみたいと思うのでありますが、定数だけで見ると、中村市政最終年の平成六年の定数は百四十六でした。井上市政の最初の年、平成七年も百四十六であります。翌年、井上市政はそれを百四十七にしていますが、ところが、百四十六、七というのは、私は、やはりもう許容いっぱい条例と定数の割り込みではないかなと、今回、類団の消防署の条例定数と現員数というのですか、署員数等の表を一覧して見たときに、私は、もう百五十一、条

例定数の百四十六、七というのは、もうこれが限界ではなかったのかなというふうに思うわけですが、百四十六のところを出発した井上市政が、昨日来出ていますが、平成八年十一月一日付で二交代制を三交代制としております。これは、先ほどいんなやり取りの中で明らかになってきておるわけですが、何やかんやといいながら、要するに三交代にすれば、消防車一台当たりの署員の数が減る場合もある、減ってない場合もありますわね。例えばはしご車隊の人員に着目した場合には、これを契機に四名が三名になっていますね。三名が、去年かことしあたりが、また二名に減じられておりますが、ともかくそういうような直接火の前に立ち足はだかっていく人たちの数の削減に、やはりつながってきているわけでありまして。

ちみなに、九州各県の県庁所在地における消防署では、すべて二部制になっておりますね。そして、類団の中でも十七市のうちの十二市が二部制を採用していますね。つまり、やはり今日では何やかやと言いながら、二部制が消防の基本形として多くの場合堅持されてきているというのが実態であるというふうに思うわけですが、消防署は、そのほかに井上市政の中でどういうことを行ってきたかといいますと、これまで長く続いてきた三課八係の体制を、平成十三年度より二課五係に組織をかえていますね。どういう課を削ったのですか。

○消防本部庶務課長（吉本皓行君） お答えいたします。

消防本部の警防課を削っております。

○六番（池田康雄君） 市長、私は議員になって三年半、何度かお願いするのですが、余り取り合ってもらえてないのですが、平成十三年度から別府市の消防署が、今、庶務課長が答えたように、警防課を削ってしまっておるのですね。九州各県の県庁所在地、あるいは類団で警防課のない署がどのくらいあるとか、その辺の実態は御存じですか。担当助役、御存じですか。（「議長、消防本部庶務課長」と呼ぶ者あり）いやいや、いいです。それなら、どのくらい。どういう実態になっておるのですか。

○消防本部庶務課長（吉本皓行君） お答えいたします。

類団の十七都市を調査しております。その十七都市の中では、警防課はすべて設置されております。（「県庁所在地」と呼ぶ者あり）県庁所在地におきましても、すべてのところに警防課は設置されております。

○六番（池田康雄君） つまり別府市は、九州を見回しても、全国的に見てもほとんど見ることのできない消防署の組織をつくったのであります。それも十三年度ですから、昨年のお話です。事故が起きたのは「このせいだ」というふうに私は断じているわけではありませんが、しかし、逆にいえば、こういう消防行政のあり方が事故の要因ではあり得ない、と断じることができる人がいますか。

もう一つ問題点を指摘します。昨日来、この事故――火災事故ですね――の質問議

員に対しまして消防署長は、指揮権の問題の中で現場における指揮権は、その日の当直責任者、いうならば中隊長にあると繰り返しています。この話を続ける前に、一点確認させてください。中隊長の現場指揮権は、署長が現場到着するまでのことではなく、署長や消防長が現場到着後であっても、どんな場合においてもすべての指揮権は中隊長にあると理解してもよいのですか。

○消防署長（首藤正喜君） 権限付与の問題でございますが、組織的にいきますと、当然、私が現場に着いた段階で権限委譲という形にはなるうかと思えます。その段階でのいわば報告があれば、その段階でのいわば指揮宣言等々が行われることとなりますけれども、あえて私どもが現場に到着した段階では、中隊長指揮下の中での活動が行われていたという形で理解しております。

○六番（池田康雄君） わかりませんね、わかりません。あなたが現場に到着したのは、あなた方は――いいですか――調査隊が出た、到着した、十二時五十四、五分到着した。それから二分後に火事だと応援要請があった、本部から救急隊が出た、はしご車が出た、朝日からタンク車が出た、救急隊が出た。そのときに出てない。それからまた二分おくれぐらいで出ていますね。が、ともあれ、十二時七、八分、もうちょっと前になりますか、そのぐらいには、もうあなたは現場到着しておるわけですよ、消防長と一緒に。そのときに何ですか、中隊長が自分のところに報告に来て、「ただいまから署長、指揮お願いします」と来たら私がとるが、それがなければ中隊長にあると、そう言いたいのですか。ちょっとそこ、確認してください。

○消防署長（首藤正喜君） 先ほど申し上げましたように、私が現場到着した段階で指揮をとるのが当然だと思っております。

○六番（池田康雄君） そうですよ、当然ですよ。当然そうっておる。いいですか。もう、ここから先言うと個人攻撃になるから余り言いませんけれども、そうっておるのですよ。中隊長、中隊長、当直責任者、当直責任者みたいなことを、この議場でそれをそんなに振りかざすべきではない。現場に到着したのですから、あなたたちは。しているのですから。フラッシュオーバーの前から、しているのです。

私は、今度の事件をいろいろと整理し、真相究明していく勉強の中で、別府市の消防署における火災現場の責任者とされる中隊長の立場の人に、非常に強く同情の念を抱くようになりました。形の上で責任者とされながらも、責任者として仕事をすることが保障されていないように、私には思えてならないわけであります。現に今月の十一月十八日の火災現場の中隊長の場合が顕著であります。彼は、現場到着後、速やかに三階入り口付近に行って、避難のときにワン・フロアおりた以外、入り口付近にずっと持ち場を離れることができない状況の中でおっておるわけでしょう。それが、「おまえが指揮者だ」というのですか。どのときにどのタイミングで彼は離れることがで

きたのですか。離れることはできないのですよ。彼は、「中隊長」と言われながら、それでは小隊長が報告に来る。小隊長が報告できるような体制、隊の編成になっていますか。分隊長が小隊長に報告できるような隊の編成になっていますか、先ほど、午前中に三名から四名の消防車の件も出ましたけれども。あなたは、自分の指揮権があれば、十二時十二、三分頃にあなたの見えない裏側から火が噴いた。それを把握しなければならぬ立場だ。十一分、入り口から火を噴いた。一たん退避をした。けれども、その直後に岩尾司令補が飛び出してきた。そういうのをきちっとつかんで、そこで事故の危険性を強く認識して救助の、あるいは救出の新たな体制の組みかえ・指揮を発動しなければならなかった。いいですか。フラッシュオーバーが起こったのは、十二時十一分プラスマイナス一分です。あなたが主張したがっている十二時十七、八分ではない。もし十二時十七、八分だとするならば、フラッシュオーバー、その後にバックドラフトとか何か二遍爆発が起きたということの意味していますし、そういうことがないというふうに僕は断じません。なかったとも言いません。しかし、草牧君たちが進入後約十分程度というようなことを、先ほど来ずっと変えていませんが、このことは、今僕が見ていて恐らく明らかになったように、多分事実とは違うのではないかと思われまますので、また後日検討していきたいと思っております。

続いて、わずか一名の指揮隊を削除しました。三部制から二部制へ変更させました。警防課を廃止しました。中隊長の置かれている状況は、まことに指揮権を持ちながら、その役割を担うべき、そういう保障をされてないままの状況が生み出されておりますが、これらは、すべて井上市政になってからの状況であります。

市長あなたは昨日、ある議員の答弁の中で、市長は、消防に関するすべての案件の責任は丸ごと消防長にあるかのような答弁をなされましたが、私は、それでは済まないだろうというふうに言いたいのであります。条例定数百五十一名のもとで、平成十四年度の消防職員が百四十三名になっている。その責任も消防長にあるというのですか。私が議員になって、まだわずか三年半ですが、消防長は、木村消防長で四人目であります。私は、こういう人事が適材適所だなどとは到底思えませんが、これらはすべて市長の裁量権なのではありませんか。前市長の二期目から条例定数を割り込んでおりますが、あなたの一期目の時代の百四十六、七名の体制は、不本意ながらも先ほども申しましたように、許容範囲だと言えるかもしれませんが、しかし、昨年からの百四十三名という人員は、今見てきたとおり、無理に無理を重ねて、削り削ってきた数字なのであります。あなたが口癖の「出るを制して」というふうにして支出削減、人員削減をした結果が、こういう状況を生み出してしまっているのではないのでしょうか。もしあなたの言う行政改革がこういう状況を是認するものであれば、それは誤った行政改革だと私は断言します。速やかに市長は、消防長に、市民の命と財産を守る

ことのできる消防体制に改めよ、というふうに指示すべきだと思います。

続いて……、時間がなくなりました。あと装備、機材についてだとかいうような問題についても触れてみたかったのでありますが、残り時間が少なくなりました。

事故後の家族、職員への説明というような事柄についてちょっとお尋ねしたいと思いますが、最後に、事故後に殉職した草牧君の家族や、重傷を負った署員の御家族への対応について、及び事故後の他の消防職員への対応について質問いたします。

まず、当然のことではあります。家族としてはどういう状況の中で死亡し、あるいはどういう状況の中で重傷を負うことになったのか知りたいと思うであります。また、消防本部としては、そういう説明をする責任があると思いますが、その点についてはどうなっておりますか。ちょっと簡潔にお願いします。

○消防長（木村善行君） その前に、一点だけちょっと御説明させてください。

三部制から二部制になった要因でございます。（時間が無い」と呼ぶ者あり）はい。これにつきましては、その時代の社会の様式の変化あるいは本部署内の実情等の中で、職員の検討委員会の中で二部制というふうな方向で考えております。

ただいまの御質問でございます。私ども、やはり説明をするには慎重に事情をまとめ、正確に御家族の方に御説明をしたいということが基本でございます。そういう中で、草牧君の御両親には、二回ほど説明に上がっております。また、入院されておられる二人につきましては、まだちょっと入院の患者の状況がございますので、そこまでは至っておりません。ただ、私ども、まだ完全に細部までの調査が終わってないというような実情でございますので、今までのわかる範囲のお話をさせていただいておることでございます。

○六番（池田康雄君） 完全に細部がわからないということにつきましては、どの親御さんなり、家族なりも理解できることだと思いますよ。そのときどきのわかっていることの最大を誠実にお伝えをしていく。私は、そのことがやっぱり非常に不十分に推移している部分があるのではないかというふうに思っておりますが、やっぱり十九日に亡くなって、その後一度行って、通夜で会い、葬式で会ったかもしれませんが、その後、何の説明もない中で二十四日に……、十九日以降初めて訪れたのは二十四日の夕暮れでした。夕暮れでした。ちょっと待ってください。夕暮れでした。それも私の聞いているところでは、あなた方が自発的に行ったのではなしに、やはり親の方から署員の友達に「どうなっておるのかな」というような話があって、それから恐らく上がってきて、それではお伺いしようということで、翌二十四日の夕方にお邪魔した。その後、今度お邪魔したのが、一週間後の日曜日の一日ですね。というふうにして、私は、その都度その都度、その段階でできていることをやっぱり一生懸命、ここまでわかっている、ここだけこういうことが不明だというようなことをやっぱり真

剣に、誠実にお伝えしながら推移して行ってほしい。まだ消防葬の経緯にしても、そこに行き違いがあったやに聞いたところもあります。とにかく、いろんな課題は、後日に引き継ぎます。

○副議長（佐藤博章君） 休憩いたします。

午後二時四十八分 休憩

午後三時 五分 再開

○議長（首藤 正君） 再開いたします。

○十九番（三ヶ尻正友君） 通告に従いまして、コンベンションビューローの問題から質問させていただきたいと思えます。

この問題につきましては、過去、多々議員の皆さん方から御質問いたしておりますけれども、何点かお尋ねいたしたいと思えます。

まず、先般、決算特別委員会がございまして、私も委員の一人として決算特別委員会に参加させていただいたわけがございますけれども、その中において、るるコンベンションのことについては、池部部長さんより御答弁をいただいておりますけれども、その中において何カ所か後で新事実が出てきましたので、まずその点からお尋ねいたしたい。

まず、市長さんにお尋ねしたいのは、平成十三年八月一日付で辛島さんという千葉県在住の方を雇用いたしておるわけがございますけれども、その辛島さんと市長さんがじっこんかじっこんではないかは、市長さんの御答弁をいただきたいと思えますけれども、知り合いの仲であるというように、私はこう聞いておりますけれども、それが事実かどうか、まず井上市長さんにお尋ねいたしたいと思えます。

○市長（井上信幸君） 知り合いでございます。

○十九番（三ヶ尻正友君） これは、辛島さんが知り合いということでございますので、辛島さんの件については、決算特別委員会であるお尋ねいたしておりますけれども、その後、この資料によりますと、辛島さんが平成十三年の井上市長後援会に、辛島保馬さん個人で千葉県ということで十八万円後援会に寄附いたしておるわけがございます。それで、こういう寄附は、私は一つも悪いとは言いませんけれども、今、市長さんが、ことしの九月から、どなたかの質問に対して、市職員の御寄附に対しては返還いたします、というようにこの本会議で答弁いたしたわけがございますけれども、それではないとするならば、この辛島さんの十八万円の件について、いただいておりますのは確かと思えます、おたくの後援会に。この県の資料によれば、間違いなく十八万円。お名前があるわけがございますからね。それで市民の方から、「三ヶ尻さん」と。平成十三年八月一日で井上市長さんの知り合いの辛島さんという方をコンベンションビューローがどういう形で採用したかというのは、私をはっきりわからないけれども、

十二月にこの後援会に採用された後、十二月に十八万を御寄附なさっておるわけですね。ですから、「こういうことはひとつお礼になるのではないか」と。私もそれはどうかはつきりはわかりませんが、その点についてコンベンション側の御答弁をいただきたい、このように思うわけでございます。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

献金についてということでございますが、受託者である方が献金をしているということにつきましては、ビューローの方にお尋ねをいたしました。本人の問題であるということに関知してないというようなお返事でございます。

○十九番（三ヶ尻正友君） 今、ちょっとうがった御返答ではなからうかと思うのですけれども、関知してない、しているということではなくて、もうここにどなたからの寄附というのは、井上後援会でちゃんとこう、県にちゃんと届けがあるわけですよ、部長。こういうふうに。これはもう、うそでも何でもないので。それを関知しているとかしてないとかいう問題とは違うのではないですか。今日もう県が、平成十三年度の井上後援会に対する、どなたがどういうふうに何ぼ寄附したということは、もうこの書類で一目瞭然に出てきておるわけです。それで、平成十三年の十二月にこの辛島さんという方が、十八万円御寄附なさっておることは事実なのですよ、十三年の十二月に。これは事実なのですよ。これは県からいただいた書類ですからね、県の関係機関から。それで、あなたが言う、コンベンションが関知したとかしないとかいうことについては、その答弁はどうも合点がいかんのですけれども、寄附されたというこの書類自体をあなたは知りませんというのですか。否定するのですか。これは事実ですよ、県のいただいてきた書類ですから。再度この点について。

○観光経済部長（池部 光君） 申しわけありませんが、私自身のことですと承知しているわけでございますが、そういうお話ししかいておりませんので、そのようにお答えをさせていただきました。

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

事実関係につきましては、今、議員が、そういう事実を確認の上にお話をお話しておるのだと思いますので、そのとおりだろうと思います。

ただ、ビューローとしては、この辛島さんの件につきましては、あくまでも個人の問題でありますことから、ビーコンがそのことについてコメントをする立場にはない、こういうことでさっき部長からお答えを申し上げたわけがあります。

○十九番（三ヶ尻正友君） 助役の答弁なら、私もいいのではなからうかと思うわけですね。十八万円の御寄附があったということは事実だというふうに助役が言うのだから、その点、私は納得しておきます。それで、この点についてコメントできないとするなら、それでいいでしょう。しかしながら、私のところに一市民からこの書類を

いただいた折に、平成十三年八月一日に辛島さんを雇用しておる。その年の十二月に、「三ヶ尻さん、こういうふうにして十八万円も御寄附されておるのだ、どうなっておるのかい」と。その前に、平成十二年度、十三年度、市の職員からも課長になった人、部長になった人、この方たちからも十二万円とかいただいておるのだけれども、これも一緒の例ではないのですか、採用されたから十八万の寄附をしたのではないのですか、というように私は尋ねられたわけです。私は尋ねられたのです。だから、私は今度、この点ははっきりせねばいかんと。だから、この一般質問でこの点について、どなたが御答弁なさるかわかりませんけれども、どうなっておるのかと。採用した見返りに十八万いただいたのか、そういうことではないのかと。ないなら、そういうことではありませんということをはっきりおっしゃった方が、私はいいのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

十三年の八月一日に契約ということで契約締結をいたしておりますが、前回の決算委員会でも御報告といたしますが、御説明をさせていただきましたが、評議委員会あるいは理事会で御協議をいただいたというふうにお聞きいたしておりますが、ただ、個人のお名前を挙げての説明ではなくて、東京・関東地区での誘致営業活動を、東京駐在員を配置して実施することについての承認を受けているということでございますので、御理解いただきたい、このように思っております。

○十九番（三ヶ尻正友君） 部長、私はそんなことを聞いてないのですよ。後で聞こうと思っておったけれども、あなたが先に言ってくれたからあれだけれども、聞かんでいいのかなと思っておったのですよ。もう決算委員会でそういうことは、あなたもおっておったけれども、聞いておるのですよ。こういうふうにして私が尋ねた決算委員会のこう、これはもう資料をいただいておるのですよ。そういうことを全部、私がこの決算委員会の中で言っておる。これは事実です、あなたもおったのだから。そして、この点だけが、この十八万円の件だけが、決算委員会の後で新事実が判明したので、きょうはそれだけを聞こうかなと思ったけれども、あなたがそうして決算委員会のことを云々というのなら、あわせて尋ねていきたいと思えます。

まず、私が決算委員会で、あなたも知っておるように、この辛島さんとの契約は情実契約ではないか、このように私が尋ねたのです。これは事実なのですよ、情実契約ではないのかと聞いて私が尋ねました。そうしたら、前におる安倍助役さんが、いやいや、大変力のある方だから契約させていただいたというような答弁をされたのですね。そのときは、私は笑って、何も一言も言いませんけれども、今、皆さんが聞いておるように、おたくの方から、部長が決算委員会のことを、私が尋ねまいかなと思っただけども、もう二遍言うとうどうかなというような気もしておったのですけれども、

言ってくれというようなことなら、再度尋ねても結構です。

助役さんが、当時は「力のある人」だと、この辛島さんという人は。だから、この人と情実契約というのか、そういうことではなくて契約をさせていただいたと、あなたがそう言ったわけですか。まず、この人が「力のある人」と、あなたが言っておられるのだけれども、そのとき私は尋ねなかったのですよ、「力のある人」とはどんな人かともう言わなかったのですよ、あなたが一番よく知っておるとおり。そのようにして今、部長が言うのなら、「力のある人」とはどういう人かということ、まずお尋ねいたしたいと思います。

○助役（安倍一郎君） 決算特別委員会で私がお答えを申し上げましたのは、議員の言われる情実人事ではありません。そのときに、辛島さんにつきましては、いわゆる力のある人だ、こう申したわけですが、それはこの辛島さんのこれまでのJTBにおける経歴、それから実績等々から考えまして「力のある人」と、こういう表現をさせていただいたわけがあります。

○十九番（三ヶ尻正友君） その「力のある人」というのは、バーベル挙げて力が強い人もおるし、（笑声）「力のある人」のいろいろ解釈の仕方は（発言する者あり）、「声の大きい人もおる」といって、今、十二番議員さんから言われましたけれども、そういう方も「力のある人」。だからどうい、う、「力のある人」というのは具体的に言っていたかなければ、ただ、何か交通公社におったからといって「力のある人」というのは、私はちょっと理解できんのですけれども、いかがですか。

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

今回、営業面の強化ということで、ピーコン東京駐在員の確保をしたわけですが、その営業にとっていわゆる力のある人。大分に、そういう意味でピーコンにとって頼りになる人と、そういう意味で「力のある人」と、こう申し上げたわけがあります。

○十九番（三ヶ尻正友君） それなら安倍助役、あなたにもう一度尋ねますけれども、あなたの「力のある人」という解釈は、これは私が勝手に解釈するわけにはいかんけれども、ピーコンにとって営業面で大変お客さんを集客していただける方、こういうふうに解釈していいわけですか。それしかあなたが言う辛島さんに対する「力のある人」というのは、私は理解できんのですけれども、そういう解釈でよろしいですか。そういう解釈でよろしいですか。

それなら安倍助役に再度お尋ねします。辛島さんが、平成十三年八月一日採用されて一八月一日、間違いないでしょう、採用が一ことしまで、ことし、きょう現在までお尋ねしたところ、一組だけ、平成十三年二月に一組だけ入れておるわけですね。たしか五百人前後で、金額にして六十万から七十万と聞いております、金額にして。人間は五百人前後と聞いたのですけれども、私が言うのが間違っていたら、ま

た助役から答弁していただきたいと思えますけれども、この一年半でしょう、約一年半ですか、この約一年半で払っておる給料が七百万前後、払っておる給料がね。月四十五万で契約しておるわけです。払っておる給料が七百万前後で、入れていただいたお客さんが一組で六十数万か七十万前後と思っておりますけれども、この方が、本当に営業に力があって集客力のある人ですか、あなたは、今、そういうふうなおっしゃり方をしたけれども。私は、長目で見てくださいという話ならそうわからんことはないけれども、今、何が重要かといえ、コンベンションは直ちに、即戦力になる方が必要であろう、こういうふうに私たちは解釈しておるのですよ。私もコンベンションビューローの評議員の一員として、評議員会のおきにもやはり即戦力で、いろいろ厳しい時代だから即戦力の方を雇っていただければ大変ありがたいな、こういうふうに思っております。その点はいかがですか。

○助役（安倍一郎君） お答えを申し上げます。

先般も決算特別委員会の席で申し上げたのですが、現在のところ、確かに実績は一件であります。そういう意味で残念でありますというお話を申し上げたのですが、全国レベルのこういういろいろなイベントを別府に誘致をするということになりますと、これは単年度の一年とか、あるいは一年半とかでいわゆる決まる部分は少ないのだろうと思えます。こういう全国レベルのイベントになりますと、恐らく数年先を見通した、そういうことでいわゆる決定され、開催地が決まってくるのだと思えます。そういうことから考えますと、当然十三年の八月一日に採用されて、それからの間でいわゆる実績をとというのは、現実的には酷な部分もあるわけでありまして、だから、今後のこのいわゆる活躍というのですか実績、これに私どもはピーコンとして期待をしたい、こういうふうに考えておるところであります。

そして、こういうふうにこの東京駐在員、これが決まることによりまして、組織体制が強化されまして、ピーコンの経営の向上、あるいは別府観光の振興に寄与するものと、こういうふうに考えておるところであります。

○十九番（三ヶ尻正友君） 安倍助役、今あなたはいみじくも何年先、何年先までと言うけれども、八月一日に――昨年のですよ――採用して、そして一年たって、もう今は一年半ですわな、一年五カ月ぐらいです。それも一件だけの方が、三年先を期待できますか。ピーコンはそんな営業マンは要らんのではないですか。それだけのお金を出すのなら、JTBもあるし、いろいろな全国ネットワークでたくさん会社があるではないですか。なぜ個人と契約して、そしてこの人は、もう一つあなたにお尋ねしたいのは、大学職員であるというように、こういう名刺も持って歩いているのですよ、ピーコンの特別参与と、東京方面でね。大学の職員という名刺も、この方は持って歩いているのですよ。職業を二またかけるような人が本当に必要ですか。本当に必要な

営業マンなら、JTBとか大きな会社と契約して、そして即戦力になっていただきたいというのが、私は本当だろうと思いますよ。やはり、あなたが自分の会社ではない、あなたも評議委員だけれども、自分の会社だったらそんな悠長なことは言えませんよ、本当に自分が会社経営して自分の会社ならば。もう今はそういう時期ではないですよ。自分が本当に会社経営しておるのだというような感覚でピーコンは営業せんことには、市長も大分ピーコンはてこ入れして、そして改革をやってきた、これも事実ですよ。こんな一年先か三年先に何ぼ入れるかわからんというような人をのほほんとして採用するということは、私はいかがなものかと、こういうふうに思うわけですね、本当に。ピーコンはそんな営業マン要らんのではないですか。どうですか。

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

今、議員御指摘のとおり、いろいろな事業につきましては、将来のことを考えながら、そして目の前の現実的な処理もあわせ行っていく、こういうことが必要なのだろうと思います。そういう意味で確かに――何度も申しますが――これまでの間につきましては、実績は一つでございますが、今後に期待をするということで時間をいただきたい、こういうふうに思っております。

さらに、現実的なあらゆる手を別府観光のために打つ必要があるわけでありまして、ただいまJTBというお話もございましたが、これにつきましても、辛島さんの出身母体でございますので、またそういう辛島さんを通じてもJTBにお話をしながら、別府への観光客の誘致を一人でも多くできるように、ピーコンとしても頑張っていきたい、こういうことであります。

○十九番（三ヶ尻正友君） 助役は、平成十三年の評議委員会だったですかね、私も出させていただいたのですけれども、そのときは確かに予算は組んだのですよ。後ろにおる総務部長の、今、大塚総務部長は、たしかピーコンの事務局長だったですかね、その当時。その当時、予算を組んで五百万か六百万だったですな、この予算を組んだのは。金額にして私が覚えておるのは。そして、ピーコンはどうなのか、やっぱりそういう営業マンを入れて真剣に取り組まねば、大分にできんでいい施設を県がつくっていただいたですかね、ピーコンに似通ったようなことを。そういう施設ができたので、本当に真剣にピーコンのことについては腰を入れてやらねば、競合したときは、あちは宿泊施設があるので負けるのではなからうかなというような危惧を抱いたわけですよ、私たちも。やはりピーコンが本当に繁盛していただければ、別府観光はもう大変な好材料です、ピーコンを取り巻く事業家の方々は。そういうことで大変私たちも評議委員の一員として危惧しておったのですけれども、大塚総務部長が今年の六月三十日付でこのピーコンを退職しておるわけですね。七月一日付で今の職の、別府市の異動がありまして総務部長になられたわけですね。それで、当時の大塚ピーコン

の事務長さんに、「大塚さん、いい、そういうふうなことは、会社とは契約、まだできんのかい」と、私たちも心配になったから尋ねたことがあるわけですね。四月か五月ごろだったと思うのですよ、今は何社かの会社と契約交渉を話し合いしております。若干金額が折り合わんのだというようなことを聞いておったわけですね、会社と今そういうような協議中だ、若干金額が折り合わない。当時のビーコンの事務局長さんはそういうふうにおっしゃっておったのです。やはり早くいい優秀な営業マンさんを入れていただいて、それでビーコンが今以上に本当に活動していただければ、私たちも属してあるタクシー協会、観光協会もこれは本当にいいのですよ、ビーコンが一生懸命稼働してくれれば。だから、ひとつそういう面も含めて何とか頑張ってくれんかなということを私たちは言っておったわけです。

そして、大塚総務部長が七月一日に総務部長に御栄転なさったわけですね。「御栄転」と言っていていいかどうか私もよくわからんけれども、市の方に帰ってきた。そして、体を悪くしたというようなことで佐藤氏が、ビーコンの事務長に七月一日付で行っておるわけですね。そして、この辛島さんという方は、いつ、だれが、どのようにして起案して採用されたのかと――助役――尋ねたのですよ、私が。私が――助役――尋ねたのですよ、あなたは知っておるのか知っていないか知らんけれども。そしたら、「佐藤君は、七月二日付で私が採用の判を押しました」と。「えっ」と私が言ったのですよ。後で総務部長の大塚総務部長がどういう答弁をするか私はわかりませんが、当時の事務長だった大塚総務部長は、六月三十日でビーコンを辞職して、七月一日付で現職の別府市の総務部長になっておるわけですね。それで、佐藤・現在の事務局長とかわっておるわけですね、七月一日付で。七月二日でこの辛島さんの採用の起案があったと。そして七月二日付で私は判を押しましたと、こういうふうに聞きましたので、当時の常務理事が、市役所から行かれた方がおったわけですね。名前を言っていていいか悪いかわからんけれども、やめておる方でございますので、その方に聞きましたら、「私は、病気がちで余り行っておりませんでした。だからはっきりしたことは、私はよく覚えておりません」という話が返ってきたわけですね。

それで安倍助役さんにお尋ねいたしたいのは、六月三十日まではこの辛島さんは、全くビーコンにも起案がなかった。大塚・現総務部長が七月一日付で変わって、佐藤・現事務局長とかわったわけですね。かわったら次の日に、七月二日に辛島さんの採用の起案の書類に判をついたということですからけれども、こういうことが事実かどうか、まずその点から尋ねたいと思います。

○総務部長（大塚利男君） お答えいたします。

確かに前段の四月か五月、十三年の四月か五月だったと思います。三ヶ尻当時の議長さんより、ビーコンの東京営業員について、どういった運びか、そのようなことの

お尋ねがありました。そのとき私、契約の協議をしているというようなことは言ってなかったと思います。会社関係を当たっておりました。しかし、予算的に会社関係では私どもの定めた予算の範囲の中にはおさまらないといった状況で、会社関係に当たったが予算的に無理であったというようなことはお答えしたことは事実でございます。

また、後段の六月三十日ピーコンを転任で、七月一日総務部長になったのは事実でございますし、また、六月三十日以前にそういった話を私は承って、私は承知していないということをお答えさせていただきます。

○十九番（三ヶ尻正友君） 今、大塚総務部長と若干の食い違いがあったけれども、契約云々ということは、それなら私が聞き違えたのだらうと思うわけですね。しかし、そういうことで会社とそういうような交渉をしておったということは事実だろうと思います。一番ポイントは、大塚総務部長が六月三十日付でピーコンをやめたときに、そういう話がなかったということは、もうはっきり今答弁をいただきましたので、そのとおりと思います。

それで安倍助役、六月三十日当時のピーコンの事務局長が全く知らない話がーでしよー次の日が七月一日です。その次の日の七月二日に突如として起案されて、大塚総務部長の後に行かれた佐藤事務局長さんが判をついた、こういうふうな話なのですけれども、これは本人から私は聞いておるから、これは間違いないと思いますよ、佐藤君からも聞いておるのです、間違いありませんと。これは摩訶不思議な話ではないですか。前任者の責任者である部長が全く知らなかった。一日にかわったと。かわった日はなかったのだらうけれども、次の日の二日にそういう話が突如としてあらわれて、二日に判を押ししたということは、これは助役どういうことですか。本当に不思議な話だなと。そういうことが、役職の機構でまかり通るのかなというように、会社でもそんなことは余りありませんよ。いかがですか。

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

その間、今、前任者と後任者の間でどういう話があったのかということについては、私も承知しておりませんので、その部分についてお答えをすることはできません。

ただ、第三セクターに関するこういう答弁をさせていただいておるのですが、その答弁に当たっての私どもの考え方について、市としての考え方について申し上げておきたいと思います。

いわゆる第三セクターにかかる質疑で市として御答弁を申し上げる際に、少なからぬ疑義あるいは戸惑いと申しますか、そういうことを感じておるのは事実であります。と申しますのは、第三セクターは、御承知のとおり別府市とは全く別の人格を有する法人組織であるためであります。このために、いわゆる御質問の中にそういう第三セクターの運営等に関する部分がありました場合、当然それは独立の法人でございます

ので、法人の内部規定等に基づいて自己責任において運用される。議員はこれは原則だろうということは御承知いただけると思います。そういうことでございますので、私どもがその限りにおいて何かを申し上げる、こういう立場にない場合があるわけでありまして、そういうことで答弁がままならぬようなことになろうかと思えます。特に、こういうことの中で特定の個人にかかるそういう情報等もあるわけでありまして、それについては情報公開が進む中におきまして、非公開の分野となっておりますことから、対応の難しさもまたその中にあるわけでありまして、御承知のとおり特定の、これは市の場合でございますが、職員個々の給与等人事記録につきましては、非公開の扱いをこれは原則といたしております。そういうことからしまして、私どもは、こういうことを十分に勘案いたしまして、市として答弁をさせていただいている、こういう状況でございますので、すみませんが、その点について御理解を賜りたい、このように思います。

○十九番（三ヶ尻正友君） あなたは、今、大変なことを言ったのですな。私は、ちゃんと議長に、議長はどういうふうに言うか知らんけれども、こういうふうな第三セクターについて質問するときは、ちゃんと議長におことわりを言って、そして別府市が出資している会社であるので、そういうこともあるかと思うけれども、ひとつ議長さんよろしくと、私はちゃんとおことわりしてこういうふうにお尋ねしておる。

そんなこと言うのなら、今何か、近ごろ「与党」と言っておる泉議員さんが、このコンベンションビューローに関する一般質問について、平成十一年第四回、平成十一年ですよ、それから平成十二年の第一回、どういう質問をしたかというのは、ちゃんと議事録にあるわけですよ。ちゃんとお答えしておりますよ。それから平成十二年の第二回、それから平成十二年の第四回。こういうふうにして泉議員さんが、今ここにおられますけれども、コンベンションビューローに関する一般質問と、ちゃんと答えおるのですよ。なんですか、泉議員さんには答えられて、十九番議員の三ヶ尻正友には答えられぬのですか。（笑声）でしょう。うそでも何でもなし、ここに泉議員さんの一般質問について全部議事録が上がっておりますよ。何か私の十九番議員には答えられん、二十一番議員さんには答えられると、そういうようなことではいかんと思えますよ。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）でしょう。これが、なんですか。助役さん、はっきり聞きますけれども、これはあなたたちに対する圧力ですか。不当介入ですか。それだったら、はっきり言ってください。

○助役（安倍一郎君） お答えを申し上げます。

十九番議員が質問されるのを、私がとやかかくああだこうだということを言っているわけではありません。そういうことを言ったつもりはありません。ただ、市として私どもが答える中に、いわゆる第三セクターといえども独立の法人でございます。そう

いう組織でありますので、私どもが答えるのにいわゆる答えられない部分とか、そういう立場にないとか、限界がありますと、こういうお話を御理解いただきたいというふうに申し上げただけでございます。だから、十九番議員だから答えないというような、そういうことで申したわけではございませんので、その点についてはよろしくお願いをいたします。

○十九番（三ヶ尻正友君）（「わかっておる人が答えなさい」と呼ぶ者あり）「わかっておる人が答えなさい」といって、皆さんが言うておるから、あなたは本当にわかっておるのかい。わかってなかったら、あなたが答えんでいいのだから、わかっておる人に答えさせればいいのだから。

だから私が言うておるのは、二十一番議員さんが、本当にこう質問しておるのですよ、ずっと四回。これもまた摩訶不思議で、今度は平成十三年、最後の十二年第四回以降、もうぴたっとここを言わんごとなった。これはまた私も何か摩訶不思議で、何かわからんけれども、これはもう皆さんが全部知っておるから。ぴたっと言わんごとなった、このコンベンションについて。それまでは、もう随分言うておりますよ。それで、あなた方もびしゃっとした答弁をしておるのですよ。私が、何かきょう、そういうふうなことを聞けば、それは、何か都合の悪いことは答えられんとか、都合のいいことは答えられるというようなことではいかんのではないですか。難しいことは聞いてないですよ。ちゃんと議長さんにも私はおことわり申し上げて、第三セクターについては、こういう質問をしたい、だから議長さん、ひとつよろしくお願ひしますと、ちゃんとおことわりして、議長さんがいろいろその法規にのっとって、「それは当然でしょうな」と。私は、不当介入とか圧力とかいうのなら、それは私も、皆さんがこういうふう聞いておるから、いかがかなといっって私も言いますけれども、こういうふう尋ねるのが不当介入ですか、圧力ですか。違うでしょう。当然、私たちの権利ではないのですか、議員としての。でしょう。その点だけもう一回答弁してください。

○議長（首藤 正君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ時間の延長をいたします。

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

そういうことで、十九番議員の御質問に対し、私どもで答えられる範囲でお答えをさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○十九番（三ヶ尻正友君） また、あなたは不思議なことを言うな。答えられる範囲で答えられるなら、ちゃんと答えなさいよ。私が圧力かけたとか不当介入というのなら、こういう理由であなたが言うのが不当介入、圧力というのなら、それは私は「答えんでいい」と言いますよ。それでなかったら、答えられる範囲、答えられん範囲があるのですか。私は、ないと思いますよ。何ですか、二十一番議員の泉議員のときに

はきちっと答えておるのですよ。これは四回、過去。先ほど言いましたように、平成十一年第四回、平成十二年第四、ここに項目ももう全部あるし、議事録もちゃんと私は持っておるのですよ。そのときはびしゃっと答えておる。さっき言ったように摩訶不思議。それからつんごるも言わんごとなってしまう。何か私もよくわからんけれども。二十一番議員のコンベンションビューローの質問に対してはびしゃっと答えられて、私、十九番議員には答えられません。答えられる範囲答えられるとは、どういうことですか。何か答えられる範囲と答えられん範囲があるのですか。あるのなら、ちゃんと二十一番議員さんのこれを全部言いましょうか。そこまで私は言うことはないと思って、黙っておったのだけれども。だから私が言いたいのは、この辛島さんがそういうことで摩訶不思議で、六月三十日までに大塚総務部長は全く知らなかったと、今の総務部長ですよ、前ではないのですよ。そして、佐藤・ビューローの現在の事務局長が七月一日に赴任して、七月二日に起案で辛島さんの書類が回ってきた。助役、あなたは一つも不思議と思わんですか、それは。前任者が六月三十日まで知らんと言う。七月一日は異動でこうしておるから、いろいろあったのだろうけれども、七月二日に後任者は、何もわからんけれども判ついたという。それはわからんのは本当だ。当時の常務理事に聞いた塩地さん、名前を言っでは悪いか知らんけれども、あなたたちの先輩ですわな、市役所の部長さんをして行かれた方ですな、塩地さんが、聞いたら、「私は病気がちで余り出ていなかったの、よくわかりません」と。そして、この人はもう退職されたですね、ビューローを。この方は知らんと言うのですよ。では、だれが――助役――知っておった。あなたがしたのかい。あなたが――助役――したのですか、この人事は。あなたの下までは知らんというのだ、みんな。一日の人事であるごとあるのだね。あなたがせねばだれがするのかい。隣の市長がしたのかい。あなたが「せん」というなら、隣の市長がしたのかい、あなたが「知らん」というのなら。「いや、私がやりました」というのなら、どういう理由でやったのかということ、きょう、明確に答えていただかなければいかんと思っておるわけです。どうですか。

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

昨年この人事の決定についてというお話ですが、これは先ほど来申し上げておりますように、ピーコンが独立のそういう法人として、そういう内部の手続きに従いまして、基づきまして決定をされたことだろうと、こういうふうに思っております。組織は当然、継続性の話がございまして、前後でかわった人の責任者が承知していた、してないというお話が、議員から今あったわけでありまして、私は、当然その引き継ぎをされる中でそういうお話はあってしかるべきではなからうか、あったのではなからうか、こういうふうには考えております。

○十九番（三ヶ尻正友君） 人のことを言うことはないわ。あなたが知っておったのか知っていないのかと聞いておる。その点どうですか。

○助役（安倍一郎君） 私はビューローの評議委員はいたしておりますが、組織のラインの中には入っておりませんので、その点についてお聞きしたかどうかは、今、定かに記憶がありません。

○十九番（三ヶ尻正友君） 記憶がないのではない、あなたは知らんのだ。知らんことは記憶がない。でしょう。記憶があるのなら、記憶がありますと、はっきり言ってくればいいわけだ。あなたは、記憶がないのではないのだ。苦しい答弁をせんでいいわけだ。知らぬことは「知らん」、知っておることは「知っておる」と言ってくればいいわけだ。だれも知らんことを「言え、言え」、私は知っておるわけではないのだ。（「それは圧力だ」と呼ぶ者あり）「それは圧力」と今言われておるから、（笑声）私は、あなたに圧力をかけておりはせんのだから、その点はよく、誤解のないようにしてくれねばいかんで。（発言する者あり）

そこで、この問題について、コンベンションビューローの理事長である井上市長に、この問題について、今、市長も隣でずっと聞いておったとおりですわ。私と助役、また部長の答弁をです。しかし、最終的な責任者は、コンベンションビューローは、理事長である井上市長であると、こういうふうに私たちは思っておりますけれども、今の丁々発止まではいかんけれども、まあまあ、ぼちぼちのやり取りについていかがですか、井上市長の。もう時間がなくなるから、簡単明瞭に答弁してください。（発言する者あり）

○議長（首藤 正君） 休憩いたします。

午後三時四十九分 休憩

午後三時四十九分 再開

○議長（首藤 正君） 再開します。

○市長（井上信幸君） 今の質問を、じっと聞かさせていただきました。十月三十一日付でもこの新聞に「情実人事」と、こうあります。私は、「情実」とは何だろうか。「情実」という言葉を、逆に私はお聞きしたいことがあるのです。果たして「情実」ということが……。 「情実」というのは、もう私からちょっと言わせていただきますが、私情に絡んで、あるいは公平でないこと、これが「情実」と言われると思いますね。何か知り合いがどうだこうだ……。 将来的に見てこの人だったら別府のために大いに役立つだろう、役立ってくれるだろう。先ほど助役も申し上げましたけれども、一年でこういう仕事というのは成果が出ないわけでございます。やはり催し事とか催事というのは、国際的な催事は三年先のことが出るわけでございます。国内で、最低一年前には決まるわけでございます。だから一年間というのは、大体国内のコン

ベンションでは催し事は全部決まっているわけですから、その中で全国に四十近くあるコンベンションビューローの中で競争しながら、催事を引っ張ってこななければいけない、別府に。この仕事を東京でということをお願いして、理事会にもかけ評議委員会にもおかけして、一応御承認をいただいたと私は思っております。ですから、こういうやっぱり、余り「力のある方」とかバーベルがどうだこうだありませんが、一応顔の広い方、そして非常にそういう関係団体に顔が効く方、こういう方が、顔が広いと、ここが広いだけではありません、（笑声）狭い人も顔の広い方はたくさんいらっしゃいます。そういうことでありますので……ということが一つ原点にありました。

もう一つは、さっき大塚部長がおっしゃったように、何かピーコンの中でも、この議会の中でも、将来営業マンを雇ってちゃんとせんとだめだという激励もいただきました。ですから、ピーコンも一生懸命になって探したわけですが、ある会社に派遣会社というのがありましてね、私も実はよくその内容を聞いていませんが、東京の派遣会社に聞いたら、二人一組でないと、そしてまたそれに対して事務所を持ったり、一つはいろんな経費もかかりますよと。そうしますと、百万円以上かかるのですね、百万円以上になるのです。それはどうもならんなというようなことから白羽の矢が立ったのが、かつて東京を一つを中心にして顔の広い方ということをお願いしたのが、このK氏でございます。名前は、私は申し上げません。答弁権の中にプライバシーを出してはいけないというところがありますので、K氏でございます。ですから、この方がやはりそういうことで、ピーコンの皆様方の中でお目にとまったと。知り合いか知り合いではないということの質問をいただきましたけれども、三ヶ尻議員もかつては東京でお会いしているはずでございます。ですから、あなたもよく知っていただいております。ですから、「情実」という言葉そのものが、先ほど言ったように私情に絡んで公平でないこと。そうしますと、「情実」といいますと、あらゆる方々が皆情実になっちゃうのですよ。例えば市役所のOBが、かつてはゴルフ場に入っていた、またどこどこにも入っていた。清算会社にも入っていた。これも「情実」にはならないかなと、（発言する者あり）このように思います。ですから、「情実」というこの言葉の限界でございます。だから私は、それが許される範囲、皆さんが一般的にこの現実の生活の中で許される範囲であれば、またはその方が本当に会社のため、または第三セクターのため、本当に有効に働いてくれる人だったら、私は別に「情実」だということにはならないのではないかな、このように思います。

ですから、本当に別府のために働いてくれる方、そして優秀な方、有能な方、こういう方を、やはり知り合いの中でもそういう優秀な方がいらっしゃいます。だから、これがすべて「情実」と言われたら、私どもは人を探す道がございません。ですから、ひとつその「情実」という範囲をもう少しきっちりと考えています。

だから、そういうことでありますので、どうぞひとつ誤解のないように。別府のために、別府のコンベンションのために働いてくれるということで私もお願いしてきました。

そういうことでお答えになるかどうかわかりませんが、それと、私は、ここにありますが、答弁の限界について会議規則の中にあるのです。さっきから助役も答弁ができなかったのは、プライバシー権の保護の観点から、本当は実名は出せないのです。これはひとつ御理解をいただかなければなりません。

またもう一つ。第三セクターとは、地方公共団体とは独立の法人格を有し、別個独立の存在であるから、その本来の業務の内容について質問することはできないと、この会議規則の中にあるのです。

もう一つ。二分の一以上出資法人、これは予算の執行に関し長が調査権を有しているから、調査報告書に対して一般質問が可能である、こういうふうになっている。

もう一つ。長は、議会に対して毎年度の経営状況の提出義務を有しているから、経営状況説明書類に対して一般質問が可能である。

次に、（発言する者あり）もうちょっと聞いてくださいね。監査委員の監査ができることから、監査委員に対し監査上の感触について一般質問が可能である、こういうことです。

それと、財政援助の適否、出資金等がその目的に沿って効果的に使用されているかどうかなどについて質問することは、当該団体の事務の一端に属する以上許されると。

このように規定がありますので、ひとつ十九番議員もその辺を御理解いただいて、この点についてひとつ十分に御理解いただきたいと思います。

○議長（首藤 正君） ちょっと十九番議員さん、お待ちください。

今、市長から、一般質問の範疇について答弁がありました。若干議長として見解が違います。会議規則第六十二条第一項は、「議員は、市の一般事務について議長の許可を得て質問することができる」、このように規定をされております。いわゆる第三セクター等に対し別府市が出資または援助、財政援助をしている場合、議会は、市長に対してその出資等が目的に沿って効果的に使用されているかどうかを質問することは、市の事務の一端に関するものという見地から、また、これまでの本会議においても再三にわたり第三セクター等の審議を踏まえた上で答弁は当然だ、このように思いますので、執行部の方に申し添えておきます。

○十九番（三ヶ尻正友君） 市長、今、議長が言ったとおりだ。（笑声）あなたが勘違いしておるのか、私が勘違いしておるのかわからんけれども、私はひがんで言うのではないけれども、二十一番議員には立派な答弁をしておる、コンベンションビューローの件については。もう本人がここにおっただから一番、みんなも聞いておるか

ら。私はひがんで言っておるのではない、それだけは誤解せんようにしてくれ。（発言する者あり）私が何か、私の質問には答弁はできませんとか何とか、今何と言ったのか、私もしっかりよく覚えんけれども、議長がちゃんと言ってくれたから、議長の言うとおりと。これは私もちゃんと議長にことわって、こういう質問をしますよと、きちっと私は議長におことわりを言ってこの質問をしておるのですよ。でしょう。何であなた、答弁できんなんかあるのですか。そんなものではないですよ。

そして、一つだけ市長は間違っておる。ね、市長。このコンベンションの辛島さん、私はあえて名前を出させていただいた、契約しておるから。これは市長、「情実人事」ではないのですよ。これは「情実契約」と私は言っておるのですよ。ここに私はもうちゃんと書いておる、ここに。質問項目。「質問順位十二番 十九番議員三ヶ尻正友 一、財団法人コンベンションビューローの情実契約について」と、こう書いておる。これもうそではない、あなた方がちゃんと書いてくれている。また、このとおり出しておる。今、市長は「情実人事」と言った。これは「人事」ではない、これは「契約」だ。「契約」だから、私は名前を挙げてもいいというふうに聞いておるのですよ。「契約」だから。「契約」がおかしいではないかと。私が言う「情実」というのは、簡単明瞭に言えば、コネ採用と言いたいのですよ。コネで私は契約したのではないかと言いたいのです。何であなた、何ぼ許される範囲があるといっても、給料を七百何十万も払って、契約はたった一件で六十万か七十万。そんなにコンベンションビューローはゆっくり、ぼちぼち歩いてもいいのですか。コンベンションビューローは、今ゆっくり、ぼちぼち歩けるような状態ではないですよ。あなたは、五億何ぼためておると言うけれども。だれかの質問に対して、あなたは、五億何ぼためておると言っておったわ。それも本当だろうと思う。それだけ金があるなら、ちゃんとしたらいいではないですか。ちゃんと契約して、百万円出してもいいではないですか、それだけのお客さんを入れてくれるのなら。私は賛成しますよ、百万円出しても。一年半で七百万円も給料をあげて、六十万円か七十万円しか契約できんところよりも、百万円出しても一年間で千二百万円でしょう。それに近い金額を入れてくれるところと契約してもいいではないですか。あなたは、五億四千万円コンベンションはためた、ためたと言っておるのだから。でしょう。そういうふうに悠長なことはできぬところではないのですか、コンベンションは。

だから私が言いたいのは、この辛島さんは、あなたが「コネ採用」ではなくて「コネ契約」をしたのではないかと。私の「情実契約」というのは、コネであなたが契約したのではないかと。私もよく知っておるのですよ、辛島さん。私はよく知っておりますよ。（発言する者あり）本当。私は採用の契約の権限がないのですよ、私は。あなたしかいないわけだ。でしょう。だから、この人を、契約しておるやつをするなと私

は言いません。やはりコンベンションがそれだけの実績を上げなければ、別府市が発展せんところでしょう。この認識は市長も私も一緒と思うのですよ、この認識は。だったら、本当にお金使ってもいいではないですか、あなたが五億何ぼためたと言うのだから。そして、やっぱり実績の上がる方と契約したらいかがですか。私はそう思いますよ。実績が上がらなければ、何にもなりはせんのですから。別府市のためには大変なマイナスですよ。百万円使ってもいいではないか、百万円使っても。私は、あなたがコネで契約したと、こういうふうに解釈しておるわけです。そういうことをしてはいかん。金使っても、本当にコンベンションが繁盛して、そして別府市の観光のために役立ってくれるなら、どんどん百万使っても契約していただいて、そしてやるのが、私たちの務めであろうし、議員がそういうことを言ってどんどん市長やれと、あなたもそれを受けてコンベンションを繁盛するようにするのが、私は、理事長であるあなたの務めと、こういうふうにおもっておるわけです。もうコネとか何とかいうことではなくて、今はコンベンションは、ぴしっと公募して採用しておりますよ、コンベンションは間違いなく公募して採用しておりますよ。だから、そういうことでこういう実績を上げてくれる方、いかがでしょうかとって、あなた、東京でも新聞広告出してみなさい。何ぼでも来るよ、優秀な方が。「力のある人」とあなたたちは言うけれども、それ以上「力のある人」がたくさん来るかもわからんよ。

もう時間がなくなったから、あとのことは一つもできんでここで終わってしまったけれども、（笑声）これは私も困ったことだと思っておるけれども、そういうことでよくきょうはあなたたちに忠言を申し上げておきます。これで終わります。

○四番（平野文活君） それでは、通告順序を少し変えますので、よろしく願いをいたします。

まず、税務行政についてであります。納税課長、ひとつお入りください。納税課長、ひとつお入りを。

いきなりでございますが、単刀直入にお伺いをいたします。現在の税務行政並びに滞納整理、これは公平・公正に行われておりますでしょうか。

○納税課長（遠島 孜君） お答えいたします。

我々の仕事は、そのような形で任務をいただいておりますので、議員の言われるような形のものはありませんし、公平・公正に行っております。

○四番（平野文活君） 私は、まだ何も言っておりませんが。（笑声）不景気の中、市民は本当に悲鳴を上げております。ある建設業者は、資金繰りに行き詰まって市税を滞納しました。その結果、入札に参加できなくなって、下請仕事をこなしながら、従業員の給料だけは何とか払ってきました。社長は無給で、専務だった奥さんはパートに出て家計を支えてきました。しかし、ついにいきついで倒産をいたしました。全

財産をなくして、丸裸になりました。市税の滞納者の中には、こういう方もたくさんおられるのではないかというふうに思います。しかし、財産はある、十分な収入もある。しかし、納税をしない。そういう悪質な滞納者に対して、市民と同じように厳しい取り立てをしていないのではないかという疑問を持っているわけであります。

そういうことで、差し押さえについてお伺いをしたいと思います。

平成十三年度版の「別府市税概要」を見てみますと、不動産で六千六百五件、十三億円の差し押さえ、電話を二百七十四件、七百六十万円、債権を千二百二十件の二千四百万円の差し押さえをしております。件数、金額とも圧倒的に不動産の差し押さえが多いわけであります。しかし、差し押さえというのは、現金とか預金とか給料などの債権を優先する。押さえるべき債権がない場合、次善の策として不動産を押さえる、これが原則だというふうに聞いておりますが、原則はそれでよいのでしょうか。

○納税課参事（梅木 武君） お答えいたします。

通常、差し押さえをする前に、まず滞納者の財産を調査します。預貯金、生命保険、給与、不動産等の財産を調査します。調査の結果、これらのうち一つのみの場合、複数所有している場合など、さまざまな状況となっております。そして、その価値についてもさまざまです。また一方、滞納は市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税などのうち一税目のみ滞納の場合、また複数あるけれども一税目を滞納している場合、複数の税を滞納している場合と、いろいろございます。また、滞納金額についてもさまざまでございます。このように滞納者の滞納税目、金額もさまざまですし、財産の価値もさまざまですので、実際にこれらを総合的に勘案しながら差し押さえる財産を選択しているというような状況でございます。

○四番（平野文活君） そんなことは聞いてないのですね。一般論として、いつ取れるかわからん不動産の差し押さえよりは、現金や給料や、そういう債権の方を優先するのが、差し押さえの一般原則ではないのですかと聞いておるのです。その点についてはどうですか。

○納税課参事（梅木 武君） 先ほども言いましたように、滞納の税額、財産価値との絡みを見まして、総合的に選択しております。

○四番（平野文活君） ごまかしておりますが、債権優先という原則は、これはあるわけです。ですから、不動産を押さえている人であっても、現実に千数百万の年収がある場合、これは当然、現金や預金や給料、報酬など債権を押さえるという追加措置が要るのではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○納税課長（遠島 孜君） 一般論で、お答えさせていただきます。

通常、収入の把握につきましては、我々、徴税吏員ということで課税課の申告状況を把握できますけれども、それぞれの収入状況はわかりませんが、支出の状況について

はわかりません。その家庭に入ってそれぞれの状況をお聞きしながら納税のお話をさせていただいておる現状でございますので、この旨は御理解いただきたいと思います。

○四番（平野文活君） 追加措置というのを、とることはできるのですか。

○納税課長（遠島 孜君） 納税課の方では、常に税の徴収のために債権の調査を行っております。

○四番（平野文活君） どうして、そうまともに答えてくれないのですか、ちょっとゆがんだ変な答弁をするのですか。もうちょっとはっきり言ってください。質問に答えてください。

○納税課長（遠島 孜君） そういうふうな形の場合、常に新しく発生する滞納、過去にある滞納のために、常に債権の調査を行っております。

○四番（平野文活君） では、次に行きます。今、市長を本部長とする滞納整理の特別対策本部の活動が始まっております。現在の全体の滞納件数、滞納額は幾らか。そして、その中でことしの、今年度の特別対策の対象者は、何件で何円ですか。

○納税課長（遠島 孜君） お答えいたします。

平成十三年度から十四年度に滞納繰越で繰り越した件数は、一万一千三百二十六件、収入未済額、これは現年だけでございますけれども、一万一千三百二十六件、金額にしまして六億五百一十一万四千六百六十六円でございます。

○四番（平野文活君） その中で今年度の特別対策の対象者は、何件で幾らですか。

○納税課参事（梅木 武君） お答えいたします。

対象者人員納税義務者数ですが、七十八人。納期の期別件数のトータルが八百九十一件、そして金額といたしましては、六千八十一万六千四百七十六円となっております。

○四番（平野文活君） そうすると、一万を超えた件数の中から七十八件を選んで特別対策の対象とするということですね。非常に全体のうちのごくわずかを対象にするわけですが、それはどういう人を、どういう滞納者を選ぶのですか。

○納税課長（遠島 孜君） お答えします。

各地区の収税担当者が、交渉しがたい滞納者をリストアップし、これらについて課長、参事、各係長が協議し、その結果、対象者を決定している次第でございます。

○四番（平野文活君） 通常の職員の仕事の中では徴収が困難な方の中からごくわずかですね、選び出して対象にすると。で、部課長などが回ると、こういうことですが、では、この七十八件の特別対策の対象者の中に差し押さえをすでに受けている人はいるのかどうか、また六千何百万ですかね、この対象金額の中に延滞金というのは含むのか、それとも本税だけなのか、それについてお聞かせください。

○納税課長（遠島 孜君） この中には、差し押さえをしている方は含まれておりま

せんし、延滞金につきましては、納税時点の計算になりますので、まだ計算しておりません。これは税額だけでございます。

○四番（平野文活君） それでは、徴収困難としてごくわずか選び出した、そしてその人たちを、市長を本部長とする部課長が回って納税のお願いする。そういう対象者に、差し押さえを受けても長期にわたってそのままになっている、いわばもう滞納が塩漬け状態になっておる、そういう人とかはみんな対象にならない。あるいは、十分な収入があっても本税だけ納税して高額の延滞金は納めない、そういう人もこの対象者には入らないわけですね。冒頭に言いましたように、本当にそれで公正な税務行政、公正な滞納整理と言えるのかどうかと私は思いますよ。まだ三月末まであるわけだから、この特別対策は、ぜひ、その対象者の見直しをすべきだと思いますが、いかがですか。

○納税課長（遠島 孜君） お答えします。

すでに差し押さえをしている方につきましては、我々課長、参事、担当係長、また整理係がでございますので、常にその対応をさせていただいております。

○四番（平野文活君） 本部長である市長あるいは担当助役、どうですか、今の課長の答弁。債権優先で差し押さえの追加措置をとるべきだ、あるいは特別対策の対象者の見直しをやるべきだというふうに二つの点を要望したのですが、今のような答弁でいいのですか。それが別府市の方針だということで確認していいのですか。

○助役（三浦義人君） お答えをいたします。

本来ですと、私が申し上げるまでもなく滞納自体が生ずることは非常に嘆かわしいわけでございます。しかしながら、現実問題としてはこういう状況でございます。それで、この滞納の取り扱いにつきましては、担当部長、課長、職員、日夜努力いたしております。その中で今回、このような特別プロジェクトを設置したということになりますと、これは通常の業務では手が回らない。さらにはその荷が重過ぎるというような状況を判断いたしまして、特別にピックアップいたしておるところでございます。しかしながら、対応の仕方すべて、これがよりベターだというのはあったとしても、これはベストだというものは非常に難しい点もございますので、私どもはその相手に合わせて、いかにしたら取れるかという対応策を真剣に考えながら、逐一個々のケースを吟味しながら対応させていっておりますし、また今後もいく所存でございます。

○四番（平野文活君） 私の質問に対する答弁がないですね。差し押さえの追加措置をとるおつもりがあるか、特別対策の見直しはできるのか、するのか。その点について再度お答えください。

○助役（三浦義人君） ただいま申し上げたように、これはただ手続き上の問題ではないのです。実効性がいかにしたら上がるかということ、私ども念頭にいたしてお

ります。だから、そういう手法も必要であれば、私どもはそれとはらせていただいております。検討もいたします。さらに対象件数も見直しはいたすということに対しては、やぶさかではございません。

○四番（平野文活君） 市民注目の問題でありますから、ひとつ御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移ります。消防行政の問題を次にお伺ひいたします。

まず冒頭に、死亡した草牧さんの御冥福と、負傷された方へのお見舞いを心から申し上げたいと思ひます。また、若い消防士の犠牲をむだにしないためにも、この事故の教訓を今後に生かすという立場から、幾つか質問をさせていただきます。

第一点は、草牧さんはなぜ死亡したかという問題であります。

昨日の答弁で、装備に問題があったというお話がありました。上は防火服だが、下は作業ずぼんだと。高熱を遮断する垂れつきのヘルメットではなく、通常の保安帽だった。こういうお話がありましたが、四人が四人とも全部そういう状況だったのでしょうか。

○消防署長（首藤正喜君） 今のちょっと、御質問の内容に一部食い違いがございますので……。亡くなった草牧君は、防火ヘルメットを着用していなかったということです。それから、軽傷であった岩尾司令補は正装でございます。それから、足の方をやけどをしております二人の者は、ずぼんが防火ずぼんではなかった。それとヘルメットが保安帽というのですか、ちょっと白っぽいネットをかぶっていたということでちょっと、きのう出した内容ではそのような形になっておると思ひますので、ちょっと御訂正だけお願ひいたします。

○四番（平野文活君） 私は素人ですので、きのうの答弁を聞いて、これはちょっと驚いたわけですよ。あれでしょう、フラッシュオーバーの危険を感じたと、その中に入れるわけでしょう。それが、そういう防火ヘルというのですか、そういったものが装備されてない人を送り込んだ、あるいは作業ずぼんの人もあったということはなぜ起こったのだろうか、素人ながら率直に思ひわけですね。どういふことで、そういうことになったのでしょうか。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

きのうもちょっとお断り申し上げましたように、当然正装で入っているということをおもっていましたけれども、實際的に負傷して出てきました段階、あるいはその後の検証で装備が整っていなかったということで、私の監督不行き届きであるということはおもひます。

○四番（平野文活君） 日ごろの訓練でそういったことが本当に徹底できてなかったのではないかとか、あるいは、今、署長が言われたように、当日その場での責任者の

チェックといいますが、そういうのができていなかったという、さまざまな問題があると思うのですが、これは私は、装備がこういう状態だったというのは重大な問題だと思うのです。それが第一点。

もう一つは、消防隊の人たちは、何が起こるかわからないような中で、どういう訓練をしているのかなというふうに思いまして、訓練用のマニュアルみたいものがないかとお願ひしましたところ、「基本的消防戦術百カ条」というものをいただきました。何度も読んでみましたが、その六十三条に、「窓やベランダで救いを求めているときは、外部からの救出手段を急げ。内部からの救出はまず困難と思え」というふうに書いてあります。

草牧さんは、ふる場の窓から救いを求めていた。しかし、救出できなかった。三階ですからね。調査会での説明では、はしごを二つにつないでやっと登ったけれども、という説明がありました。三階まで届く三連ばしごというのがあるそうですね。それが、西側の方にもうけていたから、現場にもうなかった、ということをお聞きしました。別府市内には三階の建物なんかはたくさんありますよね。しかも、このずっと説明を読んでみると、三階が火事だというのは、発生というのは、最初の通報のときに連絡しているようですね。そういう三階対策になるような装備。たった一本しか三連ばしごを持っていかなかった。もしもう二本、三本あれば、もしかしたらそれは助かったのではないかなという、素人ながら思うものですから、その点いかがでしょうか。

○消防署長（首藤正喜君） 結果論で反省すれば、いろんな内容が出てこようかと思ひます。けれども、通常の火災出動の場合で、例えば四階以上の場合ですとはしご車の出動という形のシステムを今はとらせていただいておりますので、三階のビルであるならばということで、通常の災害出動を行ったということでございます。車両にはすべて、今おっしゃるような長いはしごをつけることが理想なのですけれども、車の長さだとか積載部分の云々とかいうようないろんな条件がございまして、たまたま今回の場合は救助工作車に三連ばしごを一台積んでいたというような状況のものでございます。

○四番（平野文活君） そこら辺は、もうちょっと……、そういう答弁をされましたけれども、もうちょっと慎重に、真剣に今後のことを考えていただけませんか。別府市内には三階はたくさんありますよ。通常の消防車に三連ばしごというのは積めないのなら別ですけれども、積めるのではないのですか。その三連ばしごというのが、余り数がないのではないのですか。しかも、三階が火事だという通報を受けているわけですからね。

それからもう一つ。空気の残量が少なくなって警報ベルが鳴ったので退去を命じた。命じたのは、ペアを組んでいた岩尾さんですよね。そして、その岩尾さんは、ベ

ルの音が遠のいたので外に出たと思ったと、こういうふうに言っているわけですが、警報ベルが鳴ったとかいうことは、外の指揮者の方々も把握していたのでしょうか、聞こえたのでしょうか。

○消防署長（首藤正喜君） その場所が、確認がとれてないのですね。ですから、どの位置で云々ということで、ちょっとそここのところが非常にあいまいで申しわけないのですけれども、現在のところは確認とれておりません。

○四番（平野文活君） 危険な空間に侵入させた、危険な空間にいる最前線で活動している消防士と外部の指揮者との間には通信手段というのは、その防火服などには装備されていないのでしょうか。どうでしょう。

○消防署長（首藤正喜君） 防火服以外に、煙の中に入ったものですから、呼吸器という特殊な器具をつけております。これに例えば携帯の無線機を持ち込んでも通話ができないというような状態で、中で活動する場合は、必ず一名ではなく二名をペアにして入れるという大原則で活動させております。

○四番（平野文活君） ですから、二名で入れたわけでしょう。一名が警報ベルが鳴って、その年配者の方が「下がれ」と指示したわけでしょう。指示した本人は、下がって出たと思っていたのでしょうか。ところが、実際はそうではなくて、結果的には亡くなったわけではないですか。ですから外部の指揮官がそういう修羅場の現場と通信がとれない。いつフラッシュオーバーが出たかということも議論に、時間的なものもありましたけれども、外部の指揮官が、全情報を刻々ととれるような体制、装備、当然要るのではないですかね。この近代社会の中にそういうような装備はないのですか。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

通常の場合ですと携帯無線機等々で連絡は刻一できますけれども、先ほども申し上げましたように、空気呼吸器という特殊ないわば生命装置をつけて中に入っておりますので、隊員との相互の連絡はとれますけれども、外との連絡がとれる、こういう機械は、現在のところ市販されておりません。

○四番（平野文活君） そうですか。本当にそうだろうか。それはちょっと私は素人ながらそういう、なぜ通信ができなかったのだろうかというのを感じたものですから、質問させていただきましたが、本当はないのかなということについては、ちょっと納得ができないのですけれども、ちょっと保留させていただきたいと思います。また、そういう観点からその調査もしてください。

次の問題ですけれども、人員の問題ですね。もう昨日来、ずっといろんな議論になっていまして、消防力の基準という中で、国が定めた基準というのがあります。消防ポンプ車は五人、はしご車、化学車は五人、救助工作車五人、救急車三人という人員が書かれてある。別府市の現状は、ポンプ車三人、五人が三人ですね。はしご車五人

のはずが三人、救助工作車五人のはずが四人、救急車だけが三人ということで基準どおりという配置をされているようでございますし、なぜ五人必要かということについても、この中に、これは消防署の職員の方が勉強している本のようなのですが、図解をして説明していますね。つまり、五人の分担はまず指揮者、指揮者は指揮に当たる。情報収集に当たる。そして機関員の方は自動車に残って機械の捜査をする。あと三人で人命の検索や放水をする。これでようやく一つの単位、小隊として機能できるのだ。ところが三人だとどうなるか。機関員の方は自動車、機械から離れられない。そうすると、あとの残った指揮官も、小隊長を含めて二人であとすべてのことをやらなければならない。議論がありましたように、指揮をすとか、情報収集をすとかいうことはできない。しかも、年休があつたり病休があつたりしたら、たちまちのうちに、この最低の三人のぎりぎりの全くの余裕のない小隊ですから、その小隊自身が成り立たんようになる。いつも隊ごとで訓練をすると思うのですが、実践のときに慌てて隊編成を組みかえなければならぬ。これは、本当に隊員が命がけでやる仕事から見れば、余りにもひどい体制ではないかと率直に思います。この「基本的戦術百力条」の中の七条にこう書いていますね。「失敗の許されない仕事では、万一に備える準備が必要である。そのためにはむだを恐れてはいけない。消防活動においては、むだとは、安全の別称である」、こう書いていますね。ですから、先ほど言った国の基準できちんと配置すれば、条例でいう百五十一人でも足りんのだろうかというふうに思いますし、その条例さえ割っている現状、あるいは二部制、三部制の話もありましたが、消防行政というのは、行政改革の対象にすべき分野ではない、市民の命をどう守るか。だから、消防本部としては、どうやって命を守るために装備を充実する、人員を確保する、その立場を貫くべきだ。そして市長は、そういう消防の現場の要望をどういうふうに全体の――もちろん関係はあります。ありますが――どれだけ受け入れられるという立場でやっぱり検討すべき。消防本部のトップが、率先して行政改革だといって人員削減なりそういうことをやられるのは、それこそ「安全の別称である」とまでマニュアルに書いてある基本的見地から外れているのではないかと私は思います。

ですから、今回のこの事故、本当に二度と繰り返してはいけないこの事故から、そういった教訓をくみ出して、直ちにそういう方向転換をするということを強く求めたいと思いますが、いかがでしょうか。市長も含めて答弁してください。

○消防署長（首藤正喜君） ちょっと御理解を賜っておきたい点がございますので、つけ加えさせていただきたいと思います。

本署の消防隊が、現在火災には三隊出るわけですが、これはオール市内の全部の地域に出てまいります。出張所にあつては、例えば浜町は浜町の区域、ある程度ブロックを組んでいますけれども、それから朝日は朝日のブロック、亀川のブロックという

形に組ませております。第一次出動する場合の出動は、例えば亀川が出ますと、亀川におります救急隊員も同時に出動させているわけですね。三人の隊員に救急隊員三人を加えまして六名の、いわば車二台で参りますけれども、出動させて、まず初期消火体制をつくと。そして後の、後ろから駆けつけた後着の本署の隊と合流するというようなシステムを講じておりますので、必ずしも三人であるということではございませんので、その点だけは一応御了解をいただきたい、このように思います。

○消防長（木村善行君） お答えいたします。

今回のこのような事故が起こっておりまして、私たち言う言葉がございませんけれども、類団本部等の状況等も今後参考にさせていただきたいというふうに思っておりますし、先ほど言いました消防力の基準というのは、あくまでも基準でございます、弾力的なやり方というのですか、それはそれぞれの消防本部にあるわけでございます。私ども、今一番考えておることは、別府市のこの地域性からいって消防本部、それから出張所が三つあるということで、消防の出動体制は万全であるわけです。しかしながら、職員がそのためにそれぞれのところに分散されてしまっておるというような状況もあるのではないかなというふうに考えております。そういう、いわゆる内部改善等も今後考えながら、職員の配置等について検討してまいりたいというふうに思っております。

そういうことで、別府市の百四十三名、これは確かに条例等から見ると下回っておりますけれども、大体同じ都市を見ても、別府が数が少ないということでもないようであります。したがって、その辺のところは十分内部でやはり検討しながら、内部改善とともに職員数の問題も今後十分検討させていただければというふうに思っているところでございます。

○四番（平野文活君） ほかも、みんな行革の対象にして減らしてきておる。ほかと比べてどうだということでは私はいかんのではないかと思うのです。やっぱり市民の命を守るのにこれで十分か、本当に職員の消防の力はこれで発揮できるかという、やっぱりその基準が最優先ではないかということを強調しているわけです。ふやさんでも大丈夫ですよということであれば、それはそう言ってください、今回また検討して。それで、統廃合の話も出ていましたが、だけれども、これを読みますと、火元まで四、五分で行ける距離に置かねばいかんと、こう書いていますね。だから、そんなにあなた少なくするということもできないでしょう。ですから、行政改革という観点からではなしに、やっぱり命を守るという大原則でもって体制問題を考えてくださいよということを言っているわけでありまして。そのことを申し添えて、次に移ります。（発言する者あり）はい、どうぞ。

○市長（井上信幸君） 今、人事の件で御指摘がございました。ここに、手元に平成

元年から十三年までの試験実施年度合格者の名簿が届いております。消防関係では平成三年に一名、これだけ、平成六年まで一名だけです、元年から。（「何を」と呼ぶ者あり）採用がですね。平成七年から採用が、この退職者に比例してやったと思いますが、平成七年一名、八年が一名、九年がゼロ、それから十年が三、十一年が三、平成十二年が五、平成十三年が五、このように採用しております。

私の記憶が定かではあると思うのですが、これは何年かに採用したときに、二人が辞退者が出たのですね。これは定かではないかもしれませんが、ちょっと記憶違いかも知れませんが、大分市と重複して受験していた方が、合格発表した途端に辞退したということ、こういうこともありますので、今後、御指摘のように本当に命が大切でございますから、この辺また消防署の内部の機構に沿ってやはりきちっと対応を考えなければならない、このように思いますので、どうぞひとつ御理解願います。

○四番（平野文活君） それでは、市長の政治姿勢の中でも、ちょっと順番を変えさせていただきますが、サテライトの問題から入ります。よろしく願います。

私も九月の議会で、三十三番議員の質問に対して安倍助役が、「たばこの問題は私人の関係」というふうに答弁をされた。それを聞いて、あ、これは重大な答弁だなというふうに率直に思いました。というのは、市長はでは、私人の関係にあった業者と設置契約を結んで、今日までいろいろな経緯がありましたけれども、やってきたのかというふうに思いましたですね。ところが、昨日は、「一切関係ない」というふうに否定をされました。しかし、これは何を否定したのですかね。「私人の関係」という九月の議会の答弁を否定したのですか。それならば否定のしようがないと思うのですよ。九月の議会のときに市長自身が、市議時代からの取り引きだというふうにコメントして、これは新聞に出ています。ですね。また、昨日の答弁では、さらに「ベイビィラックは知っているけれども、溝江建設は知らない」ということも言われました。これは、ベイビィラックが溝江建設の経営だということを知らなかったという意味でしょうか。ちょっと意味がわかりません。鶴見園を溝江建設が買収して、社長が来てあいさつをしましたですね。新聞報道もされましたが、ベイビィラックの経営を始めてから溝江建設の経営も上向いてきたと。溝江建設にとっては別府は縁起のいいところだというようなあいさつをしております。ですから、ベイビィラックと溝江建設の関係というのは、もう周知の事実ではないのでしょうか。ですから、「ベイビィラックは知っているけれども、溝江建設は知らない」というようなことは、通用しないのではないかと。

また、「プライベートなことは答弁しない」と、こういうことを言いましたが、これも市長自身がベイビィラックとのつき合いを九月議会の後でも認めていまして、また溝江建設自身が、そういう社長のあいさつを見ても、お互いに長いつき合いである

ことを認めているわけですね。ですから、どういうふうにしても私人の関係にある業者と契約したというしか思えないのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○市長（井上信幸君） 誤解のないようにしていただきたいのですが、ベイビィラックが設立されて以降、当時そこにおられた支配人の方をよく知っておりました。もう今は亡くなられておりますが、そういう関係で私はその人たちと知り合いになりました。そのとき私は、溝江建設なんということは一切知りませんでした。ただ、サテライトにひとつ申し込みをしたいということから、「あらま、溝江建設だった」ということで、それから知ったわけでございますので、この辺はひとつはっきりしておいていただきたい。全然知らないということではありません。知らなければこんな話もできませんし。ですから、この辺ひとつはっきりしておいていただきたい。だから、「知らない」とは言いません。だけれども、いろいろ私なんかの立場では、皆知っている方ばかりになっちゃうのです。ですから、だれだれ知らん、これ知らんではなくて、やっぱりいろんな方々とお会いしますので、一回会ったら、もう向こうさんは「知っている」ということになるだろうと思いますし、深いつき合いが浅いつき合いかというのは、それから決まっていくのではないかな。当初から深いつき合いだったとか何とかではございません。この辺でひとつ御理解いただきたいと思います。

○四番（平野文活君） それから昨日の答弁で、「溝江本社に行った議員もおる」と、何かこう思わせぶりなことを言いましたですね。実は私は行ったのですよ。それは、設置断念を求めて申し入れに行きました。そこで、溝江の中島相談役さんが私たちに何と言ったかということ、ちょうど予算案が否決された直後でしたから、「予算案が否決された後も別府市は断念しないと言っている、そういう状況の中で私どもが断念するというわけにはいきません」、こういうふうに言いました。また私たちは、経済産業省にも行きました。そこでお会いをした瀬戸課長は、「本件が、競輪全体のイメージダウンになっており、経済産業省としても辛い。何とか早く円満に解決したい」と、こういうふうに言いました。「別府市は当事者でない」というふうなことを、「法的には」というような修飾語をつけておるようでございますが、昨日も相変わらずのことを言っているなど、こう思っているのですが、私は、経済産業省も溝江建設自身も困っている。当事者中の当事者として、別府市の動向をだれもが注目しているのではないかと私は思うのです。ですから、予算も否決されている、市報問題の裁判でも負けた。あらゆる環境が、やっぱり進出計画中止という決断をすべきところに来ている。その決断をして、この長い両市の争いを終わりにすべきではないかというふうに思うのです。今度の市報問題の裁判の結果をいい契機にして、どうですかね、市長、その辺の政治的な決断をすべきではないでしょうか。

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

昨日来御答弁申し上げておりますように、この件につきまして、現在の状況下で別府市の方から発券をしない、こういうことを言えるような状況にはないと、こういうことは昨日来申し上げておるとおりであります。そういう意味で、別府市の主張は変わっておりません。

また議員、今、中島相談役、それから国の車両課のお話をされましたが、私どもに関しては、溝江建設からも、それから国の車両課からもそういうようなお話は、一切伺っておりません。

○四番（平野文活君） ですから、三者が三者とも、国も、その裁判の結果がどうなるかわかりませんよ、一月の。わかりませんけれども、国も自分のところの手続きが間違っておらんと、こう言っておるわけでしょう。溝江建設も先ほど紹介したように、これは私の前で直接言いましたからね。「ちゃんと文書にして回答してくださいよ」とその場をお願いしたのですよ。「では、文書回答します」と中島相談役さんが約束したのだけれども、次の日帰ったら電話があって、「社長と話をした結果、きのうの口頭回答が、会社としての正式な回答というふうに確認しましたから、文書は勘弁してください」と、こう、それぐらい念を押されたことなのですよ。「自分たちから先に、別府市が断念すると言う前に、自分たちからやめるというわけにいかん」と、こうおっしゃっておるわけです。別府市も同じようなことを言っていたら、三者三すくみで動きようがないのですよ。だから、私は、この際いろんな理屈はありましようが、市報問題で政治的判断でしょう、控訴しないというのは。「別府市は別府市なりの言い分はまだある」と言っていましたではないですか。言い分はあったとしても、このトラブル、長期の争いをどういうふうにけりをつけるか。これは政治判断以外にありませんよ。裁判の結果を待つなどという、そういうことを言わんで、その時期ではないかと思いますが、再度、市長ひとつ。

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

年が明けまして一月二十八日には判決がございますので、私ども市といたしましては、その判決の結果、そしてそれ以降の情勢等を十分に見守りながら、市としての決断をしてまいりたい、こういうふう考えております。

また、一月二十八日に判決が出るわけでありましたが、当然のことながら当事者は、国とそれから日田市と、それから溝江建設ということになりますので、この三者の間で判決に基づいて、判決を踏まえてまた何か動きがあるのかなと、こういうふうには思っております。

○四番（平野文活君） 相も変わらない御答弁で、ちょっと失望しておりますが、もうやっぱりそれは政治的な決断をしなければならぬ時期に来ているというふうに思っています。

次に移ります。市長の政治資金の問題について。職員からの献金は、九月からは受けないということにしたと。そして、法的には問題がなかったけれども、しかし道義的な問題を感じているというふうなことをおっしゃいました。ならば、業者からの献金四千百六十六万円、これはどうなのだろうか。発注者が、受注業者に献金を割り当てる。これは、やはり法的な問題もさることながら、道義的には問題ではないか。これもやはりきちんとけじめをつける――今後の問題として――という必要があるのではないかと思います。いかがでしょう。

○秘書課長（藤原洋行君） お答えいたします。

今、議員御指摘の部分につきましては、パーティー券の関係ということでございますでしょうか。このパーティー券につきましては、今から先、業者にお願いするかどうか、やめるかどうかという御質問だろうと思いますが、この部分につきましては、後援会自身が判断し決断することであろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○四番（平野文活君） きのうの話でも、強制はしていないと、こういうことをおっしゃったのですよね。しかし、一枚二万円のパーティー券の、あなたのところは何枚ですよという枚数を書いた、いうなら献金の依頼状ですよ。それを各業者に送りつけているわけでしょう。それは二枚のところもある、五枚のところもある、十枚のところもある。これはあれではないですか、受け取った業者は、「市から仕事をもらう以上断れない」というふうに私どもの調査にも言いましたよ。私は、立派な強制ではないかと思えます。しかも、「有志が会をつくってしてくれていることで、自分とは直接関係ない」というようなことも昨日おっしゃいましたが、これまたおかしいのではないですか。「井上市長を励ます会」でしょう。なぜ自分が関係ないのですかね。また、そこで得た資金は、井上市長の政治資金になるのではないのですかね。大いに関係があるではないですか。ですから、やはり市職員からの献金は当然のことながら、この業者からの献金という問題も、道義的な問題として重大だという立場から、やっぱり決断をしていただきたいということを要望いたしますが、どうでしょうか。

○市長（井上信幸君） パーティーにつきましては、この八年間、私も初めての経験でございます。私を励ますということからスタートしていただきまして、後援会のみならず多くの方々が中心になって会を開いてくれました。その結果でございますので、ややともすると誤解を与えたところもあるかも知れません。今後、そういう誤解のないような方向づけでこのパーティーについても、後援会ではなくてそういう方々に対して、今後、大いに私の方からひとつ自粛をしていただきたいと、こういうことを申し入れしたいと思えます。

○四番（平野文活君） ぜひとも、そういう方向でよろしく願います。

最後の問題でございますが、くみ取り業者の不正と行政処分についてお伺いいたします。

私が、六月の議会でこの問題を取り上げました。四つの疑惑を提起したわけですね。一つは、公文書を偽造した。二台しかないのに三台の届け出をしたということ。それから、産業廃棄物、取ってはならない産業廃棄物を回収して、入れてはならない春木苑に投入してきたという不法行為、それから、一般の浄化槽の料金に水増し請求があったのではないかという点。最後の四点目は、自衛隊のし尿くみ取りについての水増し請求。この四つの点で疑惑を提起しました。もうあれから随分時間がたちますが、最近ようやくこの調査がいうなら終わって、行政処分というものが出た。どういう調査結果なのか、処分の内容はどのようなものであったか、答弁をお願いします。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

今回の件につきましては、市として捜査権のない中、関係者の協力のもと、指摘の二件の違反行為が確認されました。指摘の二件というのは、グリストラップの収集運搬でございます。もう一件は、営業車両、バキュームカーの虚偽の申請になっております。そこで、業者に対して厳重注意の上、始末書を徴するという処分にいたしました。

○四番（平野文活君） 厳重注意の上、始末書を出させたと。これは行政処分と言えるのか。言えたとしても、最も軽い処分ということですね。四つの疑惑のうち二つ不正がはっきりしたと。一般廃棄物処理業者として市が許可を与えている。その一般廃棄物の業者が、取ってはならない産廃を取って、市のし尿処理場に入れてきた。市としても被害者でしょうが。無許可営業というのがあるのですよ、産廃に関して。これは三年以下の懲役、もしくは一千万円以下の罰金です。解説書を読むと、許可制度のある場合、無許可で営業しておったという問題は、個別の実行行為の違反行為よりは刑罰が重い。何のために許可制度をつくっているか。やっぱり幾つか必要な、だから許可制度になっているわけですね。そういう仕事を無許可でやっている。これは重いと。無免許運転とも同じですよ。その無許可というのは極めて悪質だと。このため廃棄物処理法の罰則体系上、最高刑として位置づけることにした、こうやって無許可営業というのは最高刑だと、この廃棄物の処理法の法体系の中で。ですから、三年以下の懲役もしくは一千万円以上の罰金なのです。そういう業者が、長い長い調査の結果、最初は「そんなことはやっておりません」と、こう言っておった。清掃課も、六月議会の私の質問に対しては、「そういうことはやっておりませんと、業者が言っていますから、そういうことはないと思います」という、この議場でそう答弁したのですよ。もっと調査をすべきだということを要求しまして、調査した結果、先ほど答弁があったように不法収集、不法投棄ということが明らかになったわけです。そうい

う無許可の営業というのは最高刑だというわけですから、始末書を取ったというだけで済ませるといふことは、私はちょっと、そんなに疑いたくないですけれども、この業者と市との関係というのが、不正常な関係があるのではないかと疑わざるを得ない。どうなのですか。処分として余りにも軽過ぎるのではないですか。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（首藤 正君） 二十二番議員さんより議事進行の発言がありますので、許可いたします。

○二十二番（河野数則君） 今、清掃課長さん、次長から答弁がありましたけれども、この答弁はしてはならないのではないかと私は思います。はっきり申し上げて、私の身内がこの業務をいたしております。私の長男が、浄化槽の管理者。この問題は、私の知り合いの会社ではありませんが、ここに表示をされておるのは「くみ取り業者」、別府市に「くみ取り業者」という表示がありますか。まず、課長、お答えください。その後、私がまた言います。

○清掃課長（松田 磨君） それは、存じておりません。

○二十二番（河野数則君） もう一回だけ。別府市が許可をおろしている業者は、法的にちゃんと言いますが、「し尿清掃業者」、「浄化槽清掃業者」、この二つであります。ですから、ここに掲げた「くみ取り業者」なるものは、別府市には存在をいたしません。そのことを私は言いたかった。ですから、質問者に、そのものをちゃんと整理をしていただきたい。「くみ取り」と「浄化槽清掃」は別個でありますから、この二つのものをちゃんと整理しておかないと質問がごっちゃになる。その「くみ取り業者」で当局側も質問はできないというふうに申し上げておきます。

○議長（首藤 正君） 二十二番議員さんより、議事進行の発言がありました。この発言を踏まえて、市当局は答弁をしてください。

○四番（平野文活君） 一般的な呼び名で質問通告しましたが、し尿処理業者が三社登録されている。また、その三社を含めて浄化槽の処理業者が五社登録をされております。私が今問題にしているのは、その両方にも登録されている業者に関してであります。この業者は、以前にも行政処分を受けています。ですから、元従業員の話を知ると、「もう一回何かがあったら、これはもう営業を取り消されるかしらん」というようなこと日常的に話していたそうです。そういう過去にも処分を受けたような不正行為をした業者。今回の不正は、極めて悪質だと。法体系のもとでは最高刑だという問題を起こしながら、そして市も調査した結果明らかだ。県ももちろんそういう判断をしていますが、始末書一枚で済ませる。これは処分にならんと思いますよ。どうなのですか。

○生活環境部長（井上泰行君） お答えいたします。

問題になっております四点の中で二点について問題があったということで、先ほど課長が答弁した状況になっておりますが、こうした中でグリストラップの件につきましては、過去――今のは環境省でありますが一下水道につなぐもとについての前置措置としてグリストラップ、油脂分離槽ということになるわけですが、その辺の取り扱いについて私らが許可権、産業廃棄物についての調査権については、県の中央保健所しかありませんので、県の立ち会いの中で私ども、調査をさせていただいた中で…

…

○議長（首藤 正君） 部長、時間がまいりましたので、簡潔に。

○生活環境部長（井上泰行君） 中での回答ということで御理解をいただきたいと思

います。

○議長（首藤 正君） 休憩いたします。

午後五時 七分 休憩

午後五時二十五分 再開

○議長（首藤 正君） 再開いたします。

○二十一番（泉 武弘君） 先ほど、十九番議員の質問の中で、大変市の税金の有効的な活用について質疑を拝聴させていただきました。十九番議員が税金の問題を大変重く見ておられる。なかなか傾聴に値する質疑でございました。特に「二十一番」というお話を何回もいただきましたので、三ヶ尻議員の質疑に対して、私の私情を一部加えて質問に入りたい、こう思っています。

今回通告をいたしております中で、消防行政について若干私の意見を最初に申し上げておきたいと思

います。

実は、亡くなった草牧さんのお父さんとは大変じっこの関係でございまして、まさに痛ましい事故である。ましてや親の気持ちを考えるときに、大変だろうな、こういう気がいたしております。しかしながら、きょうまでの質疑をお伺いして、事故原因を特定するのは、いささか危険性があるなという実は私は危惧の念を持っています。なぜかといいますと、現段階で中に入った方々の事情聴取が行われていないというところに一つの問題があるかと思っております。いずれにせよ、一名の方が殉職をされた。このことはまさに一大事であるかと思っております。いずれ中間報告から総括へと移ると思っておりますので、その中でしっかりと事故原因、そして再発防止について時間をじっくりかけてやらせていただきたい。当然浮かび上がってきますのは、指揮責任の問題それから体制の問題、いろいろ問題が出ようと思っておりますけれども、今時点でそれを特定するのは、私自身の思いとしてはいささか危険があるなという気がいたしますので、総括ができた段階で詳しく質問をさせていただきたい、このように思っています。

さて、通告に従って質問をさせていただきますが、振興センターを中心としますいろいろな部署への委託件数と委託金額、これについて大まかなところで結構でございますので、まずこれからきょうは御答弁をお願いしたいと思います。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えをいたします。

管理委託を行っている主な公の施設といたしましては、コミュニティーセンター、身体障害者福祉センター、温水プール、各体育施設、各市営温泉、北浜温泉、湯都ピア浜脇、社会福祉会館、志高湖野営場、神楽女湖の駐車場の計十施設となっております。そのうち財団法人別府市総合振興センターとの管理委託の件数と金額でございますが、平成十四年度予算ベースでは、七件の二億七千九百五万八千円となっております。

○二十一番（泉 武弘君） 公の施設の管理委託については、地方自治法二百四十四条の二第三項にその解釈はされていますけれども、この地方自治法の定めは、振興センターだけでは委託することができないのかどうか、この点の公文解釈をお願いしたいと思います。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えをいたします。

公の施設の管理委託につきましては、議員御指摘のように地方自治法の第二百四十四条の二第三項に示されております。その一点目としましては、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、これが第一点であります。二番目に公共団体、三番目に公共的団体に委託することができるとなっております。

○二十一番（泉 武弘君） 今言われる公共的団体の中に、農協、生活協同組合それからNPO、さらには体育協会、こういう公共的な活動をしているのものが含まれるというふうに理解をいたしておりますけれども、その理解でよろしいのかどうか、御答弁ください。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

議員、御指摘のとおりだと解釈しております。

○二十一番（泉 武弘君） さらに、さきに片山総務相が、地方自治法の一部改正を次期の通常国会の中に提案をしたい。これは、民間の会社でも公の施設の管理をすることができるというふうなコメントを新聞に出しています。さきに全国の監査委員大会で地方行政局の専門行政官が来まして、このことについて講話をいたしました。その中で、通常国会に地方自治法の一部改正を提出し、さらに一〇〇%近くそれが法案として整備される方針である、このように専門官が言われました。当局において、この地方自治法の改正について現時点でどのような情報を得られているか、御説明をいただきたいと思っております。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えをいたします。

地方の行財政改革を進めるまず一つといたしまして、総務省が、制度施策改革ビジョンという中の取り組みの一環といたしまして、来年度の通常国会に向けて法改正の提出を目指しているという情報を得ているところでございます。

○二十一番（泉 武弘君） そこで、しかと確認をいたしておきたいわけですが、現在の総務省の法案整備の進捗状況から見ますと、次期通常国会で民間の会社もこのような公の施設の管理ができるというふうに推移することが現実視されておりますけれども、現時点でも公の施設の管理運営では、先ほど列挙しました農協を中心とする公共的団体が受注資格を持つ。こうなるとまいますと、この公の施設の管理運営を振興センターだけに委託をしているということについては、いささか問題が生じるというふうに考えますけれども、当局の見解はいかがでしょうか。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えをいたします。

来年度以降の競争原理の導入ということになるかと思えますけれども、公の施設の管理受託者の範囲が拡大する、すなわち議員御指摘のありましたように、民間会社にも委託できるようになるということになるかと思えますので、そこには必然的に競争の原理が生じるというふうに考えております。

法改正後の運用でありますけれども、法の趣旨を尊重する形で適正に対処していきたいというふうに考えております。

○二十一番（泉 武弘君） 市長、現行法の中でも公の施設の管理については、公共的団体が受注資格を持っているという現状なのですね。さらに、通常国会で民間の会社もこれに参入できるというふうに法整備がさらにされるということになってきますと、新年度の委託契約において、振興センターという第三セクターだけに絞ってこの管理運営をするということは、法に違反した行為だ、このように理解しますけれども、この点について後ほど御答弁を求めたいと思います。

最近出ました新聞の中で、議会事務局にお願いをして、志木市という市が、どういう行政改革に対する取り組みをしているかという資料を取り寄せていただきました。この志木市の内容を精査した中で、ここまでやるのか、ここまでやらなければ、もう地方は生き延びられないのかということが、ここに列挙されております。なぜここまでやるのかということについて、今から四十八年後に日本の人口が一億人を割る。さらに四十八年後には、日本の高齢化人口が三五％に達する。とするならば、税を負担する側は少なくなり、税の恩恵を受ける人の比重が大きくなっていく。そこで志木市では、今の正規職員の雇用体制では、そのような行政サービスの提供が不可能である。そこでどのような手段を講じたかといいますと、平成三十三年までに現在の正規職員五百二十名を二百名減らして三百二十名にする。それで、その減らしたものをどのような手段で行政事務を補充していくかということが、ここに事細やかに出ておる。こ

の中で特に志木市が用いておりますのが、行政パートナー制度という有償ボランティアを活用するという方向でございます。この有償ボランティアが一年間に得られる金額は百五十三万円というふうに試算をされております。これによって将来負担がふえていきます老人介護等の老人に要する費用を、行政パートナーという部分で創出していこうということが基軸になっております。これは、私は大変注目している議案であると同時に、NPOをうまく活用した方法である。これは一つの市の取り組みですが、他都市ではここまで現在もう進んでいる。そこまでしなければ、税収そのものが落ち込む中で負担増だけが求められている中では、地方公共団体は生き残れない、このようになろうかと思っております。

そこで、先ほどお尋ねしました件と、来年度は、振興センターに発注をいたしております委託業務に競争原理を導入するのかどうか、この機会に明確に御答弁を願いたいと思います。

○企画財政部長（須田一弘君） お答えをいたします。

先ほど議員さんより質問のありました法改正の趣旨と申しますのは、施設の効率的な運営の面から委託先の範囲を株式会社など民間の方に拡大するということが大きな趣旨でございます。これは必然的に競争原理を取り入れるということが法の趣旨でございますので、現在、私の方でお聞きしているところでは、来年の三月、春の通常国会に法案の改正案を出すということをお聞きしておりますので、これらの法制度の内容等を十分に吟味しながら、新年度の中で間に合うような事態に恐らくなろうかと思っておりますので、これらの点を含めまして、この競争原理の導入に向けて鋭意努力して、また進めてまいりたいと考えております。

○助役（三浦義人君） お答えをいたします。

実は私は、振興センターの理事長を仰せつかっております。ついに来たかというような感じがいたしております。昨年、理事長を仰せつかりまして、早速この日のことを想定いたしまして、理事長以下で協議をした経緯がございます。端的に言うならば、市役所から委託がなかったら、私どもはどうやっていくのかということからまず取り組んでみましょうということで、まずノウハウ、その充実でございます。これは競争原理でございますから、当然能力がなければ民間に太刀打ちできないわけでございます。そこで、ノウハウを磨いてくれということを一ポイントいたしまして、さらに安く、よく、いいサービスが提供できるように考えてくれということもお願いをいたしたところでございます。この点につきましては、早速、職員みずから自分たちの給与体系を、振興センター独自の給与体系に改定をしていただいたところでございます。

さらに、これは一例を申し上げますと、芝の管理も、今、市の方から受託をさせていただいておりますが、このノウハウにつきましても、恐らく県下でも一番の芝のノ

ウハウを持っているのではないかというように自負をいたしているようなところでございます。

このように、この日を想定しながら私どもは準備をしまいたったわけでございます。しかしながら、さりとてこれを即全面的ということになりますと、これは非常に厳しい面もございますので、その点に関しましては、私の方から市長さんにまたお願いをしながら、漸次そういう方向というものを視野に入れながら業務改善をしていきたいというように考えております。

○二十一番（泉 武弘君） 歴史的な経過、振興センターを見ますと、若干かわいそうな気もするなと思うのです。しかし理事長、やっぱりタクスペイヤーがどう考えるか、納税者がこの問題をどう考えるかということなのです。それで、地方自治法の先ほど言った二百四十四条は今つくられたものではない。当然、管理運営を公共的団体に委託することができたのに今日まで推移してきたというのがありますから、この法律の定めのように市長と理事長との間で情実がないようお願いをいたしておきたいと思えます。

それから、滞納整理の方向に入りますが、十三年度の決算時点で主たる未済額ですね。大体どのくらいあるのですか、別府市の未済額。御答弁を願いたいと思えます。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

平成十三年度の未済でございます。決算書に基づいてでございます。一般会計それから特別会計の国保、下水について、加えまして三十八億七千七百六十三万三千三百三十四円でございます。

○二十一番（泉 武弘君） 新税を「新債権」として、滞納分を「旧債券」という表現でさせていただきますと、旧債権が、水道局を含めて約四十億円ということになると思えます。これは、当然債権として回収しなければいけないわけでございますけれども、このように未済額である債権が増加してきた原因というのは、一口で言いますならば、どのように当局は分析をされていますでしょうか。

○納税課長（遠島 孜君） お答えいたします。

滞納形態を見ますと、議員言われる旧税、滞納繰り越し分と新税、現年度との重複滞納しているケースが多々あります。滞納整理に当たりましては、両方あわせて御相談申し上げ、納税につながる話をさせていただいておりますので、その辺が原因かと考えております。

○二十一番（泉 武弘君） 新税、旧税の御相談をさせてもらっていますから、それが増加した原因というふうに御答弁をいただきましたけれども、しかと間違いありませんか。

○納税課長（遠島 孜君） お答えいたします。

税は、年度ごとに順次発生してきます。滞納も、状況に応じてそのような形になっておりますので、その辺はあわせて御相談申し上げるといふ形をとらせていただいております。

○二十一番（泉 武弘君） 市長、助役、部長、管理職の皆さんにぜひともこの機会に聞いていただきたいわけですが、他の市町村において、滞納整理に対する取り組みは、当市とは大幅に違います。きょうは、何点か、こういうふうに取り組んでいる市があるのだということをお紹介申し上げたいと思います。

まず最初に私が御説明しますのは、茨城租税債権管理機構という団体でございます。これは、茨城県の八十三市町村が、次のような目的で債権管理機構というものをつくっています。市町村の収入未済額の縮減を図るためには、市町村が単独で取り組むよりも、広域的な徴収体制を整備し、専門的で効率的な滞納整理を行う方がより効果的であると考えられるところから、県内全市町村を構成団体とする市町村税の徴収のための一部事務組合、茨城租税債権管理機構を設立したものと、こうなっています。これに参加する市町村は、八十三市町村に及んでいます。職員数が二十四名。この中で市長ね、私になるほどな、こうしなければ税というものは徴収率を上げることはできないなと思ったのが、債権管理機構の二十四名の中で、市町村派遣職員が十六名、県関係の派遣職員が四人、嘱託職員が四人、こうなっている。このほかに特に私が注目したのは、顧問として弁護士それから国税のOB、裁判所の執行官、書記官OB、銀行OB、警察官OB、このような方々が、この債権の管理機構を運営している。それで、徴収率を見ましたけれども、確かに実効は上がっています。

これは一例なのですが、さらに最近の新聞を見てみますと、次のような取り組みが紹介されています。熊本市では、このような取り組みをしています。全国に散らばった滞納者から税を取り立てるため、熊本市は、税務職員を各地に長期出張させて成果を上げている。初めて実施した昨年十一月には、二カ月間職員二人を東京都に派遣、関東の一都六県に住む滞納者八百六十人の自宅や職場を尋ね、滞納額三億四千万円のうち一億三千万円を回収することに成功した。

鳥取県米子市。広島県国税局のOBを収納指導員として採用、市職員に徴収法を指南してもらった。このようにも出ています。

それから、最近の動きとして特に注目されるのは、この動きだろうと思います。埼玉県北本市はことし一月、多額の滞納税徴収を断念した市に、再徴収を迫る住民監査請求をした。

滋賀県滋賀町では十一月、町が、税を滞納した不動産業者の資産の差し押さえを怠ったとして、一部住民が訴訟を行ったと、こうなっています。

市長、四十億の旧債権がありながら、新税の徴収だけに力を注いでいると思われて

も仕方ないようなやり方というものは、負担公平の原則からいって理解を得ることは大変難しいのではないだろうか、このように思います。どうでしょう、徴税業務について、この機会に思い切った対策をとられるお考えはありませんか。この点を御答弁ください。

○助役（三浦義人君） お答えをします。

ただいま、御提言をいただいたわけでございます。その前に、別府市の滞納状況、これは皆さん御案内のとおり、やっぱり観光都市ということでホテル・旅館街が非常に多うございます。その関係のやっぱり土地に絡む滞納金が多い。特に固定資産を中心とした滞納が多いということでございまして、これはよその市以上に厳しい条件があるのではなからうかというような状態がございまして、さらに、現在の土地が非常に不良債権化されているような状況の中でございまして、しかしながら、都市それぞれの状況がございまして、その状況の中でとって行くには、通常の滞納対策では不可能だということを私ども、十分に認識をいたしております。ただいま、各市の状況を御提言をいただいたわけでございますが、私どももすでに取り組んでいる分もございまして、さらに現在、また新たな方向で内部では検討いたしておりますが、それらも含めまして、今後も思い切ったやっぱり改善対策をしていかなければいけないということは、十分認識をしているところでございまして、これにつきましては、積極的に対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

○市長（井上信幸君） 今の御提言でございますが、本当に素晴らしいことをやっているなど。特に未払い租税管理機構というのができておりまして、顧問団にいろいろ弁護士とか警察OBとかがかかっているということは大変よかったと。また、熊本市でもよくやっているなという感じがいたします。

別府でも、御案内のように特別徴収員を毎年つくりまして、その前、私も「市長からの手紙」とか「お願い」という格好で全部に出しました。その期間は随分効率を上げたこともあります。何らかの手だてをして公平・公正の原則に基づいてやはりきちっとした対応をさせていただきたい、このように思います。

○二十一番（泉 武弘君） 滞納整理に対する問題点として、このような問題点を指摘しています。滞納しても五年で時効という地方税法の規定も壁になる。人事異動のある自治体職員は在任中のトラブルを避けがちで、追及が甘くなる問題もある。自治体は、滞納税を効率的に回収するアイデアとともに、行政組織として強い意思と実行が求められると、このように指摘をしています。私もこれは確かにそのとおりだと思うのです。遠島課長がよくやっていることは評価しますが、今の市の職員異動体制で、三年いればほかの課に移ってしまうということであれば、なかなか私は徴税の実を上げることが難しいのではないかという気がするわけです。

そこで、過ぐる議会に税務の専門員を雇ったらどうか、このような指摘をさせていただいておりますが、これについてはどのような段階まで現在いつているのか、御答弁を願いたいと思います。

○企画財政部長（須田一弘君） お答えいたします。

税務の専門員の養成あるいは雇用という関係で、先般九月議会で議員さんから御提言をいただきました。私どもといたしましても、やはり税務の専門職員についての必要性ということにつきましては、十分に痛感しているところでございますので、現在、これは職員の雇用あるいは配置の関係がございまして、人事当局と十分な話を詰めておるところでございますので、これが実現方に向けまして、精いっぱい努力をしてみたいと考えております。

○二十一番（泉 武弘君） 今後の財政係数の推移を見ますと、国庫支出金、地方交付税それから市税収入、これらが大幅に減少しても、ふえるということにはならないと思うのですね。何番議員さんでしたか、今後ふえていくだろう扶助費について指摘をされておりました。まさにそのとおりになるだろうと、こう思うわけです。

そこで、当面別府市が財政収支を見通す中で確たる数字を握っておかなければいけないのは、固定資産税評価替えに伴うところの税収減です。これは、基準値の評価額四六%下落ということですが、大分県で別府市の基準値が、断トツ下落している。これは他に連動しますから、当然固定資産税の税収に連動するわけですが、評価替え後の固定資産税の税収減はどのくらいになるのか、御答弁ください。

○課税課参事（荒金 傳君） お答えいたします。

固定資産の評価替えに伴う平成十五年度の税収見込みにつきましては、平成十四年度見込みと比較しまして、二億数千万程度減少するのではないかと見込んでおります。

○二十一番（泉 武弘君） 一億七千七百万ではないのですか。

○課税課長（羽田照実君） お答えいたします。

議員さんは今「一億七千七百万」とおっしゃいましたが、それ以降、電算からの資料等を打ち上げりましたので、議員さんが「一億七千七百万」をここで二億数千万となるだろうという見込みで、先ほどの答弁になります。（発言する者あり）

電算からの資料が、最近打ち上げりました。その計算によりますと、十五年評価替えに伴います収入見込みの減でございますが、二億数千万になる見込みでございます。

○二十一番（泉 武弘君） 経常的収入が二億を超える減ということになることは、それは市の財政運営の基軸に影響してくるのですね。特に市長を初め執行部の皆さんは、本当に今、別府市は苦しい方向に行かざるを得ないという実情にあるということ全員認識をしておっていただきたいと思うのですね。この中で改革の是非を論ずるよりも、改革ができるものはすべてやる。すべてやらなければ、住民の要求にこたえ

ることのできる公共サービスができないという問題がある。このことだけは教育長、教育現場だから違うという議論にはならないのですよ。もうそこまで別府市は行き着いている。行き着こうとしている。今まで改革ができてなかったら大変なことになっているな、こういう気がするわけです。

そこで、県下十一市の主要なる指標を見てみますと、扶助費のパーセンテージが、別府市は九・四三%、経常収支比率の中で九・四%。一番低い杵築市は四・七〇%。義務的経費が、別府市は六三%と、津久見市に次いで多いわけです。一番低い日田市が五二・三%。後ほどしっかりしたまた議論をさせてもらいますが、生活保護費について山川課長が今議会で、今後、休職等の問題でさらにふえることが懸念されていると言われましたが、約六十億です、生活保護費。今、職員人件費が七十八億。生活保護費が職員人件費と拮抗する時期が来るのではないかということ、大変実は危惧しているわけです。そういうふうに現在の別府市の財政の状態が大変厳しい方向に進んでいるということだけは、この機会に指摘をさせていただきたいと思います。

そこで、よく私は監査委員としてできるだけ朝早く事務局に出させていただいておりますけれども、どんなに言葉を飾ったとしても、よく働いている職員と、そうでもない職員と、全くそうでもないように見受けられる職員がいるのが残念でなりません。これに一律に勤勉手当を支給するという事は、条例の精神からしても私は違背しているのではないか、このような気がしてならないわけです。過ぐる議会に、勤勉手当についてを早く導入して条例のようにすべきではないかという指摘をさせていただいておりますけれども、この実現方については、いつごろを目途にされておりますでしょうか。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをさせていただきます。

勤勉手当の支給に当たっての成績率の導入につきましては、過去、数度となく議会で御指摘をいただいた点でございます。私どもも勤勉手当につきましては、成績率の導入に当たっては、その金額にそれぞれ職員に差が出るということで、内容について評価を人が行うということがまず第一点と、それから、その評定者の主観あるいは思い込みといった問題点もあるというふうに認識をしておりますし、また市の場合、業務内容も非常に広範多岐にわたるということで、支給額で差を設けにくい。いわゆる今後、この評価基準をどう設定するかというところを私ども、今、考えているところでございます。

そうした中で、今、国におきましては、公務員制度改革大綱に基づきまして、平成十七年度までに関係法令を整備いたしまして、平成十八年度からスタートするといった、今、状況でございます。内容については省略をさせていただきますけれども、そうした中で私ども現在、情報推進課が進めてございますイントラネットにおきまして、

いわゆる行政評価システム、あるいは目標管理システム、そして人事評価システムを連動させる中で、これは今、私どもも平成十六年度を目標に関係各課と協議してまいりたいというふうに考えているところでございます。これが実現いたしますと、トータル的な人事管理システムを構築し、議員御指摘の勤勉手当の成績率等の導入に向け努力を今後してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○二十一番（泉 武弘君） 十六年度から勤勉手当を導入する。これはもう勤勉手当は、導入しなければいけない問題を先送りしてきているわけです。十六年ということをしかと今、御答弁をいただきました。

さて、この中で競輪事業。先に、すみません、競輪事業課の課長、お入りいただきたいのですが……。

市の財政に貢献している競輪の流れを見させていただきました。現在、本場開催で全体としては車券売上金額が百三十八億ある。普通競輪で七十四億、記念競輪六十四億。全体として純収入が三億六千五百二十四万四千元。普通競輪では一億一千百万の赤字を出しています。これを記念競輪四億七千六百九十二万四千元で補っている。これが本場の部分だろうと思います。場外開催を見ますと、九十日開催でこの車券売上金額が百億を超えております。純収入が五億六千九百十三万一千円、このような数値になっています。今の別府市の競輪事業を見ますと、記念競輪並びに場外車券売りに頼った競輪事業の経営がなされている、このように考えてもいいと思うのですが、どうでしょうか。課長、御答弁ください。

○競輪事業課長（岩本常雄君） お答えいたします。

今、議員が仰せのとおり、普通競輪の開催は、十三年度決算で一開催で一千万ほどの赤字を計上しています。その赤字を埋めるために記念競輪、特に平成十三年度から場外展開が自由にできるようになりました。そこで、私たちは営業に回らして、場外の記念競輪の売上げを伸ばすことにより収益を上げて、それで穴埋めをする。それとまた、今言われました場外開催におきまして、場外開催をしますと、確実に5%の賃貸料が入ってきます。また、開催経費は本場の方が支払うようになっていますので、そういったことから収益が上がります。それから、私たちは収益事業としての目的を正すためにも、やはり場外開催をふやして行って、一般会計の繰り出しを現在のところしているところでございます。

○二十一番（泉 武弘君） 競輪事業が、大変先行き厳しいということは、入場者数、車券販売額から見ていくと、当然そのようになろうと思うのですね。当市の場合に、大変ありがたいことに収益率というものが、非常に全国五十場の中で高い位置を占めます。これは、この機会に競輪事業課の皆さんの経営努力というものを高く評価させていただきたい、このように思っています。

と同時に、四億五千万円の一般会計繰入金がなかった場合に、当市の財政運営にどのような影響が出るのかということ考えたときに、慄然としなければならないと思います。この競輪事業そのものを見ていく際に、それでは、純収入だけで見ていくことができるのか。ここに雇用されています職員が、平成四年度四百二十八名が、現在は三百十三名ですけれども、場外車券本場開催に伴って約五億の人員費を払う。それでは、競輪事業の収支だけで見ていくことができるのだろうかというのが一つあります。しかし、確実に競輪事業は衰微の方向に向かっている、これだけは確実にだろうと思う。

そこで私は、この機会に競輪事業そのものが将来どうなるのかという市長の諮問機関的なものを立ち上げて、やはり競輪事業そのものをどうするのかという議論をしなければいけない時期に来ているのではないかという気がしてならない。それはなぜかといいますと、現在、場外車券の日田の発売所をめぐって、議会では否決されておりますけれども、民法上の場外車券に対する契約をいたしております。この将来衰微していきだろろうと思われる競輪事業に伴って、別府市がその事実を知っていながら場外車券を販売させるという瑕疵を生じた場合には、私は、また損害賠償の対象になるのではないかということの実には大きな危惧の念を持っているわけです。

そこで、どうでしょうか、現段階で競輪場を廃止しますと、昭和四十七年の後楽園競輪の廃止のときの補償基準に照らして公務員給与のアップ率を加算したときに、約四十億円の清算金が必要になる、このようにならうと思うのですね。さきに競輪選手会が訴えたという一競馬でしたか、競輪でしたか、訴えたという見出しで出ていました。市長、もうこれは待ったのかからない問題だと思います。競輪事業を今後どうしていくのかということは、客観的なデータや科学的な分析によって、やはり行政として一定の方向を示すべき時期が来ているというふうに理解しますけれども、行政の見解を賜りたいと思います。

○競輪事業課長（岩本常雄君） 今後の競輪の見通しということでございますけれども、やはり先ほど答弁しましたように、普通開催は非常に厳しい状況でございます。やはり記念競輪と場外受託収入。では、このままでいいのかということ、今、別府競輪の場合はとにかく収益を上げるように頑張っておりますけれども、今、競輪会そのものが大きな問題点を抱えております。それは、経済産業省によります競輪の開催日数の制限、常時別府競輪の場合は七十日開催をしなければならない。今年度では六月に施設改修、一月から三月にかけて宿舍の改修等があります。それで競輪開催が通常ができないにもかかわらず七十日しなければならない。それが十一月、十二月の集中する売り上げの減少につながっております。また、日本自転車振興会の交付金の問題、これは平成十四年度から約一割ほどカットになりました。また選手会の賞金問題。

別府もそうですけれども、選手会が一開催三日のときに七千六百万ほどの賞金があります。防府競輪は、売り上げが三日で七千六百万ぐらいしかいかないときもある。だから、そういったことも含めまして、別府競輪をどうするかということをして現在、基本計画を策定中でございますので、その結論が出まして、やはり全体的に、全国的な話し合いで別府競輪を考えていきたいと考えております。

○二十一番（泉 武弘君） 行政として方向づけを遅きに失さないようにしてもらいたい。車券販売額、入場者数から見ていって衰微の方向に行っていることは、もうこれは確実なのです。だから、その状況が確実な中で将来の方針を決めることは、大変大きな行政としての責任だと思います。そのときに、先ほど言いました五億になんなんとする人件費の問題ですね。それから、出店業者等の問題。こういういろいろなものを勘案してやらなければいけないと思いますが、ぜひとも市民に問いかける。この公営ギャンブルというものを存続するのかどうかということ、具体的に市民に問いかけ、何らかの結論を得られるような諮問を具体的にすべきではないかというふうに考えますが、いかがですか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

先ほど課長からお答えしたとおりでございますし、別府競輪といたしましては、先ほど収益率の関係で評価をいただいて、まことにありがとうございます。非常に厳しい状況、これだけ激変するというような予測がないような状況の中で今日に至っているというような状況でございます。西宮、甲子園、門司が、競輪を今年度廃止したという状況がございまして、その中でも、先ほど御指摘がありましたように、門司競輪、全国の選手会四千人が損害賠償を訴えるというような状況もございまして、こういう中で約二年間の猶予期間を持ってというふうな選手のあらかじめ、中津競馬も急遽ということで裁判等もろもろ問題になっている状況がございまして、したがって、ただいまの御提言でございますが、課長がお答えいたしましたように、総合基本計画を現在策定中で、今年度中には完成をいたす予定になっております。こういうことを踏まえまして、御提言のことも含めまして、将来の別府競輪あるいは競輪事業のあるべき姿について十分検討していくということを取り組んでまいりたい、このように考えております。

○市長（井上信幸君） 御提案の件でございますが、御案内のように五年前は、赤字競輪場は五場ございました。現在お聞きしましたら、もう三十に近い赤字競輪場ができています。こういう一つの経過を眺めますと、やはり御指摘のように諮問機関を置きながら、また必要があれば市民にいろいろとお聞きいただいて、ぜひ必要な手を打たなければならない時期が来るなど。ですけれども、急遽閉鎖ということになると、いろいろ問題が起きますので、やはり将来展望に立ちながら、足元を見て、やはりこ

ういうことで諮問機関を置いて行動させていただくと、このように思っております。

○二十一番（泉 武弘君） ぜひとこのことについては、別府市の繰入金自体から考えても大変に財政運営に影響がある。それから雇員の皆さん方の、働いている方々の生活という問題、経済波及効果というものもある。今、私は、諮問をしたらどうだろうかという話をさせていただきましたが、これに対しては行政として方針を出したい、このように御答弁がありましたので、それで結構かな、こういう思いです。いずれにせよ、行政として判断をされるのを遅きに失さないようにぜひともお願いをしておきたい、こう思います。近くには、中津競馬の問題がありました。皆さん方が、いろいろ解散に伴う紛争があったことは、つい先日のことですから、このようなことのないようお願いをいたしておきたいと思います。

さて、先ほどお見えになっていただきました山川課長、お願いします。山川課長に端的にお尋ねをします。

最近の保護の特徴として、年金を担保にして保護を受けるということが散見されますが、年金を担保にした保護申請と保護開始した件数だけ、まず最初に御報告ください。

○社会福祉課長（山川浩平君） 古い統計で申しわけございませんけれども、昨年とことしの四月、五月でその辺の調査をいたしております。それで判明したのが、本年五月の時点では、一応前年はゼロ件でしたけれども、ことしは五件ということで、大体そのような状況で毎年進んでおります。

○二十一番（泉 武弘君） 本来、年金という自分の生活の糧を、国が担保とすることを突然認めた。そのことで今、山川課長が報告されたように、年金を担保にして生活保護を受けているという実数が出てきている。これはひとえに市だけで解決できる問題ではありませんけれども、本来、私の感情とすればあってはならないことだと思うのですね。

そこで今、生活保護に対して、やはりこのように苦しい時代ですから、市民の皆さんから適切な運用がされているのかという厳しい実は指摘があります。そこで、きょうは、生活保護を受けている六十五歳の方と、年金を受けている六十五歳の方を比較したときに、年収額、月額でどのような差が出るのか、これを御説明いただけませんか。

○社会福祉課長（山川浩平君） お答え申し上げます。

生活保護の場合は、年齢によってすべて金額、受給額が違ってきますので、ただいま御質問がありました被保護者の場合については、六十五歳男性、そして年金受給者につきましては、国民年金の老齢基礎年金、これを対象に数字を申し上げたいと思います。被保護者で単身男性で、仮に家賃が上限が基準額二万七千五百円になっており

ます。これを支給した場合は、一カ月おおむね十万円という金額になります。これに対しまして年金受給者は、国民年金の老齢基礎年金ですと、年金担当課にこれを確認いたしましたけれども、年額最高が八十万四千元、月に割りますと月額六万七千元。いわゆる三万三千元ほどの差が生じておるという状況でございます。これは、もう単純な数字だけでございます。

○二十一番（泉 武弘君） ここの、アンバランスなものが生まれているわけですね。年金を一生懸命掛けてきた方々は月額六万七千元、年金を何らかの事情で掛けることができなかつた生活保護者の場合は十万円。その差額が、生活保護者の方が三万三千元受給額が多いということなのです。ここに今、国民の目が行っているのだと実は思うのですね。

そこで、私はかなり前の議会に、外山建設部長に、軽微な公共事業でこういう失業対策的な事業に振り向けることができないうか、内部で調整してほしいというお願いをいたしましたら、私が市長選で負けた間に外山さんはいなくなりました。回答は部長までいただきに上がればいいのですが、これはぜひとも検討していかねばいけない。五十八億の生活保護費の中で、就職ができないために現在保護を受けている方もいらっしゃるわけです。この方々に保護を出すのか、公共的な仕事を出すのかということになりますと、二重の違いが出るのですね。片方では仕事を与え、保護額が減少する。どうですか、六十億円にもなんなんとしています。

前の一列目の方に御答弁を願いたいと思うのですけれども、これは真剣に考えなければいけない問題だと思いますが、どうでしょうか。

○助役（三浦義人君） お答えをいたします。

私も担当助役といたしまして、この生活保護と年金の受給者というのは、十分認識をいたしております。そこで、これは現実問題としてこういうのがあるわけでございますので、私どもといたしましては、やはりそのギャップを埋めると申しましうか、やはりその受給者に対しましては就職指導、これは自立ということが、今の制度の中では多少やっぱり薄れているわけでございます。社会復帰ということでございます。ここに大きなやっぱり視点を持っていかないと、この問題の解消は難しいのではなからうかというような思いもいたしております、事あるごとに担当部課長ともそういう面は重要視するように、また指導もいたしておりますので、今後もその点につきましては十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

○二十一番（泉 武弘君） あくまでも生活の保護というものは、最終的に自立を促す、こういうことが最終目標になっています。そういうことからしますと、仕事をしたいけれども仕事がない。そして、そのために保護を受ける。その人たちに公共的な事業の中で可能である限り仕事を与えてほしい。これは、この機会に強く求めておき

たいと思います。

こんなに五分も時間を残してやめるというのは、私はざんきにたえませんが、なかなかこの十二月は忙しい時期ですから、四分も残して、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。次の本会議は、明日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時 二十分 散会